資料-4

九州道路啓開計画

（第２版）

令和６年●月

九州道路啓開等協議会

目　　次

１．計画の概要 1
１－１．計画策定の背景 1
１－２．計画策定の目的 2
１－３．計画の位置付け 3
１－４．「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」について 4
１－５．九州東進作戦 11

２．事前の備え 13
２－１．道路におけるリスク情報の把握 13
２－２．被害の想定 16
２－３．道路啓開路線の選定 22
２－４．道路啓開調査・作業 40
２－５．タイムラインの作成 45
２－６．人員、資機材等の体制構築 48
２－７．訓練の実施 51
２－８．事前広報の実施 52

３．発災後の対応 53
３－１．被災状況の把握・情報集約・共有 53
３－２．初動体制及び人員・資機材について 57
３－３．道路啓開の実施内容 58
３－４．関係機関との連携 65
３－５．発災後の広報の実施 67

４．今後の課題 68

（別表１～６）緊急輸送ルート道路啓開調査・作業分担表

（巻末資料）
参考１．規約、協議会・幹事会メンバー
参考２．南海トラフ地震における具体的な
応急対策活動に関する計画（九州関係のみ抜粋版）

１．計画の概要

１－１．計画策定の背景

九州は、福岡市・北九州市・熊本市の政令市を有すると共に、県庁所在都市等の高次都市機能を有する都市圏が適度な間隔で分散している。

一方、九州縦貫自動車道・九州横断自動車道・東九州自動車道をはじめとする高規格道路等の整備により、これらの都市圏がネットワークされ域内循環が可能となってきている。

このような中、九州東側沿岸において南海トラフを震源とする大規模地震（以下「南海トラフ地震」という。）については、「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）（平成 25 年 5 月 24 日）」（文部科学省地震調査研究推進本部）において、“地震の規模Ｍ８～９クラスが３０年以内に７０％程度の確率で発生する”といった地震発生の可能性が示されている。南海トラフ巨大地震が仮に発生すれば西日本を中心に関東から九州の広い範囲で、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生し、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になると想定されている。　中央防災会議防災対策推進検討会議　南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループは、最新の科学的知見等に基づき、平成２５年５月に「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」において被害想定を公表しており、南海トラフ巨大地震で発生する最大クラスの巨大地震・津波にて、九州では震度６弱以上が約６０市町村、津波高１０m以上の巨大な津波が九州東側沿岸の３県（大分県、宮崎県、鹿児島県）にわたる範囲で襲来し、死者は最大で約５.９万人（津波による死者約５.５万人）、浸水面積は約２７０ｋｍ^2、約８０市町村となる等、広域的に甚大な被害の発生となることが試算されている。

また、地震発災後の応急災害対策（緊急物資の輸送等）を支える基幹的インフラである道路については、南海トラフ巨大地震の被害想定において、各種道路被害の発生に加え、津波による道路へのがれき、電柱の倒壊、道路施設の損傷、放置車両の発生等に伴い、道路交通が遮断されることにより、発災直後から、特に九州東側沿岸の浸水区域を中心として、深刻な道路交通麻痺等が発生し、災害対応に大きな支障となることが危惧されている。このことから、地震発生後直ちに迅速な道路啓開が可能となるよう九州における道路啓開計画を策定しておくことは非常に重要である。

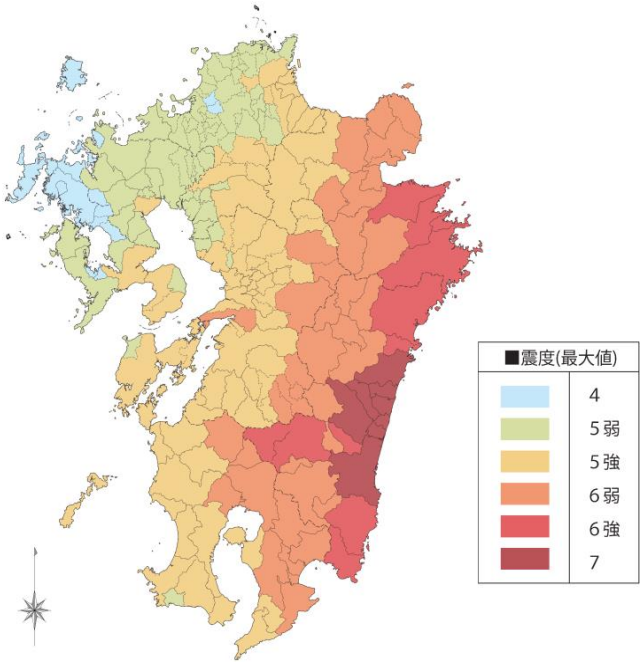


図１　「南海トラフ巨大地震」想定震度分布

※「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）平成 24 年 8 月 29 日　内閣府報道発表資料」を資料として九州地方整備局作成

１－２．計画策定の目的

東日本大震災では、負傷者の命を救い、被災者に緊急物資を届けるルートを確保するため、緊急通行車両が移動できるルートを切り啓く「道路啓開」（「くしの歯」作戦）を実施し、人命救助や緊急物資の輸送、復旧・復興に大きく貢献した。

平成２６年１１月２１日に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、迅速な道路啓開に向け、放置車両対策等の強化を図るための措置が盛り込まれた。これにより、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模な災害発生時に、図２の流れに示す手続きを経て道路管理者が放置車両・立ち往生車両等の移動・撤去を行うことが可能となった。この法改正の趣旨に鑑み、車両移動等を含む道路啓開が発災後迅速に進められるよう、道路啓開の手順・体制等を定めた道路啓開計画を作成し、その準備を進めておくことが重要である。

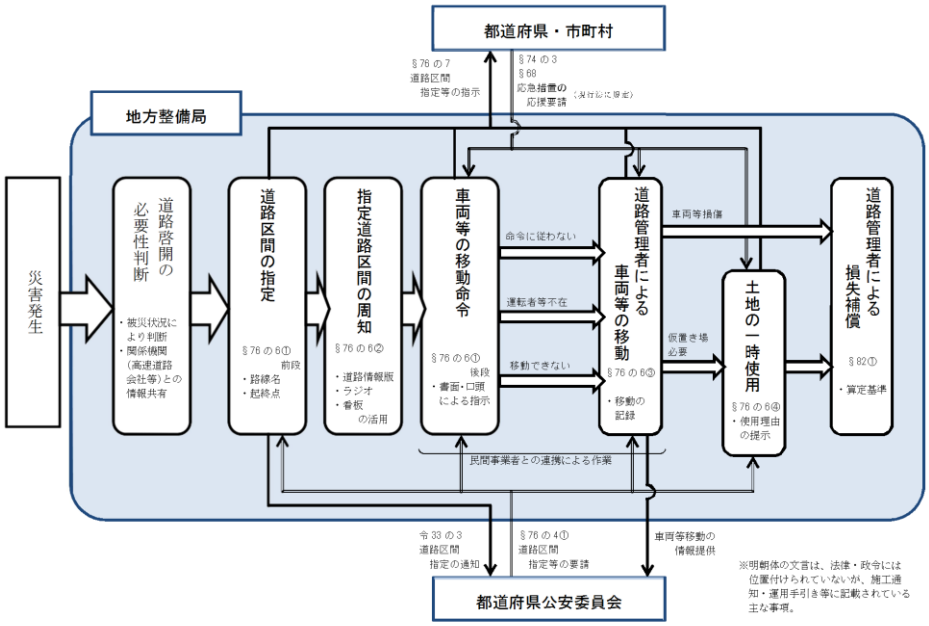


図２　改正災害対策基本法に基づく車両移動の流れ（直轄国道）

また、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（中央防災会議）に基づき、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（中央防災会議幹事会）（以下「具体計画」という。）が、平成２７年３月３０日に策定された。それ以降、適宜計画の改定が行われ、令和５年５月に第６回改定版が策定されている。

この具体計画には、先に示した内閣府の被害想定に基づき、国が実施する災害応急対策に係る緊急輸送ルート、救助、消火活動等、医療活動、物資調達、燃料供給及び防災拠点に関する活動内容が具体的に定められている。

平成２７年３月の具体計画策定を受け、平成２７年１０月２０日に各道路管理者・関係機関からなる「九州道路啓開等協議会」を組織し、具体計画に示された緊急輸送ルートについて、道路

啓開調査(緊急点検)、道路啓開作業の実施者及び、タイムライン、人員・資機材等の体制構築、被災情報の把握・情報集約等を定め、より実行可能な計画として、平成２８年３月に「九州道路啓開計画(初版)」を策定した。今回、「令和６年能登半島地震を踏まえた緊急提言」や関連計画の改定、道路整備等の地域情勢変化を踏まえ、「九州道路啓開計画(第２版)」をとりまとめた。

なお、国土交通省南海トラフ巨大地震対策　九州ブロック地域対策会議においては、平成２６年４月１日策定の「国土交通省　南海トラフ巨大地震対策計画　九州ブロック地域対策計画【第１版】」の中で下記事項を記載している。

・被災箇所の迅速な復旧や道路及び航路等の啓開体制の構築を図るため、企業・建設業団体等との災害協定の締結や関係機関による協議会等を設置し、連携強化を図る。
・陸・海・空のあらゆる方面からの迅速な進出ルートを確保(総合啓開)するため、陸においては、九州東側沿岸部(大分、宮崎、鹿児島)の地震・津波被災を想定した道路啓開計画の作成。

１－３．計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法に基づき作成された防災基本計画や国土交通省防災業務計画を上位計画とし、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」で指定された緊急輸送ルート計画等の既往の計画と整合を図り、南海トラフ地震が発災した際に九州地方整備局管内で道路管理者等が行う道路啓開に必要な行動計画について、具体的な実施方法等を定めたものである。

改定にあたっては、中央防災会議における各計画や道路啓開計画に関する提言等を反映するとともに、管内の自治体で策定された道路啓開計画との整合性を確認した。これらは九州道路啓開等協議会を活用し、意見照会や調整を通じて確認しながら進めた。

なお、上位計画や関連計画が改定された場合や、関係機関による防災対策の進捗等に応じて、適宜必要な改定を行うものとする。また、防災訓練や実災害への対応等を通じて得られた課題や対応を随時反映するものとする。

１－４．「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」について

具体計画において、本計画を策定する上で重要な記述について抜粋し、以下の□内に示す。

１－４－１．具体計画に基づく初動対応と活動体制の確立

（１）具体計画に基づく初動対応を行う判断基準

① 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下これらを総称して「防災関係機関」という。）は、次のいずれかの場合には、被害全容の把握を待つことなく、具体計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始する。

ア 地震発生時の震央地名の区域が、モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度６強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合

イ モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域でＭ８．０以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合（以下「先発地震が発生した場合」という。）

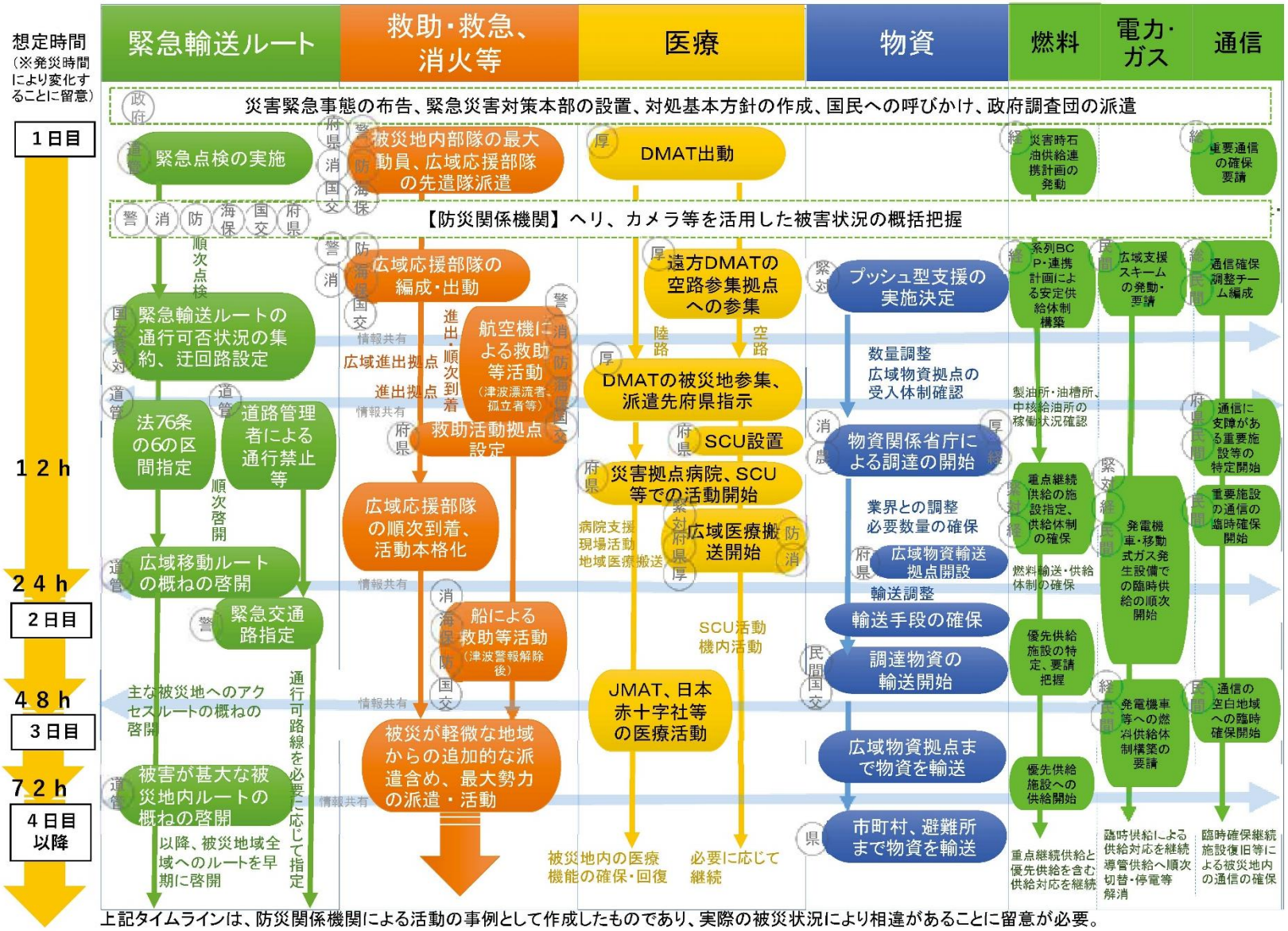
② 上記①の基準に相当する地震が発生後、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について（平成 15 年 11 月 21 日閣議決定）」に基づき内閣危機管理監が参集させる緊急参集チームにおいて、防災関係機関が具体計画に基づく行動を開始していることを確認する。

１－４－２．タイムラインに応じた目標行動

（１） 具体計画では、発災時からの経過時間に応じた６頁に示すタイムラインを目安に、防災関係機関は緊急災害対策本部の総合調整の下、相互に連携して迅速な行動を行う。

（２） このタイムラインに定めた内容は、国及び地方公共団体の複数の防災関係機関が人命救助のために重要な 72 時間を意識しつつ、緊急輸送ルートの通行確保、救助・救急活動、消火活動、医療活動、物資供給、燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保等の活動を整合的かつ調和的に行うための目安である。実際には地震の発生時間や被災状況、各防災関係機関の実情に応じて相違があることに留意が必要である。

南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン（イメージ）



上記タイムラインは、防災関係機関による活動の事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

１－４－３．緊急輸送ルート計画

１．趣旨

（１） 緊急輸送ルート計画は、被災府県の被害が甚大な地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、発災直後から、部隊等の広域的な移動など人命の安全確保を主眼とした全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ通行を確保すべき道路を定めるものである。

（２） 緊急輸送ルートは、全国からの応援部隊や緊急物資輸送車両等の広域的な移動を確保するとともに、甚大な地震・津波被害が見込まれる地域及び防災拠点に到達し、活動を確保するために、都道府県地域防災計画で定める緊急輸送道路を踏まえ、国土の骨格をなす幹線道路である高速道路、主要国道を中心に必要に応じて都道府県等が管理する道路も含め、選定したネットワークである。

（３） 発災時には、被害の全容把握に時間を要することが予想される中にあっても、あらかじめ選定した緊急輸送ルートについて、他の道路に優先して通行可否情報（通行不可の場合における迂回ルート情報を含む。）を遅滞なく集約し、防災関係機関間で情報共有を速やかに行うとともに、早期に通行確保を行うことが重要である。このための備えとして、あらかじめ地図情報も含めて防災関係機関間で広く情報共有を図るとともに、発災時の情報共有や緊急通行車両等の通行の確保のための具体的な手順を明らかにする。

（４） 防災関係機関は、発災後、第１章　３．に掲げるタイムラインを目安に、緊急輸送ルートの確保に関する活動を連携して実施する。

２．緊急輸送ルートに対する発災時の措置

（１）緊急輸送ルート計画

① 緊急輸送ルート計画に緊急輸送ルートとして定める道路は、全国から被害が甚大な地域及び防災拠点に到達し、活動するための必要最低限のルートとして選定[2]したものである。（別表２－１　緊急輸送ルートの路線及び区間、別図２－１　緊急輸送ルート、各種防災拠点一覧図）

② 防災関係機関は、発災後、緊急輸送ルート計画に定められた道路に対して、通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧、交通規制等の通行の確保の

---

[2] 緊急輸送ルートは、この計画において以下の４種類の考え方で整理している。

- 広域移動ルート：部隊等の広域的な移動のためのルート。主に高速道路又は直轄国道により構成される。高速道路と直轄国道等の幹線道路としての機能が重複している場合には、高速道路を優先している。また、都市部においては、発災時の混雑等による通行困難等も加味し、環状的なネットワークも考慮している。
- 被災地内ルート：甚大な地震・津波被害が想定される地域内のルート。
- 代替ルート：被災地内ルートのうち、想定津波浸水域を通過し、津波浸水により通行できない可能性が高い場合に考慮するルート。
- 拠点接続ルート：人命の安全確保のために特に重要で代替拠点を確保することが困難と見込まれる航空搬送拠点及び製油所・油槽所と上記のルートの間を接続するルート。

ための活動を最優先で実施する。

③ 緊急輸送ルートから各防災拠点、災害拠点病院など重要な拠点へのアクセスについては、各道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）が、被災状況等を踏まえ、必要な啓開を速やかに行う。

④ なお、発災時に実際に活動を展開するにあたっては、刻々と変化する、道路管理者や各施設管理者からの被災情報・通行可否情報等を踏まえ、ルートの見直しなど、柔軟に対応することが必要となる。

（２）緊急輸送ルートの点検、啓開・応急復旧

① 国土交通省は、緊急輸送ルート等について、通行可否情報の共有、必要に応じた点検、啓開活動・応急復旧を行う。

② 国土交通省は、このタイムラインに応じて、緊急輸送ルート等について、他の道路管理者が管理するものも含め、

ア 通行可能区間（緊急通行車両のみか否かを含む）

イ 通行止め区間（通行止めの要因及び解除の見通し並びにその間の迂回ルート情報を含む）

ウ 点検中区間（点検完了の見通しを含む）

エ 未点検区間（未点検の要因を含む）

を明らかにして、緊急災害対策本部に対して定期的に報告するものとする。

③ 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、国土交通省と連携し、緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を防災関係機関に共有する。

④ 現地対策本部は、その所管区域内の国土交通省地方整備局及び被災府県と協力して上記の情報収集を行うとともに、必要に応じて、通行の早期確保に関する調整を行い、その結果を速やかに緊急災害対策本部に報告するものとする。

⑤ 警察庁は広域交通管制システム、国土交通省は災害通行実績データシステムによって官民ビッグデータを活用し、相互に連携を図りつつ、緊急輸送ルート等の通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を緊急災害対策本部に提供する。

⑥ 道路管理者は、早期の道路啓開のため、バイク・自転車隊、カメラやＵＡＶ（無人航空機）等の活用のほか民間が保有する情報の活用による迅速な情報収集力の向上に努めるとともに、啓開用資機材を融通できるよう、民間も含めた資機材保有者間の情報共有及び資機材共有の仕組みを事前に構築しておく。

⑦ 道路管理者等は、その管理する道路について、効果的な障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を行い、道路機能の確保を行う。

⑧ 国土交通省は、迅速な救急救命活動や救急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

⑨ 道路管理者等は、必要に応じて、自らの管理する道路について、法第76条の６の規定に基づき、区間の指定を行い、車両の移動など緊急通行車両等の通行を確保するために必要な措置を行う。また、道路啓開の実施と併せ、啓開の支障とならないよう立ち往生車両を誘導し、滞留車両を円滑に移動させ、緊急通行車両等の通行を確保する。

⑩ 国土交通省は、津波による浸水が緊急輸送のための交通の確保の支障となる場合

には、排水ポンプ車の派遣、湛水の排除を迅速に行う。

⑪ 路上の障害物の除去、除去した障害物の仮置場への運搬等複数の機関が協力して措置する必要がある事項については、現地対策本部で必要に応じ協議をするなど防災関係機関が協力して必要な措置をとる。

⑫ 道路管理者は、被災地域内の交通負荷を可能な限り軽減するために、発災時に高速道路上を走っている車両を遠方の出口へ誘導することがある旨等について、あらかじめ利用者に理解と協力を求める。また、発災後は適切にこれらの誘導等を促すなど、被災地全体の交通制御を見据えた現地体制、迂回路の設定や情報収集・提供装置の確保など、誘導方策等についてあらかじめ検討する。

⑬ 国土交通省は、被災状況や復旧状況に応じて関係機関と連携し、交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策などを統括的に実施し、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保に努めるものとする。

（３）必要な交通規制の実施

① 被災都府県警察は、緊急通行車両等の通行を確保するため、直ちに被害が甚大な地域への車両の流入禁止規制や一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制を行い、緊急交通路指定予定路線からの一般車両の排除等を行う。

② 都府県公安委員会は、緊急交通路を指定するために必要があると認めるときは、法第76条の４第１項の規定に基づき、道路管理者等に対し、法第76条の６の規定に基づく車両の移動等の措置をとるべきことを要請する。

③ 警察庁は、緊急輸送ルートについて、道路管理者による道路啓開状況を踏まえ、都府県公安委員会が必要な緊急交通路を迅速かつ的確に指定するよう指導・調整を行い、緊急通行車両等の円滑な通行を確保する。

④ 緊急災害対策本部は、警察庁及び都道府県に対して、緊急自動車以外の災害応急対策に従事する車両や緊急物資輸送車両等の緊急交通路の通行のため、都道府県公安委員会及び都道府県知事が緊急通行車両確認標章の交付を円滑に行うことができるよう必要な情報提供を行う[3]。

⑤ 南海トラフ地震発生時には、都市部において深刻な道路交通麻痺が想定されることから、被害が大きい地域の都市部における緊急輸送ルートの確保に際しては、自動車利用の制限、放置車両の移動など国民の理解・協力が必要不可欠である。そのため、政府、被災都府県は、一般車両の通行禁止等について、広く国民に協力を要請する。

[3] 災害対策基本法施行令等の改正により、令和５年９月１日からは、災害応急対策に従事する車両や緊急物資輸送車両等の緊急交通路の円滑な運行ができるよう、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けることが可能となる。

（国民への協力要請の例）

・通行禁止等の交通規制が行われた区域又は道路の区間を通行中の車両の運転者は、速やかに他の場所へ移動してください。
・通行禁止等の交通規制が行われている道路以外の場所への移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車し、緊急通行車両の通行や災害応急対策の実施の妨げとならないよう駐車してください。
・道路上に駐車する際には、道路啓開作業時に車両の移動を行えるようエンジンキーは付けたまま又は分かりやすい場所に置き、ドアはロックしないようにしてください。
・渋滞の発生を防ぐため、避難や家族の迎えなどに自動車は使用しないでください。

（４）港湾及び河川等の活用

① 緊急災害対策本部及び国土交通省並びに被災都府県は、地震被害により道路が寸断されるなど、陸路による移動や輸送が困難な場合、海上輸送拠点に指定された港湾や地域防災計画に位置づけられた漁港、緊急用河川敷道路、緊急用船着場[4]など河川の活用を検討する。

② 上記①の活用に備えて、発災後、港湾管理者や漁港管理者、河川管理者は、津波の状況等を踏まえ、必要に応じて、海上輸送拠点に指定された港湾や地域防災計画に位置づけられた漁港、緊急用河川敷道路、緊急用船着場の点検を行う。

[4] 国土交通省は、防災業務計画において、災害時の緊急復旧活動等のための緊急用河川敷道路、緊急用船着場の整備を推進しており、例えば、淀川では緊急用河川敷道路を 65.5㎞、緊急用船着場を 9 箇所整備するなど、災害が発生した場合の河川の活用に備えている。

１．防災拠点の種類及び機能

（１） 防災拠点については、第６章までの各分野の活動に係る計画に示したとおりであるが、改めて具体計画で用いる防災拠点の分類及びその機能を整理すると、以下のとおりである。

（２） 緊急災害対策本部、現地対策本部及び防災関係機関は、国が運用し広域的な緊急物資や復旧資機材の輸送に当たり中心的役割を果たす基幹的広域防災拠点（堺泉北港堺２区）と地方公共団体が運用するこれらの防災拠点と密接に連携を図りつつ、効果的な災害応急対策を実施する。

（３） 防災拠点は、いつ発災するか分からない南海トラフ地震に対して、発災時点で実際に利活用できる施設とする必要があることから、既存の施設のうちから選定している。ただし、地方公共団体において、防災拠点の整備が具体的に進捗している場合には、その進捗に応じ、当該防災拠点の活用を検討する。

分類	機能
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一次的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの（別表３－２）
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける被災都府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの（別表３－２に重点受援県に係るもののみ掲載）
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、被災地方公共団体があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの（別表３－３に航空機用救助活動拠点のみ掲載）
航空搬送拠点	広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、ＳＣＵが設置可能なもの（別表４－１、４－２）
広域物資輸送拠点	国等から供給される物資を被災府県が受入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって当該府県が設置するもの（別表５－３）
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの（別表７－１）

１－５．九州東進作戦

本計画では、地震発生時の震央地名の区域が、南海トラフの巨大地震モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、南海トラフ地震の大規模災害において、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度６強以上の震度が観測された場合、又は大津波警報が発表された場合、全国及び九州各地からアクセスが可能となるよう、高速道路、国道、県道等を活用し、九州東側沿岸に向けて一斉に進行する作戦（以下、「九州東進作戦」という。）を実施することとする。作戦実施にあたり、各県の道路啓開計画と整合を図り、県境を跨ぐ広域的な道路啓開計画として「九州東進作戦」を実行する。

各道路管理者、関係機関が連携・協力のもと情報を共有し、高速道路、国道、県道等を利用することにより、緊急輸送ルートを緊急通行車両のため、最低１車線を確保することで、より短時間で道路啓開していくこととする。

なお、人命救助で生存率が大きく変化する時間は３日間とされ、一般的に『７２時間の壁』といわれている。これまでの時間に迅速な道路啓開ができるかどうかが人命救助に直結することとなる。

九州東進作戦では、道路啓開がその後の消火活動や救命・救助活動、緊急物資の輸送等を支えるとともに、人命救助の７２時間の壁を意識した具体計画に基づき、タイムラインに応じて、

発災後、

・１２時間以内に広域移動ルートの通行可否状況の集約や迂回路設定

・２４時間以内に広域移動ルート、防災拠点へアクセスするルートの概ねの道路啓開

・７２時間以内に被災地内ルートの概ねの道路啓開

を完了することを目標とする。

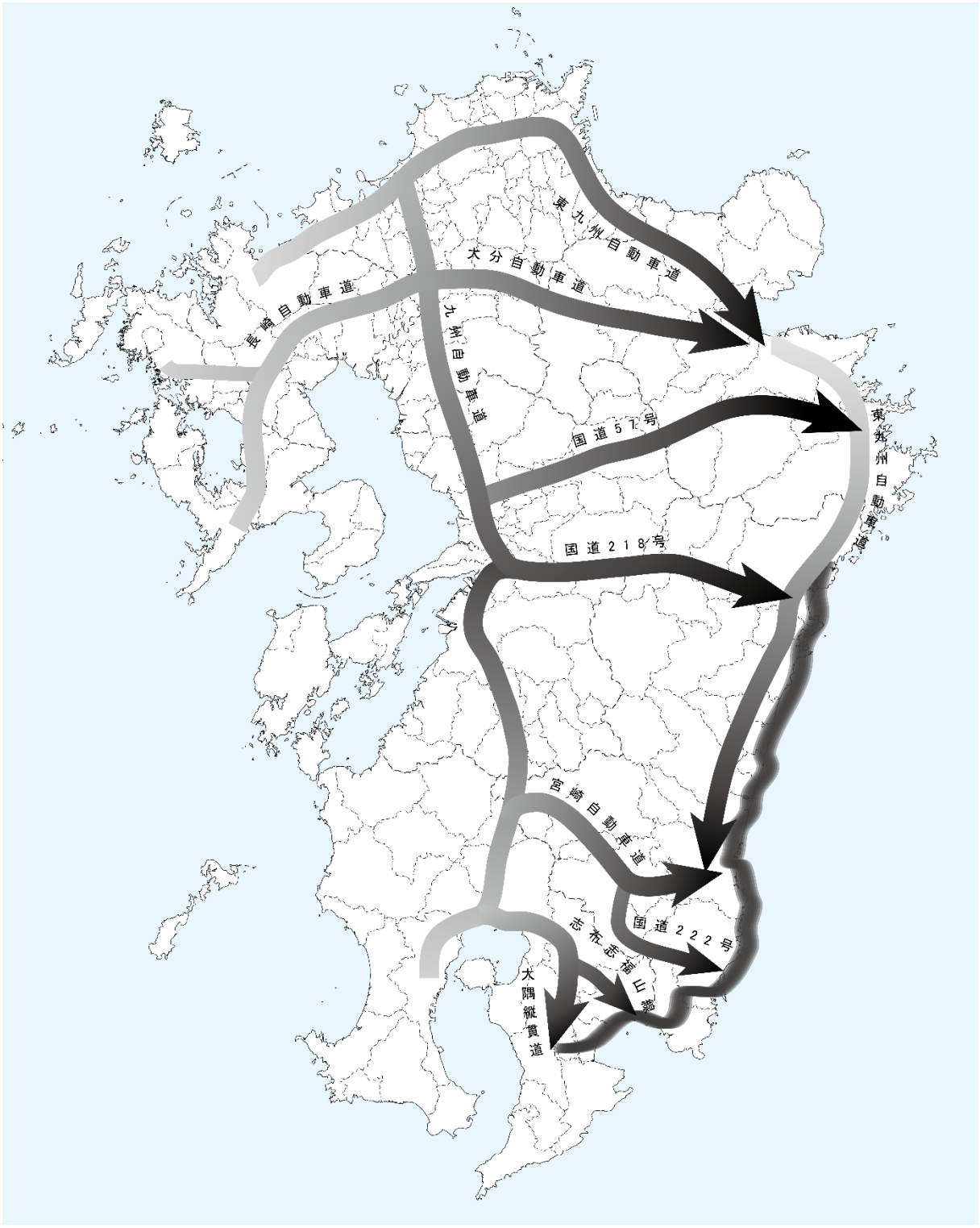

東九州自動車道
大分自動車道
宮崎自動車道
九州自動車道
国道57号
東九州自動車道
国道218号
宮崎自動車道
国道222号
志布志
大隅縦貫道

図３　九州東進作戦

２．事前の備え

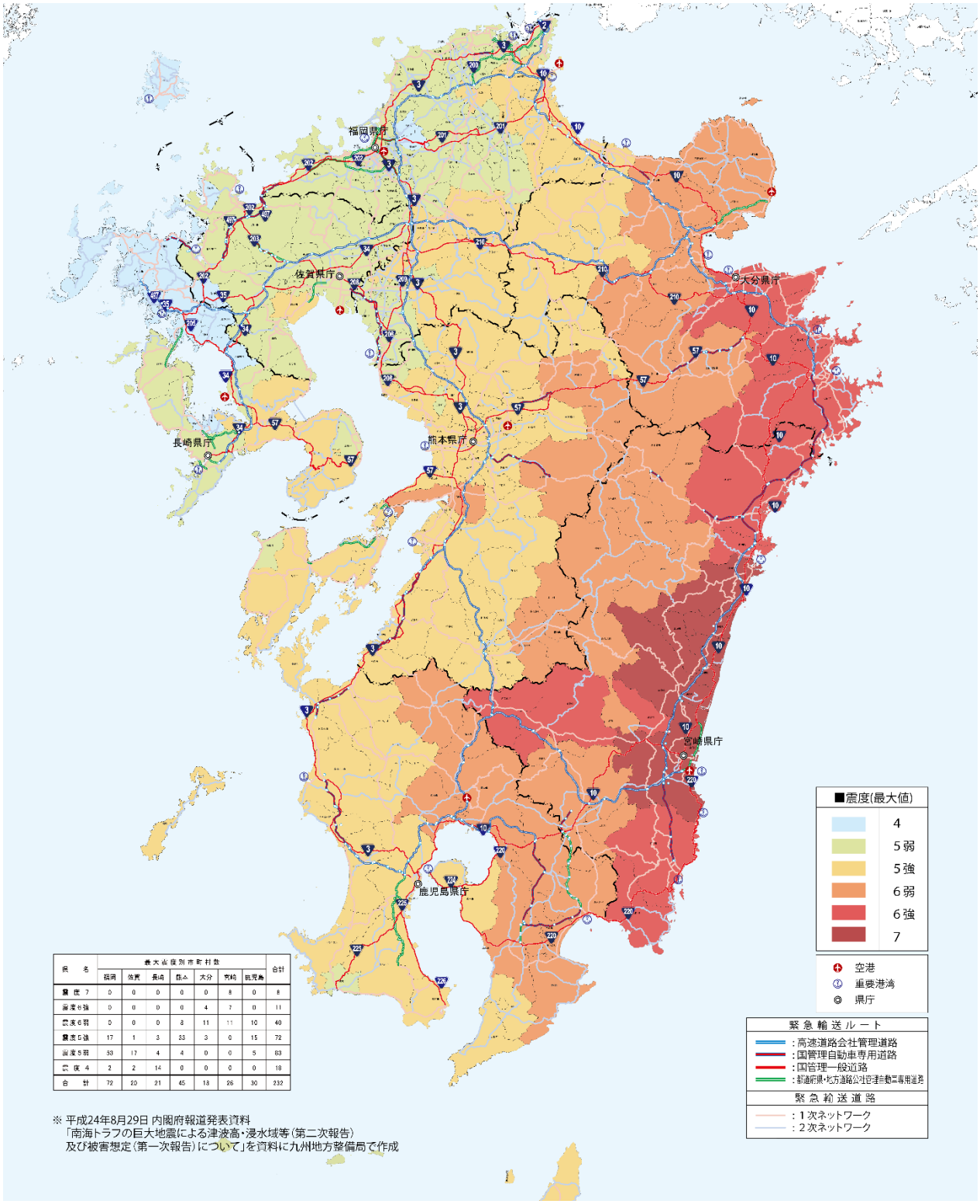
南海トラフ地震の発災時に迅速に道路啓開を実施するためには、発災当日からの道路啓開活動を念頭に、道路啓開作業量（被災状況）の想定及びそれに対応した人員・資機材の確保、関係機関との情報共有・必要な調整等を網羅した道路啓開計画を策定するとともに、訓練の実施による現場対応力の向上等の事前準備が非常に重要となることから、各道路管理者が以下に示す事項について取り組む。

２－１．道路におけるリスク情報の把握

道路啓開にあたっては、道路の被災状況を出来るだけ正確に把握した上で道路啓開活動を行う必要があるが、南海トラフ地震の発災時には、地震の規模や震源、発生日時や被害の程度等によっては、道路啓開調査すら満足に行えず、被災状況に関する情報がほとんど入手できないといった事態も生じうる。こうした不測の事態に備えつつ、道路啓開を行う上で、道路に関係する潜在的なリスク情報について、可能な限り把握しておくことが重要である。

道路に関係する潜在的リスク情報としては、震度想定や津波浸水区域等の被災想定に関するもの、道路構造（耐震対策未実施箇所、老朽化の状況、集水地形上の盛土、法面要対策箇所や幅員狭小区間等）に関するもの等がある。こうした潜在的リスク情報について、道路啓開計画における緊急輸送ルートそれぞれが有する道路事情や地域の状況・被災の様相等を適切に踏まえ、道路啓開を行うことが重要である。

九州地方における道路に関係する潜在的リスク情報の一部として、南海トラフ巨大地震発生時の被災想定を示す。（図 4、図 5）



県名	最大震度別市町村数							合計
	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	
震度7	0	0	0	0	0	8	0	8
震度6強	0	0	0	0	4	7	0	11
震度6弱	0	0	0	8	11	11	10	40
震度5強	17	1	3	33	3	0	15	72
震度5弱	33	17	4	4	0	0	5	83
震度4	2	2	14	0	0	0	0	18
合計	72	20	21	45	18	26	30	232

図４　南海トラフ巨大地震発生時の被害想定（揺れ）

◆震度６以上の強い揺れが全市町村の２５％（宮崎県 100%、大分県 83%、鹿児島県 33%）で想定されている。

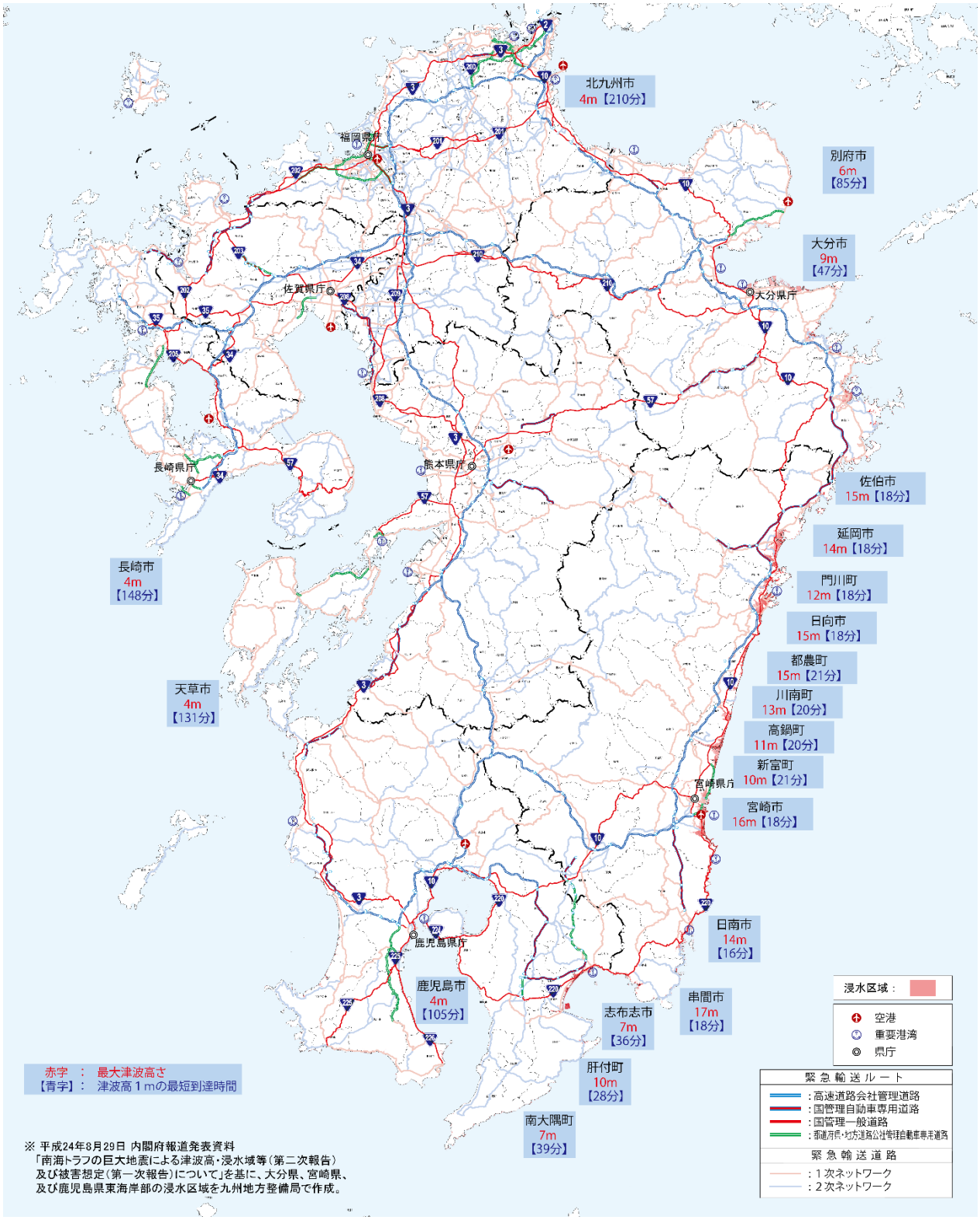


図５　南海トラフ巨大地震発生時の被害想定（津波）

◆九州にて想定されている津波は串間市の最大高さ１７ｍをはじめ東沿岸地域では１０m超が広範囲に渡り到達。
　また、津波高１mの到達時間は日南市の１６分が最短。大分市から南大隅町までの範囲では１時間以内の津波到達が想定されている。

２－２．被害の想定

道路啓開計画にあたっての基礎情報として、まず想定される被災状況を可能な限り具体的に想定することが必要である。そこで、内閣府中央防災会議並びに各県算出の被害規模をもとに、被害の種別ごとに各種条件を設定し、発生する道路被害を想定する。なお、緊急輸送ルートに設定されている高速自動車国道（以下「高速道路」）、国管理国道（以下「直轄国道」）及び県、政令市が管理する国道（以下「補助国道」）における被害想定の例を以下に示す。本計画における被災の想定は、あくまで一定の仮定に基づくものであり、各道路管理者において被災リスクの想定、把握を事前に行い、実際の被災は、地震の規模や時間帯、交通状況によって異なる場合があることに留意が必要である。また、場合によっては複合的災害が発生するおそれもあるため、発災時には臨機応変に対応することが必要である。

（１）道路本体（橋梁部）

高速道路（国、ＮＥＸＣＯ管理）、直轄国道及び補助国道の橋梁は、落橋や倒壊等の甚大な災害を防止する耐震化対策をおおむね完了しており、甚大な被害の発生は限定的であると想定されるが、建設年数が比較的古く、耐震化対策未実施の橋梁については、地震の揺れによる支承部からの逸脱や液状化による橋台背面の段差を想定する。

国道220号　予想震度6弱



国道220号　郷之原橋（鹿児島県）

国道220号　予想震度7



国道220号　橘橋（宮崎県）

落橋防止装置



国道210号　池ノ原橋（大分県）

写真　１　　九州内における耐震補強状況

（２）道路本体（土工部）

①切土法面

地震時に切土法面で発生が予測される被害としては、表層崩壊、岩盤崩壊、落石、地すべり等の現象により道路本体に土砂・土石が崩落する場合が考えられる。規模の程度は様々であり、特に地すべりに関しては道路面も移動土塊の中に含まれる大規模なものも想定される。

道路啓開の対象としては、迅速性が要求されるため大規模な作業を伴う被災が発生した場合は別ルートを選定することとなることから、道路面上に崩落した土砂を取除く程度の作業を想定する。

②盛土法面

盛土の一部には道路構造物が含まれることが一般的であり、盛土法面の崩壊に伴い道路構造物の消失を再築造することが必要となる。盛土法面の災害脆弱箇所については、令和６年能登半島地震において集水地形上に構築された盛土を含む区間の被災が多く確認されているため、道路の重要度なども考慮しつつ、計画的に必要な補強等の対策を講じるなど、早急な対応が求められる。

道路啓開の対象としては、迅速性が要求されるため大規模な作業を伴う被災は別ルートを選定することとなることから、崩壊の規模が比較的小さく緊急盛土による道路機能回復程度の作業を想定する。

（３）沿道施設

沿道家屋等の倒壊

緊急輸送ルートのうち被災地内ルート以外については、地震、津波の影響は小さく、被害は比較的に少ないと想定される。

被災地内ルート沿線において、地震、津波によるガレキ等の散乱が想定される。なお、沿道建物の倒壊、ガラスや看板等の落下物などについては大部分が歩道や路側の範囲で収まると想定される（東日本大震災の実績）。津波被害については、広範囲に渡る木造家屋やガレキ等の堆積による通行不可が想定される。

【被災地内ルートの津波浸水区間におけるガレキ量の算定】

・被害規模は、各県が公表している被害想定結果を活用する。

＜災害廃棄物等のガレキ量の算定方法＞

ガレキ量（t）＝災害廃棄物（t）+津波堆積物（t）

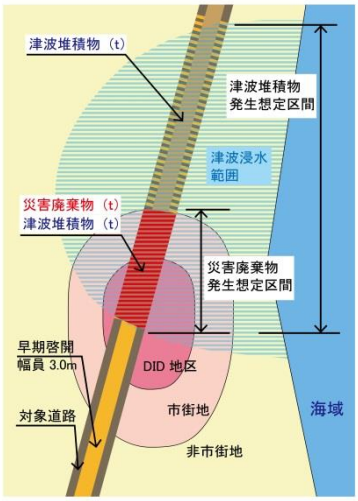


図 6　災害廃棄物の発生イメージ

①災害廃棄物

・各県が公表している市町村単位での災害廃棄物を基に、対象道路上に堆積する災害廃棄物等のガレキ量を算定

・災害廃棄物等のガレキ発生量は各市町村の市街地エリア内（DID 地区を含む）で発生すると想定

・災害廃棄物等のガレキ発生量は、各県の被害想定（建物被害棟数）、災害廃棄物発生原単位※1、及び各県の可住地面積※2 を考慮したもの

※1　災害廃棄物等の発生量の推計（環境省 災害廃棄物対策情報サイト）

※2　社会生活統計指標－都道府県の指標－2016（総務省統計局）

・対象道路の早期啓開幅員 3.0m（1 車線当たり）に堆積するガレキ量を算定。

②津波堆積物

・各県が公表している津波浸水想定範囲内の対象道路を抽出し、早期啓開幅員 3.0m（1 車線当たり）に堆積高 2.5cm※が堆積するとして算定。

※東日本大震災における津波堆積物の堆積高 2.5cm～4cm より

（４）占用物件

緊急輸送ルート沿線について電柱、標識等の倒壊による通行不可が想定される。

特に電柱倒壊に対する処理は占用者（九州電力等）と協議し、一体的処理ができるように協議する。

（５）路上車両

被災地内ルートの津波浸水区間における路上車両は、以下のように想定する。

・発災時の路上車両数：通常（ピーク）時の交通量

・・・Ｒ３全国道路・街路交通情勢調査のピーク時交通量と混雑時の速度から交通密度を算出し、

区間延長を掛け合わせることにより算出

$$\text{路上車両台数(台)} = \frac{\text{ピーク時間交通量(台/}h\text{)}}{\text{混雑時平均旅行速度(}km/h\text{)}} \times \text{区間延長(km)}$$

・発災後の車両の割合：関東地方整備局想定割合より

・・・立ち往生車両（６割）、放置車両（３割）、その他※（１割）

※その他：被災して移動不能となった車両など

・津波浸水区間に挟まれた迂回路が存在しない区間で算定する。

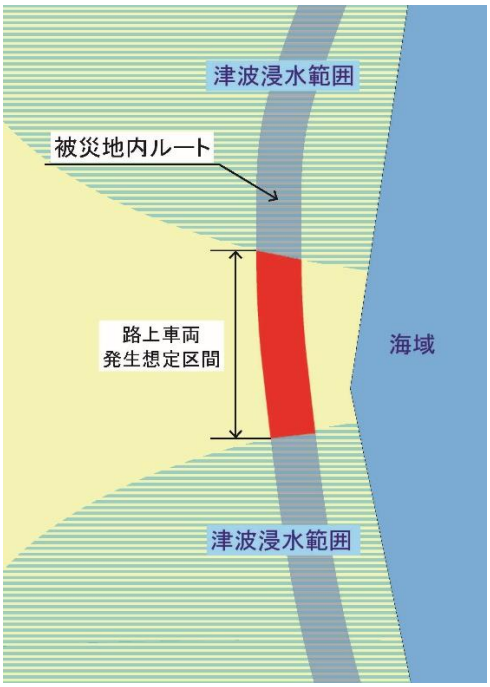


図７　津波浸水区間に挟まれた迂回路が存在しない区間のイメージ

（６）通信の途絶

地震、津波発生に伴い一般電話並びに携帯電話等、通信の途絶が想定される。

以上の被害想定を踏まえ、被害想定量の試算結果を表 1-1～表 1-2 に示す。

表 1-1　ガレキ類の試算結果（被災地内ルート　道路啓開対象）

	国道 10 号	国道 220 号	合計
災害廃棄物	約 1,500 トン	約 1,300 トン	約 2,800 トン
津波堆積物	約 4,400 トン	約 4,700 トン	約 9,100 トン

※1　災害廃棄物等のガレキ発生量：各県の被害想定（建物被害棟数）（H26,R2）、災害廃棄物発生原単位（全壊 117 t /棟、半壊 23 t /棟）※2、及び県域の可住地面積（R4）を考慮したもの。対象区間：市街地・DID 区間かつ津波浸水区間（R2）

※2　災害廃棄物等の発生量の推計（環境省 災害廃棄物対策情報サイト）（R4）

※3 津波堆積物：津波堆積物原単位　堆積高 2.5 ㎝（早期啓開幅 3m/1 車線に堆積するものと想定）。対象区間：津波浸水区間

表 1-2　路上車両の試算結果（被災地内ルート　道路啓開対象）

	国道 10 号	国道 220 号	合計
立ち往生車両	約 560 台	約 200 台	約 760 台
放置車両	約 280 台	約 100 台	約 380 台
その他	約 90 台	約 30 台	約 120 台

※4 路上車両：【路線】被災地内ルート（国道 10 号、国道 220 号）、【台数】R3 センサスデータのピーク時交通量
【割合】立ち往生車両（６割）、放置車両（３割）、その他※6（１割）
対象延長：津波浸水区間及び自然法面の崩壊等で挟まれた迂回路が存在しない区間

※5 その他：被災して移動不能となった車両など

※6 対象延長：津波浸水区間及び自然法面の崩壊等で挟まれた迂回路が存在しない区間

なお、被災地内ルート以外の緊急輸送ルートの一部においても被害が想定される。

また、被害想定を踏まえて、道路啓開活動における必要資機材量及び班体制の試算結果を表 2-1～表 2-2 に示す。

表 2-1　必要資機材量試算結果（被災地内ルート　道路啓開対象）

	国道 10 号		合計
土のう	4,200 袋		4,200 袋
土量	130m3		130m3
敷き鉄板	100 枚		100 枚

※１資機材：国道１０号、国道２２０号の耐震性能２橋梁数（令和６年１月時点）より算定（国道 220 号は対象橋梁無し）
橋梁段差１箇所を修繕するのに必要な資機材量は、土のうが 87 袋、土砂が 1.3m3、
敷鉄板（1.5m*3.0m）が２枚として試算。

表 2-2　班体制の試算結果（被災地内ルート　道路啓開対象）

	国道 10 号	国道 220 号	合計
路上車両班	3 班	3 班	6 班
土木班	15 班	15 班	30 班

※２班体制：各作業項目に対する必要な部隊編成は、以下のように想定したものである。
路上車両班：路上車両排除の１班は、大型レッカー１台等、作業員数人と想定。
土木班：バックホウ１台とクレーン付トラック１台、作業員数人と想定
※3 作業量：土のう設置：100 袋当たり 8 時間/人（国土交通省土木工事積算基準）
１箇所（87 袋）当たり、87/100×8＝7 時間　→1.1 箇所/日　1 班 3 人として 3.3 箇所/日
ガレキ処理　バックホウ 1 台・1 日当りの施工量 320m3/日

２－３．道路啓開路線の選定

（１）具体計画における緊急輸送ルート

防災関係機関は、発災後、緊急輸送ルート計画に定められた道路に対して、通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧、交通規制等の通行の確保のための活動を最優先で実施する。

具体計画において、緊急輸送ルートは被害が甚大な地域に到達するための必要最低限のルートとして選定され、４種類の考え方で整理されている。

具体計画においては、緊急輸送ルート１式で示されており、４種類のルートに対する個別路線名が明示されていないことから、各ルートの役割を勘案して以下及び図８のとおり具体的に整理する。

なお、発災時に実際に活動を展開するにあたっては、刻々と変化する、道路管理者や各施設管理者からの被災情報・通行可否情報等を踏まえ、ルートの見直しなど、柔軟に対応することが必要となる。

緊急輸送ルート	路線名	詳細
広域移動ルート	高速道路、国道５７号、国道２１８号他	別表１
被災地内ルート	国道１０号、国道２２０号	別表３
代替ルート	－　（具体計画において記載無）	別表４
拠点接続ルート	（主）59 号志賀島和白線他	別表５

（２）具体計画における防災拠点

具体計画では救助・救急、消火や医療等に関して、関係機関が参集する防災拠点が以下に示されている。

拠点名称	施設数	詳細
広域進出拠点	５箇所：古賀 SA（下り）他４箇所	別表６
進出拠点	１０箇所：霧島ＳＡ（下り）他９箇所	別表６
救助活動拠点	１３箇所：奈多ヘリポート他 12 箇所	別表６
航空搬送拠点	１０箇所：福岡空港他９箇所	別表５
広域物資輸送拠点	７箇所：熊本産業展示場（グランメッセ熊本）他６箇所	別表６
海上輸送拠点	１１箇所：別府港他１０箇所	別表６
製油所・油槽所	１６箇所：東西オイルターミナル 北九州油槽所　他 15 件	別表５

本計画では、上記計画に示されている防災拠点やタイムラインに沿った緊急輸送ルートの道路啓開について、速やかに実行すべく具体計画に加え、活動の拠点となる施設（防災拠点）の追加並びに広域移動におけるサブルート及び代替ルート、活動拠点へアクセスするルートの選定を行うこととした。

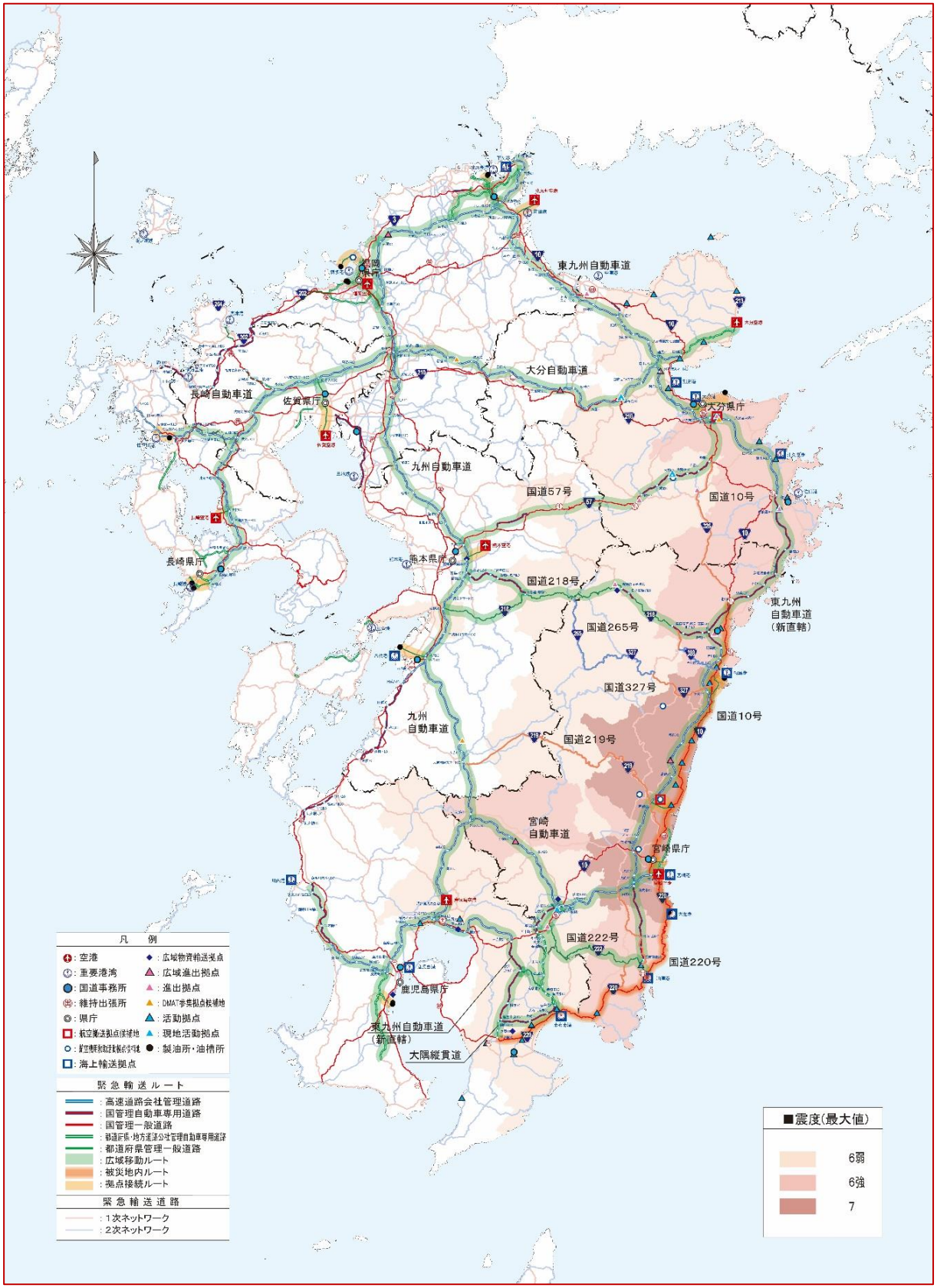

東九州自動車道
大分自動車道
長崎自動車道
佐賀県庁
大分県庁
九州自動車道
国道57号
国道10号
長崎県庁
熊本県庁
国道218号
東九州
自動車道
（新直轄）
国道265号
国道327号
九州
自動車道
国道10号
国道219号
宮崎
自動車道
宮崎県庁
国道222号
国道220号
鹿児島県庁
東九州自動車道
（新直轄）
大隅縦貫道
凡　例
：空港
：重要港湾
：国道事務所
：維持出張所
：県庁
：航空搬送拠点(候補地)
：航空機燃料給油施設(予定地)
：海上輸送拠点
：広域物資輸送拠点
：広域進出拠点
：進出拠点
：DMAT参集拠点(候補地)
：活動拠点
：現地活動拠点
：製油所・油槽所
緊急輸送ルート
：高速道路会社管理道路
：国管理自動車専用道路
：国管理一般道路
：都道府県・地方道路公社管理自動車専用道路
：都道府県管理一般道路
：広域移動ルート
：被災地内ルート
：拠点接続ルート
緊急輸送道路
：1次ネットワーク
：2次ネットワーク
■震度(最大値)
6弱
6強
7

図 8　緊急輸送ルート

（３）防災拠点の追加設定

防災拠点と緊急輸送ルートの関係を図９に示す。

南海トラフ地震発生に伴い甚大な被害が想定される大分県、宮崎県、鹿児島県における「震度６弱以上かつ津波浸水想定区域を持つ県市町村役場」並びに「地震や津波による甚大な被害が想定される地域における市町村役場（中心市街地）」を「活動拠点」として防災拠点に追加する。また、南海トラフ地震における TEC-FORCE 活動計画に定められた「現地進出拠点」を防災拠点に追加する。

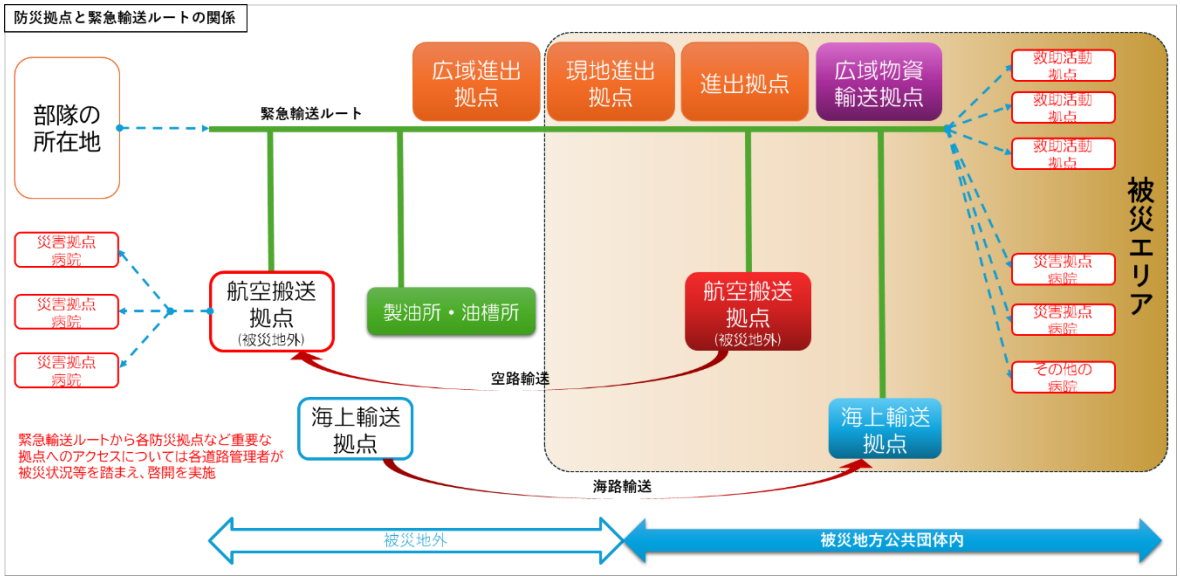


図９　防災拠点と緊急輸送ルートの関係

表３　活動拠点一覧

大分県	大分県庁、宇佐市役所、豊後高田市役所、国東市役所、杵築市役所、別府市役所、大分市役所、臼杵市役所、津久見市役所、佐伯市役所、日出町役場、東国東郡姫島村役場
宮崎県	宮崎県庁、延岡市役所、日向市役所、宮崎市役所、日南市役所、串間市役所、門川町役場、都農町役場、川南町役場、高鍋町役場、新富町役場
鹿児島県	志布志市役所、鹿屋市役所、姶良市役所、霧島市役所、大崎町役場、東串良町役場、肝付町役場、南大隅町役場

表４　現地進出拠点

大分県	道の駅ゆふいん
大分県・宮崎県	道の駅おおの
宮崎県	道の駅都城 NiQLL

（４）広域移動ルートにおけるサブルートの設定

広域移動ルートにおいて、特に被災地付近では、地震、津波により被災の程度が大きく、広域移動ルートの機能が確保できない可能性も想定されることから広域移動ルートのサブルートを設定する。（表 5 及び図 10）

表 5　サブルート一覧

対象となる広域移動ルート	サブルート
東九州自動車道 （佐伯～延岡間）	国道 10 号（豊後大野市犬飼～延岡市北川）
国道 218 号	国道 265 号、国道 327 号
宮崎自動車道	国道 219 号及び接続道路※ ※人吉球磨ＳIC～国道 219 号接続道路：
国道 222 号	（主）日南高岡線、（主）日南志布志線、 （主）都城串間線

（５）被災地内ルート

甚大な地震・津波被害が想定される地域内のルートであり、被災地内を通過する国道 10 号（延岡市北川 IC～宮崎市橘通東）及び国道 220 号（宮崎市橘通東～鹿屋市笠之原 IC）とする。



図 10　広域移動ルート・サブルート、被災地内ルート、拠点接続ルート

（６）代替ルートの設定

被災地内ルートにおいて津波浸水により通過できない可能性が高い区間に対し、広域移動ルートから被災地内ルートに接続する路線を設定し、図 11-1、図 11-2 及び表６に示す。

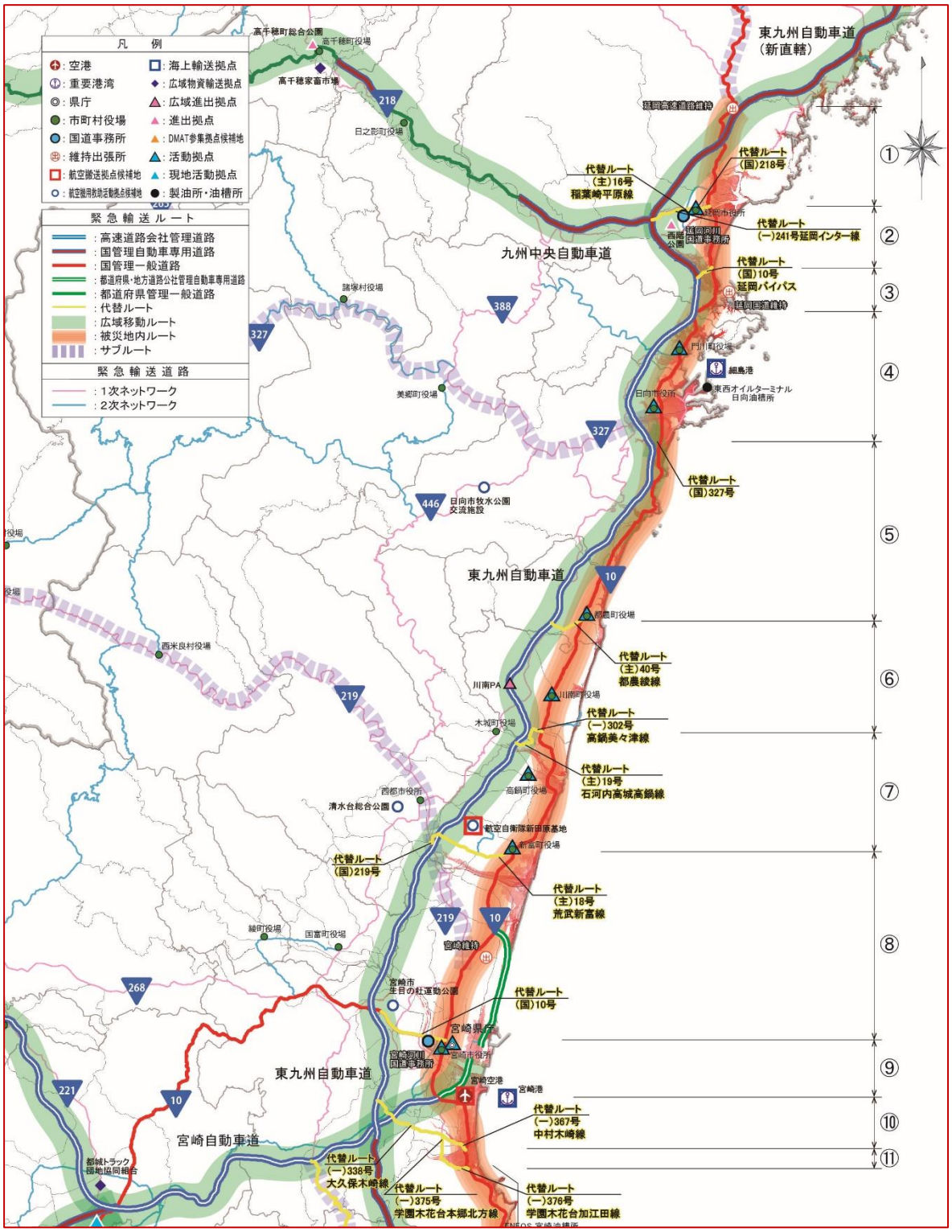


図 11-1　代替ルート（国道１０号）

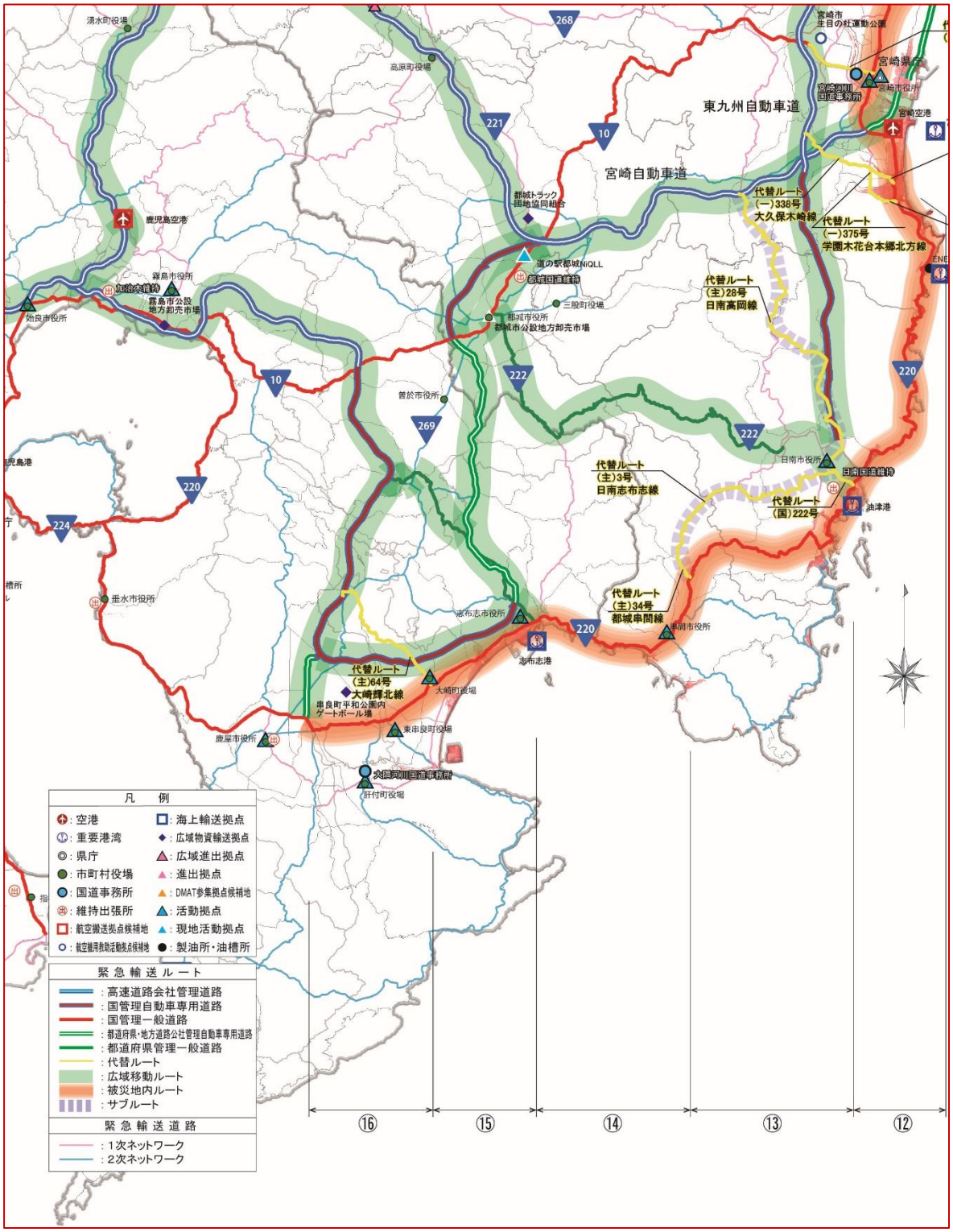
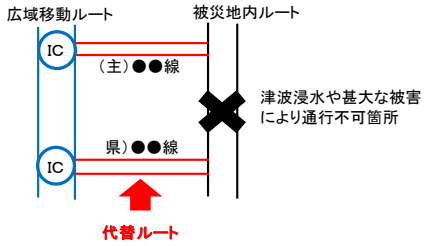


図 11-2　代替ルート（国道２２０号）

代替ルートイメージ図（北川IC～宮崎IC）



代替ルートイメージ図（宮崎IC～笠之原IC）

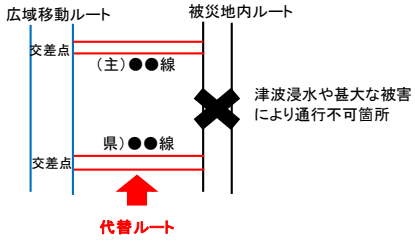


表 6　代替ルート一覧

	被災地内ルート	被災地点区分け	代替ルート	区間
①	国　道 10 号	延岡市 北川 IC～ 延岡市昭和町　国道 218 号交差	国道 218 号	延岡市昭和町　国道 10 号交差～ 延岡市古川町　（主）16 号交差
			（主）16 号稲葉崎平原線	延岡市古川町　国道 218 号交差～ 延岡市野地町　（一）241 号交差
			（一）241 号延岡インター線	延岡市野地町　（主）16 号交差～ 延岡市　延岡 IC
②	国　道 10 号	延岡市昭和町　国道 218 号交差～ 延岡市塩浜町　国道 10 号延岡バイパス交差	国道 218 号	延岡市昭和町　国道 10 号交差～ 延岡市古川町　（主）16 号交差
			（主）16 号稲葉崎平原線	延岡市古川町　国道 218 号交差～ 延岡市野地町　（一）241 号交差
			（一）241 号延岡インター線	延岡市野地町　（主）16 号交差～ 延岡市　延岡 IC
			国道 10 号延岡バイパス	延岡市塩浜町　国道 10 号交差～ 延岡市　延岡南 IC
③	国　道 10 号	延岡市塩浜町　国道 10 号延岡バイパス交差～ 東臼杵郡門川町大字加草　舟越交差点	国道 10 号延岡バイパス	延岡市塩浜町　国道 10 号交差～ 延岡市　延岡南 IC
④	国　道 10 号	東臼杵郡門川町大字加草　舟越交差点～ 日向市財光寺　お倉ヶ浜交差点	国道 327 号	日向市財光寺　お倉ヶ浜交差点～ 日向市　日向 IC
⑤	国　道 10 号	日向市財光寺　お倉ヶ浜交差点～ 児湯郡都農町川北　都農町三日月原交差点	国道 327 号	日向市財光寺　お倉ヶ浜交差点～ 日向市　日向 IC
			（主）40 号都農綾線	児湯郡都農町川北　三日月原交差点～ 児湯郡都農町　都農 IC
⑥	国　道 10 号	児湯郡都農町川北　都農町三日月原交差点～ 児湯郡川南町川南　俵橋交差点	（主）40 号都農綾線	児湯郡都農町川北　三日月原交差点～ 児湯郡都農町　都農 IC
			（一）302 号高鍋美々津線	児湯郡川南町川南　俵橋交差点～ 児湯郡高鍋町持田　（主）19 号交差
			（主）19 号石河内高城高鍋線	児湯郡高鍋町持田　（一）302 号交差～ 児湯郡高鍋町　高鍋 IC
⑦	国　道 10 号	児湯郡川南町川南　俵橋交差点～ 児湯郡新富町富田西　新富町下城元交差点	（一）302 号高鍋美々津線	児湯郡川南町川南　俵橋交差点～ 児湯郡高鍋町持田　（主）19 号交差
			（主）19 号石河内高城高鍋線	児湯郡高鍋町持田　（一）302 号交差～ 児湯郡高鍋町　高鍋 IC
			（主）18 号荒武新富線	児湯郡新富町富田西　下城元交差点～ 西都市岡富　四日市交差点
			国道 219 号	西都市岡富　四日市交差点～ 西都市　西都 IC
⑧	国　道 10 号	児湯郡新富町富田西　新富町下城元交差点～ 宮崎市橘通東　橘通三交差点	（主）18 号荒武新富線	児湯郡新富町富田西　下城元交差点～ 西都市岡富　四日市交差点
			国道 219 号	西都市岡富　四日市交差点～

	被災地内ルート	被災地点区分け	代替ルート	区間
				西都市　西都 IC
			国道 10 号	宮崎市橘通東　橘通三交差点～ 宮崎市　宮崎西 IC
⑨	国　道 220 号	宮崎市橘通東　橘通三交差点～ 宮崎市　宮崎 IC	国道 10 号	宮崎市橘通東　橘通三交差点～ 宮崎市　宮崎西 IC
⑩	国　道 220 号	宮崎市　宮崎 IC～ 宮崎市熊野　熊野交差点	（一）367 号中村木崎線	宮崎市熊野　熊野交差点～ 宮崎市熊野　木崎橋南交差点
			（一）338 号大久保木崎線	宮崎市熊野　木崎橋南交差点～ 宮崎市　清武 IC
⑪	国　道 220 号	宮崎市熊野　熊野交差点～ 宮崎市加江田　鵜来橋交差点	（一）367 号中村木崎線	宮崎市熊野　熊野交差点～ 宮崎市熊野　木崎橋南交差点
			（一）338 号大久保木崎線	宮崎市熊野　木崎橋南交差点～ 宮崎市　清武 IC
			（一）376 号学園木花台加江田線	宮崎市加江田　鵜来橋交差点～ 宮崎市加江田　学園木花台交差点
			（一）375 号学園木花台本郷北方線	宮崎市加江田　学園木花台交差点～ 宮崎市加江田　（一）338 号交差
			（一）338 号大久保木崎線	宮崎市加江田　（一）375 号交差～ 宮崎市　清武 IC
⑫	国　道 220 号	宮崎市加江田　鵜来橋交差点～ 日南市春日町　春日町交差点	（一）376 号学園木花台加江田線	宮崎市加江田　鵜来橋交差点～ 宮崎市加江田　学園木花台交差点
			（一）375 号学園木花台本郷北方線	宮崎市加江田　学園木花台交差点～ 宮崎市加江田　（一）338 号交差
			（一）338 号大久保木崎線	宮崎市加江田　（一）375 号交差～ 宮崎市　清武 IC
			（主）28 号日南高岡線	宮崎市　田野 IC～ 日南市中央通　一里松交差点
			国道 222 号	日南市中央通　一里松交差点～ 日南市春日町　春日町交差点
⑬	国　道 220 号	日南市春日町　春日町交差点～ 串間市奈留　大束新町交差点	国道 222 号	日南市春日町　春日町交差点～ 日南市楠原　（市）上塚田市村線交差
			（市）上塚田市村線	日南市大窪　（主）3 号交差～ 日南市楠原　国道 222 号交差
			（主）3 号日南志布志線	串間市大平　揚原交差点～ 日南市大窪　（市）上塚田市村線交差
			（主）34 号都城串間線	串間市奈留　大束新町交差点～ 串間市大平　揚原交差点
⑭	国　道 220 号	串間市奈留　大束新町交差点～ 志布志市志布志町志布志　関屋口交差点	―	―
⑮	国　道 220 号	志布志市志布志町志布志　関屋口交差点～ 曽於郡大崎町假宿　大崎三文字駅交差点	（主）64 号大崎輝北線	曽於郡大崎町假宿　大崎三文字駅交差点～曽於郡大崎町野方　荒佐三差路
			国道 269 号	曽於郡大崎町野方　荒佐三差路～ 曽於郡大崎町野方　（主）64 号交差
			（主）64 号大崎輝北線	曽於郡大崎町野方　国道 269 号交差～ 曽於郡大崎町　野方 IC
⑯	国　道 220 号	曽於郡大崎町假宿　大崎三文字駅交差点～ 曽於郡大崎町　野方 IC ~~鹿屋市笠之原町　笠之原 IC~~	（主）64 号大崎輝北線	曽於郡大崎町假宿　大崎三文字駅交差点～曽於郡大崎町野方　荒佐三差路
			国道 269 号	曽於郡大崎町野方　荒佐三差路～ 曽於郡大崎町野方　（主）64 号交差
			（主）64 号大崎輝北線	曽於郡大崎町野方　国道 269 号交差～ 曽於郡大崎町　野方 IC

（７）拠点接続ルート

①具体計画に示されている防災拠点（航空搬送拠点、製油所・油槽所）と広域移動ルート等を接続するルート。

例１）航空搬送拠点、製油所・油槽所（大分県）



「具体計画」別図 2-2　緊急輸送ルート、各種防災拠点一覧図（詳細版）【大分県】より抜粋

②本計画において設定された活動拠点間を接続するルートも拠点接続ルートとし、図 12-1～図 12-3 及び表 7-1～表 7-3 に示す。

③上記①及び②の拠点接続ルートを整理し別表５に示す。



図 12-1　広域移動ルートから活動拠点間の拠点接続ルート（大分）

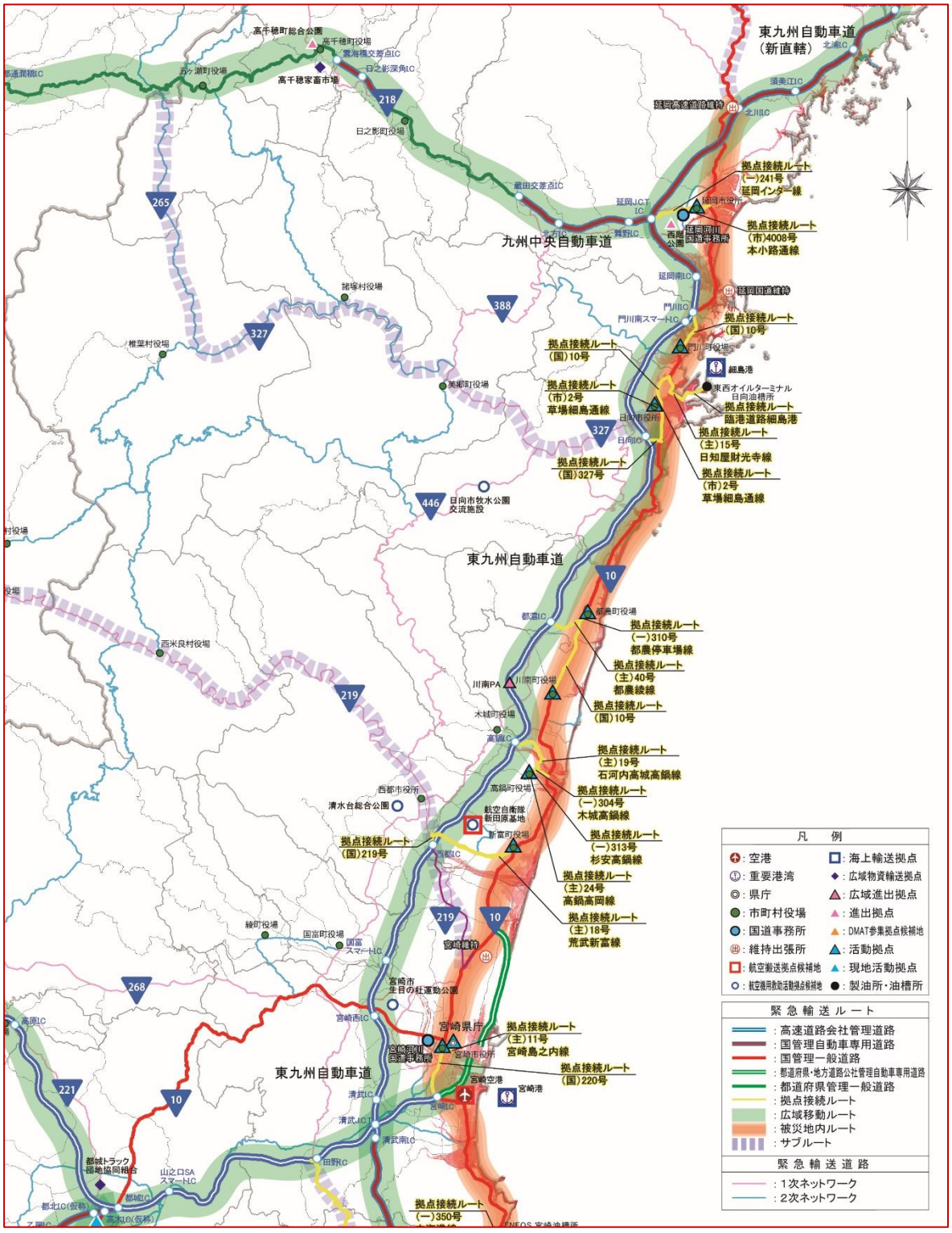


図 12-2　広域移動ルートから活動拠点間の拠点接続ルート（宮崎北部）

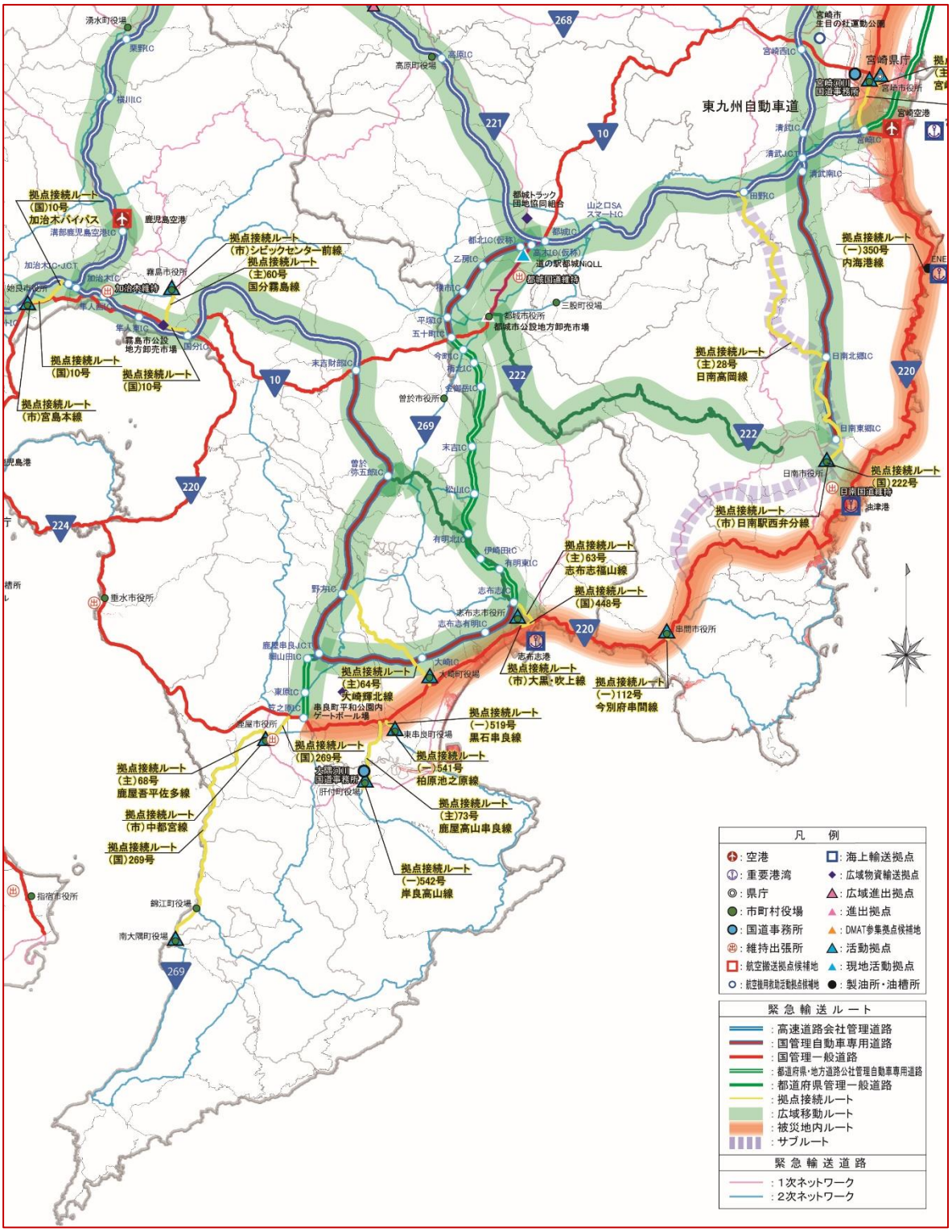


図 12-3　広域移動ルートから活動拠点間の拠点接続ルート

（宮崎南部・鹿児島東部）

表 7-1　広域移動ルートから活動拠点までの拠点接続ルート（大分県）

広域移動ルート	IC、交差点等	路線名	区間	活動拠点
大分自動車道	大分 IC	（主）21 号大分臼杵線	大分市　大分 IC～ 大分市西大道　椎迫入口交差点	大分県庁
		国道 210 号	大分市西大道　椎迫入口交差点～ 大分市高砂町　大道入口交差点	
		国道 197 号	大分市高砂町　大道入口交差点～ 大分市大手町　大分県庁	
東九州自動車道	宇佐 IC	（一）625 号宇佐インター線	宇佐市　宇佐 IC～ 宇佐市下拝田　国道 387 号交差	宇佐市役所
		国道 387 号	宇佐市下拝田　（一）625 号交差～ 宇佐市法鏡寺　法鏡寺交差点	
		（主）44 号宇佐本耶馬溪線	宇佐市法鏡寺　法鏡寺交差点～ 宇佐市上田　宇佐市役所	
東九州自動車道	宇佐 IC	（一）625 号宇佐インター線	宇佐市　宇佐 IC～ 宇佐市下拝田　国道 387 号交差	豊後高田市役所
		国道 387 号	宇佐市下拝田　（一）625 号交差～ 宇佐市法鏡寺　法鏡寺交差点	
		国道 10 号	宇佐市法鏡寺　法鏡寺交差点～ 宇佐市岩崎　岩崎交差点	
		国道 213 号	宇佐市岩崎　岩崎交差点～ 豊後高田市新地　新地交差点	
		（主）34 号豊後高田安岐線	豊後高田市新地　新地交差点～ 豊後高田市金谷町　（主）29 号交差	
		（主）29 号豊後高田国東線	豊後高田市金谷町　（主）34 号交差～ 豊後高田市御玉　豊後高田市役所	
東九州自動車道	速見 IC	（高）日出バイパス	速見郡日出町　速見 IC～ 速見郡日出町　日出 IC	国東市役所
		国道 213 号大分空港道路	速見郡日出町　日出 IC～ 杵築市　杵築 IC	
		（一）404 号大分空港道路	杵築市　杵築 IC～ 国東市安岐町　塩屋交差点	
		国道 213 号	国東市安岐町　塩屋交差点～ 国東市国東町　国東市役所	
東九州自動車道	速見 IC	（高）日出バイパス	速見郡日出町　速見 IC～ 速見郡日出町　日出 IC	杵築市役所
		国道 213 号大分空港道路	速見郡日出町　日出 IC～ 杵築市　杵築 IC	
		（主）49 号大田杵築線	杵築市　杵築 IC～ 杵築市杵築　杵築市役所	
大分自動車道	別府 IC	（主）11 号別府一宮線	別府市　別府 IC～ 別府市堀田　堀田三差路交差点	別府市役所
		（主）52 号別府庄内線	別府市堀田　堀田三差路交差点～ 別府市山の手町　グローバルタワー交差点	
		（市）富士見通り	別府市山の手町　グローバルタワー交差点 ～別府市上野口町　別府市役所	
大分自動車道	大分 IC	（主）21 号大分臼杵線	大分市　大分 IC～ 大分市西大道　椎迫入口交差点	大分市役所
		国道 210 号	大分市西大道　椎迫入口交差点～ 大分市高砂町　大道入口交差点	
		国道 197 号	大分市高砂町　大道入口交差点～ 大分市荷揚町　大分市役所	
東九州自動車道	臼杵 IC	国道 502 号	臼杵市　臼杵 IC～ 臼杵市福良　土橋交差点	臼杵市役所
		（主）33 号臼杵停車場線	臼杵市福良　土橋交差点～ 臼杵市臼杵　臼杵市役所	

広域移動ルート	IC、交差点等	路線名	区間	活動拠点
東九州自動車道	津久見 IC	国道 217 号	津久見市　津久見 IC～ 津久見市門前町　（主）36 号交差	津久見市役所
		（主）36 号佐伯津久見線	津久見市門前町　国道 217 号交差～ 津久見市宮本町　津久見市役所	
東九州自動車道	佐伯 IC	（主）36 号佐伯津久見線	佐伯市　佐伯 IC～ 佐伯市上岡　脇排水機場前交差点	佐伯市役所
		国道 217 号	佐伯市上岡　脇排水機場前交差点～ 佐伯市中村南町　佐伯市役所	
東九州自動車道	速見 IC	（高）日出バイパス	速見郡日出町　速見 IC～ 速見郡日出町藤原　日出インター入口交差点	日出町役場
		国道 10 号	速見郡日出町藤原　日出インター入口交差点～速見郡日出町　日出町役場	
東九州自動車道	宇佐 IC	（一）625 号宇佐インター線	宇佐市　宇佐 IC～ 宇佐市下拝田　国道 387 号交差	東国東郡姫島村役場
		国道 387 号	宇佐市下拝田　（一）625 号交差～ 宇佐市法鏡寺　法鏡寺交差点	
		国道 10 号	宇佐市法鏡寺　法鏡寺交差点～ 宇佐市岩崎　岩崎交差点	
		国道 213 号	宇佐市岩崎　岩崎交差点～ 国東市国見町　（一）524 号交差	
		（一）524 号伊美港線	国東市国見町　国道 213 号交差～ 国東市国見町　伊美港	
		（一）683 号北浦姫島港線	東国東郡姫島村　姫島港～ 東国東郡姫島村　（一）606 号交差	
		（一）606 号西浦姫島港線	東国東郡姫島村　（一）683 号交差～ 東国東郡姫島村　東国東郡姫島村役場	

表 7-2　広域移動ルートから活動拠点までの拠点接続ルート（宮崎県）

広域移動ルート	IC、交差点等	路線名	区間	活動拠点
宮崎自動車道	宮崎 IC	国道 220 号	宮崎市　宮崎 IC～ 宮崎市橘通西　県庁前交差点	宮崎県庁
		（主）11 号宮崎島之内線	宮崎市橘通西　県庁前交差点～ 宮崎市橘通東　宮崎県庁	
東九州自動車道	延岡 IC	（一）241 号延岡インター線（※）	延岡市　延岡 IC～ 延岡市野地 5 丁目　（市）4008 号交差	延岡市役所
		（市）4008 号本小路通線	延岡市野地 5 丁目　（一）241 号交差～ 延岡市東本小路　延岡市役所	
東九州自動車道	日向 IC	国道 327 号（※）	日向市　日向 IC～ 日向市財光寺　お倉ヶ浜交差点	日向市役所
		国道 10 号	日向市財光寺　お倉ヶ浜交差点～ 日向市原町　原町交差点	
		（市）2 号草場細島通線	日向市原町　原町交差点～ 日向市本町　日向市役所	
宮崎自動車道	宮崎 IC	国道 220 号	宮崎市　宮崎 IC～ 宮崎市橘通西　宮崎市役所	宮崎市役所
宮崎自動車道	田野 IC	（主）28 号日南高岡線（※）	宮崎市　田野 IC～ 日南市中央通　一里松交差点	日南市役所
		国道 222 号	日南市中央通　一里松交差点～ 日南市上平野町　日南駅前交差点	
		（市）日南駅西弁分線	日南市上平野町　日南駅前交差点～ 日南市中央通　日南市役所	
国道 222	春日町	国道 220 号	日南市春日町　春日町交差点～	串間市役所

広域移動ルート	IC、交差点等	路線名	区間	活動拠点
号	交差点		串間市西方　串間駅前交差点	
		（一）112 号今別府串間線	串間市西方　串間駅前交差点～ 串間市西方　串間市役所	
東九州自動車道	門川 IC	国道 10 号	東臼杵郡門川町　門川 IC～ 東臼杵郡門川町中須　中須交差点	門川町役場
		国道 388 号	東臼杵郡門川町中須　中須交差点～ 東臼杵郡門川町門川尾末（町）南町平城線交差	
		（町）南町平城線	東臼杵郡門川町門川尾末（町）南町平城線交差～ 東臼杵郡門川町平城東　門川町役場	
東九州自動車道	都農 IC	（主）40 号都農綾線（※）	児湯郡都農町　都農 IC～ 児湯郡都農町川北　三日月原交差点	都農町役場
		（一）310 号都農停車場線	児湯郡都農町川北　三日月原交差点～ 児湯郡都農町川北　都農町役場	
東九州自動車道	都農 IC	（主）40 号都農綾線（※）	児湯郡都農町　都農 IC～ 児湯郡都農町川北　三日月原交差点	川南町役場
		国道 10 号	児湯郡都農町川北　三日月原交差点～ 児湯郡川南町川南　川南町役場	
東九州自動車道	高鍋 IC	（主）19 号石河内高城高鍋線（※）	児湯郡高鍋町　高鍋 IC～ 児湯郡高鍋町北高鍋　宮越交差点	高鍋町役場
		（一）304 号木城高鍋線	児湯郡高鍋町北高鍋　宮越交差点～ 児湯郡高鍋町北高鍋　畑田交差点	
		（一）313 号杉安高鍋線	児湯郡高鍋町北高鍋　畑田交差点～ 児湯郡高鍋町北高鍋　旭通交差点	
		（主）24 号高鍋高岡線	児湯郡高鍋町北高鍋　旭通交差点～ 児湯郡高鍋町上江　高鍋町役場	
東九州自動車道	西都 IC	国道 219 号（※）	西都市　西都 IC～ 西都市岡富　四日市交差点	新富町役場
		（主）18 号荒武新富線（※）	西都市岡富　四日市交差点～ 児湯郡新富町上富田　新富町役場	

※代替ルートと重複。

表 7-3　広域移動ルートから活動拠点までの拠点接続ルート（鹿児島県）

広域移動ルート	IC、交差点等	路線名	区間	活動拠点
東九州自動車道	志布志 ~~曽於弥五郎~~IC	~~（主）71 号垂水南之郷線~~	~~曽於市　曽於弥五郎 IC～~~ ~~曽於市大隅町岩川　合庁入口交差点~~	志布志市役所
		（主）63 号志布志福山線	志布志市　志布志 IC～ 志布志市志布志町　関屋口交差点 ~~曽於市大隅町岩川　合庁入口交差点～~~ ~~志布志市志布志町安楽　（一）523 号交差~~	
		国道 448 号	志布志市志布志町　関屋口交差点～ 志布志市志布志町　志布志支所前交差点	
		（市）大黒・吹上線	志布志市志布志町　志布志支所前交差点～ 志布志市志布志町　志布志市役所	
		~~（一）523 号志布志有明線~~	~~志布志市志布志町安楽　（主）63 号交差～~~ ~~志布志市有明町野井倉　（市）吉村牧ノ内 1 号線交差~~	
		~~（市）吉村牧ノ内 1 号線~~	~~志布志市有明町野井倉（一）523 号交差～~~ ~~志布志市有明町野井倉　志布志市役所~~	
大隅縦貫道	笠之原 IC	国道 220 号	鹿屋市　笠之原 IC～ 鹿屋市札元　札元 269 交差点	鹿屋市役所
		国道 269 号	鹿屋市札元　札元 269 交差点～	

広域移動ルート	IC、交差点等	路線名	区間	活動拠点
			鹿屋市北田町　北田町交差点	
		（主）68 号鹿屋吾平佐多線	鹿屋市北田町　北田町交差点～ 鹿屋市共栄町　市役所前交差点	
		（市）中都宮線	鹿屋市共栄町　市役所前交差点～ 鹿屋市共栄町　鹿屋市役所	
九州自動車道	加治木 IC	国道 10 号	姶良市　加治木 IC～ 姶良市西餅田　宮島北交差点	姶良市役所
		（市）宮島本線	姶良市西餅田　宮島北交差点～ 姶良市宮島町　姶良市役所	
東九州自動車道	国分 IC	国道 10 号	霧島市　国分 IC～ 霧島市国分広瀬　広瀬西交差点	霧島市役所
		（主）60 号国分霧島線	霧島市国分広瀬　広瀬西交差点～ 霧島市国分中央　国分中央 3 交差点	
		（市）シビックセンター前線	霧島市国分中央　国分中央 3 交差点～ 霧島市国分中央　霧島市役所	
東九州自動車道	野方 IC	（主）64 号大崎輝北線（※）	曽於郡大崎町　野方 IC～ 曽於郡大崎町假宿　大崎町役場	大崎町役場
大隅縦貫道	笠之原 IC	国道 220 号	鹿屋市　笠之原 IC～ 肝属郡東串良町岩弘　（一）519 号交差	東串良町役場
		（一）519 号黒石串良線	肝属郡東串良町岩弘　国道 220 号交差～ 肝属郡東串良町池之原　池之原交差点	
		（一）541 号柏原池之原線	肝属郡東串良町池之原　池之原交差点～ 肝属郡東串良町川西　東串良町役場	
大隅縦貫道	笠之原 IC	国道 220 号	鹿屋市　笠之原 IC～ 鹿屋市串良町有里　宮下交差点	肝付町役場
		（主）73 号鹿屋高山串良線	鹿屋市串良町有里　宮下交差点～ 肝属郡肝付町新富　（一）542 号交差	
		（一）542 号岸良高山線	肝属郡肝付町新富　（主）73 号交差～ 肝属郡肝付町新富　肝付町役場	
大隅縦貫道	笠之原 IC	国道 220 号	鹿屋市　笠之原 IC～ 鹿屋市札元　札元 269 交差点	南大隅町役場
		国道 269 号	鹿屋市札元　札元 269 交差点～ 肝属郡南大隅町根占川北　南大隅町役場	

※代替ルートと重複。

（8）その他の防災拠点を接続するルート

上記、航空搬送拠点、製油所・油槽所、活動拠点以外の防災拠点と広域移動ルート等を結ぶルートを本計画では「その他の緊急輸送ルート」として整理し別表 6 に示す。

２－４．道路啓開調査・作業

発災時には、前項の道路啓開路線において、被災箇所・被災規模の状況を調査する。これらの啓開ルートには、災害対策基本法第７６条の６による道路の区間指定を行い、道路啓開に障害となる車両を迅速に移動できるようにする。~~国土交通省~~九州地方整備局は、緊急輸送ルート等について、通行可否情報の共有、必要に応じた点検、啓開活動を行う。各道路管理者は、班員の健康を第一に考慮しつつ、啓開ルートを構成するそれぞれの管理路線の道路啓開を実施するとともに、それぞれの役割に応じて一体的かつ連携・協力して取り組む。また、各道路管理者及び関係機関は情報共有並びに必要な調整を行う。

（1）　道路啓開調査

1) 各道路管理者は発災後、ただちに点検（道路啓開調査）を実施するが以下①～⑤の考え方にて実施することとする。
2) 各道路管理者は道路被災・通行可否状況並びに道路啓開調査状況の情報提供を九州地方整備局に行う。また、市管理における啓開ルートの道路被災並びに通行可否状況については所管する県において情報集約し九州地方整備局へ情報提供を行うこととする。
3) 道路啓開調査は最低限、緊急通行車両の通行可否について判断し、緊急車両通行のための必要最小限の応急措置を実施する。応急措置に時間を要する場合、別路線の調査に移行する。
4) 道路啓開調査に関する分担表については別表 1～6 に示す。

①広域移動ルートの道路啓開調査

①-1　各道路管理者の道路啓開調査に加え、九州地方整備局出先事務所は実走による道路啓開調査を行う。

対象路線は下記の路線とする。

広域移動ルート：高速道路（国、NEXCO 管理）、国道 57 号　等

※広域移動ルートにおいて緊急通行車両通行不可の場合に以下の路線において道路啓開調査を実施する。

サブルート　：国道 10 号（豊後大野市犬飼～延岡市北川）、国道 265 号、国道 327 号、国道 219 号、（主）日南高岡線、（主）日南志布志線、（主）都城串間線

①－１に加え、九州地方整備局出先事務所実走路線沿線の防災拠点（弥生スポーツ公園、高千穂町総合公園、大分県央飛行場）の確認を行う。

②被災地内ルート

被災地内ルートは、全線、国管理路線であることから、九州地方整備局出先事務所にて道路啓開調査を実施する。また、九州地方整備局出先事務所は実走路線沿線における防災拠点の確認を行う。

③代替ルート

代替ルートの道路啓開調査は代替ルートが被災地内ルートへの進入路となるべく路線という機能を持つであることから、各道路管理者の点検（道路啓開調査）に加え、九州地方整備局出先事務所は実走による道路啓開調査を行う。また、九州地方整備局出先事務所は実走路線沿線における防災拠点の確認を行う。

④拠点接続ルート・その他の緊急輸送ルート

各道路管理者により実施。

⑤上記①、③、④において被災県の要請に応じて、国による道路啓開調査も可とする。

（２）道路啓開作業

1) 各道路管理者は道路啓開調査状況を受け作業を実施するが以下①～⑤の考え方にて実施することとする。
2) 各道路管理者は道路被災・通行可否状況並びに道路啓開作業状況の情報提供を九州地方整備局に行う。また、市管理における啓開ルートの道路被災並びに道路啓開作業状況については所管する県において情報集約し九州地方整備局へ情報提供を行うこととする。
3) 道路啓開作業に関する分担表については別表 1～6 に示す。

①広域移動ルートの道路啓開作業

広域移動ルートの道路啓開作業については、以下を基本とし図 13 に示す。

①-1 道路啓開作業は各道路管理者が実施する。

①-2 サブルート（国管理路線除く国道 265 号、国道 327 号、国道 219 号、（主）日南高岡線、（主）日南志布志線、（主）都城串間線）について、広域移動ルートの啓開調査結果※に応じて、当該路線の各道路管理者が実施する。（※広域移動ルートの啓開作業が困難な場合に実施）

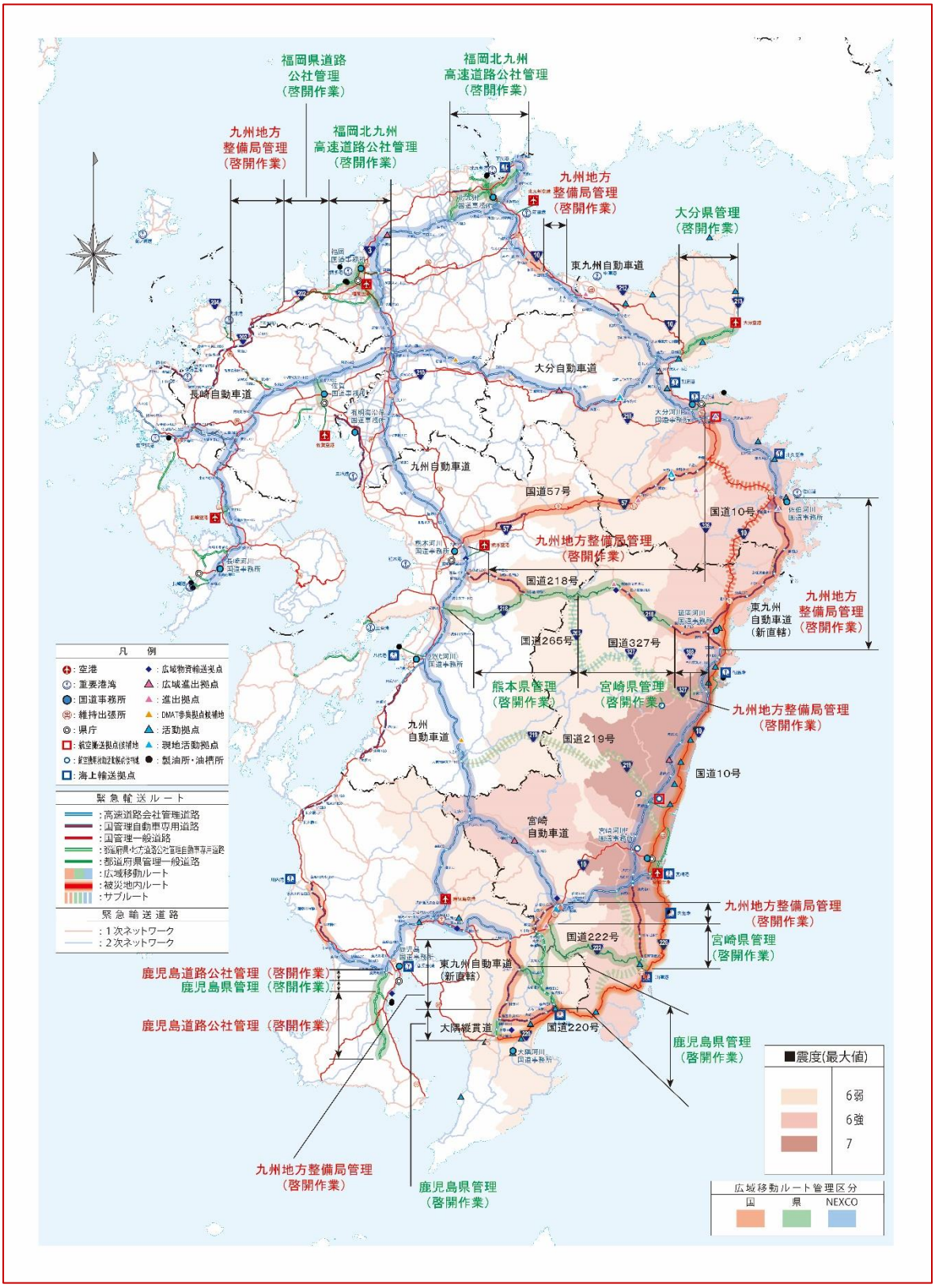


図 13　広域移動ルートの啓開作業区分

②被災地内ルート

被災地内ルートの道路啓開作業は全線、国管理路線であることから九州地方整備局出先事務所にて実施する。

③代替ルート

代替ルートの道路啓開作業は代替ルートが被災地内ルートへの進入路となる~~べく~~路線~~である~~という機能を持つことから災害対策基本法の要請を事前に受けたものとみなし、被災地内ルートの通行状況を確認の上、必要に応じて九州地方整備局出先事務所により実施。なお、各道路管理者に金銭費用負担が生じることとなる~~の必要がある~~作業を実施する際には協議を行うものとする。

サブルートと重複する路線においては広域移動ルート及び被災地内ルートの通行状況に応じて九州地方整備局出先事務所により実施する。

④拠点接続ルート・その他の緊急輸送ルート

各道路管理者により実施。

⑤上記①、④においては災害対策基本法に基づく要請を受け国による道路啓開作業を可能とする。

【参考:災害対策基本法】（指定行政機関の長等に対する応援の要求等）
第七十四条の三　第七十条第三項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

なお、緊急輸送ルートの道路啓開調査・作業主体の基本的考え方を以下に示す。

緊急輸送ルートの道路啓開調査・作業主体の基本的考え方

緊急輸送ルート	ルートの定義	路線名	道路管理者					道路啓開調査		道路啓開作業
								調査（点検）	国実走	
広域移動ルート	・部隊等の広域的な移動のためのルート。 ・主に高速道路又は直轄国道により構成。 ・高速道路と直轄国道等の幹線道路としての機能が重複している場合には、高速道路を優先。 ・都市部においては、発災時の混雑等による通行困難等も加味し、環状的なネットワークも考慮。	高速道路、国道57号　等	国	県		N	公	各管理者	○	各管理者 （国：災対法第74条の3による道路啓開作業実施）
サブルート	・広域移動ルートにおいて、機能が確保できない場合における部隊等の移動のためのルート	国道10号(豊後大野市犬飼～延岡市北川)、 国道265号、国道327号、国道219号、 (主)日南高岡線、(主)日南志布志線、(主)都城串間線	国	県				各管理者	△ 広域移動ルートが通行不能の場合	各管理者 （国：災対法第74条の3による道路啓開作業実施）
被災地内ルート	・甚大な地震・津波被害が想定される地域内のルート	国道10号(延岡市北川町長井～宮崎市橘通東)、 国道220号(宮崎市橘通東～鹿屋市笠之原町)	国					国	―	国
代替ルート	被災地内ルートのうち、想定津波浸水域を通過し、津波浸水により通行できない可能性が高い場合に考慮するルート	・本編図9-1、9-2及び表3参照 ・別表4参照	国	県	市			各管理者	○	国：被災地内ルートの代替として必要な場合 （国：災対法第74条の3による道路啓開作業実施） 上記以外は各管理者
拠点接続ルート	・人命の安全確保のために特に重要で代替拠点を確保することが困難と見込まれる航空搬送拠点及び製油所・油槽所、活動拠点と上記のルートの間を接続するルート。	・大分県、宮崎県、鹿児島県東部について、本編図10-1～10-3及び表4-1～4-3参照 ・別表5参照	国	県	市			各管理者	―	各管理者 （国：災対法第74条の3による道路啓開作業実施）
その他の緊急輸送ルート	・その他の防災拠点（※）と広域移動ルート等を結ぶ緊急輸送ルート	・別表6参照	国	県	市		公	各管理者	―	各管理者 （国：災対法第74条の3による道路啓開作業実施）

国：九州地方整備局，　県：各県・政令市，　市：各市，　N：NEXCO西日本，　公：福北公社、各県道路公社
国実走：国管理以外の路線における実走調査を記入。
※進出拠点，救助活動拠点，広域物資輸送拠点，海上輸送拠点，

２－５．タイムラインの作成

南海トラフ地震発災後、九州東進作戦を実施するにあたり、いつ何をするかについて明らかにした具体的な行動計画（以下、「タイムライン」という。）を作成しておくことは、迅速な道路啓開を実施する上で、啓開活動に従事する者の意識醸成の観点でも極めて有効である。従って、九州東進作戦のルート別に詳細なタイムラインを作成することとする。タイムラインは、啓開ルートの調査・作業にあたるそれぞれの道路啓開を担当する各道路管理者により速やかに作成し、実走により予め確認しておくものとする。タイムライン作成にあたり、国や地方自治体が常平時から連携し、事前に議論しておくことで、被災後の迅速な対応につながる。災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。図 14 及び図 15 に九州地方整備局出先事務所におけるタイムライン及びタイムラインに基づくルート図のイメージを示す。国~~土交通省~~九州地方整備局各出先事務所は、このタイムラインに応じて、緊急輸送ルート等について、他の道路管理者が管理するものも含め、

ア 通行可能区間（緊急通行車両のみか否かを含む）
イ 通行止め区間（通行止めの要因及び解除の見通し並びにその間の迂回ルート情報を含む）
ウ 点検中区間（点検完了の見通しを含む）
エ 未点検区間（未点検の要因を含む）

を明らかにして、九州地方整備局 道路部に対して定期的に報告するものとする。

なお、想定する被災量は、あくまで一定の仮定に基づくものとなるため、実際の被災は地震の規模や時間帯、交通状況によって異なる場合があることに留意が必要である。

タイムライン

① 発災後、ただちに参集し３時間を目途に道路啓開調査着手。その際には軽微な補修が~~可能な~~に対応できるよう最低限の資機材は~~を~~準備すること。
② １２時間以内で広域移動ルートの通行可否情報を集約、迂回路を設定し、関係機関へ情報を提供。
③ ２４時間以内で広域移動ルート、防災拠点へアクセスするルートの概ねの道路啓開を完了。
④ 東九州道等を活用し、７２時間以内で被災地内ルート（Ｒ１０，Ｒ２２０）の概ねの道路啓開を完了。

南海トラフ地震における九州における道路啓開タイムライン（イメージ）



図 14　道路啓開タイムライン（イメージ）



図 15　タイムラインに基づくルート図（イメージ）

注）道路啓開調査において、九州地方整備局各出先事務所より広域移動ルート等の実走を行うが、啓開ルートの調査・作業主体は道路啓開を担当する各道路管理者とする。

２－６．人員、資機材等の体制構築

初動体制を如何に迅速かつ確実に確保できるかが円滑な道路啓開活動はもとより後の消火活動、救急救命活動等に大きく影響することとなる。従って、道路啓開活動を発災後迅速に開始し、円滑に実施できるように、必要な人員体制・資機材の確保を図る。

（１）資機材の備蓄場所

道路啓開活動に必要となる資機材については、啓開ルート別に備蓄場所を設定し、平時から十分な量を備蓄しておくことを原則とする。

啓開ルート別に、資機材を備蓄する場所（備蓄場所）を表 8 及び図 16 に示す。備蓄が必要な資機材については、新規購入を含めて適正な配備を迅速に行うこととする。

表 8　啓開ルート別の主な備蓄場所

路線名	管理者	備蓄場所
東九州自動車道（新直轄）	九州地方整備局	福岡国道事務所、大分河川国道事務所、中津維持出張所、大分維持出張所、延岡河川国道事務所、延岡高速道路維持出張所、大隅河川国道事務所
国道１０号（被災地内ルート）	九州地方整備局	宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、宮崎維持出張所、延岡国道維持出張所
国道５７号	九州地方整備局	熊本河川国道事務所、佐伯河川国道事務所、阿蘇国道維持出張所、竹田維持出張所
国道２１８号	九州地方整備局、熊本県、宮崎県	延岡河川国道事務所、（熊本河川国道事務所、長崎河川国道事務所）、熊本県県央広域本部宇城地域振興局、熊本県県央広域本部上益城地域振興局、宮崎県西臼杵支庁
国道２２０号（被災地内ルート）	九州地方整備局	宮崎河川国道事務所、大隅河川国道事務所、宮崎維持出張所、日南国道維持出張所
国道２２２号	宮崎県	（鹿児島国道事務所、都城国道維持出張所、加治木維持出張所）宮崎県都城土木事務所
（主）志布志福山線	鹿児島県	（大隅河川国道事務所）鹿児島県大隅地域振興局建設部土木建築課曽於市駐在
サブルート他	九州地方整備局、熊本県、宮崎県、人吉市、日南市	佐伯河川国道事務所、（北九州国道事務所、福岡国道事務所、長崎河川国道事務所、八代河川国道事務所、佐賀国道事務所、宮崎河川国道事務所、宮崎維持出張所、日南国道維持出張所）熊本県県央広域本部上益城地域振興局、熊本県県南広域本部球磨地域振興局、宮崎県日向土木事務所、宮崎県西都土木事務所、宮崎県都城土木事務所
高速道路	NEXCO	北九州高速道路事務所、久留米高速道路事務所、熊本高速道路事務所、鹿児島高速道路事務所、宮崎高速道路事務所、長崎高速道路事務所、佐賀高速道路事務所、大分高速道路事務所

（　）は、国管理路線以外で道路啓開調査（実走）を行う九州地方整備局の備蓄場所



図 16　啓開ルート別の主な備蓄場所

（２）道路啓開体制の構築

道路啓開活動において、橋梁段差、路上車両、ガレキ堆積、電柱倒壊などの被災リスクに対応すべく、初動体制時に必要となる重機、オペレータや作業員が発災後直ちに自動参集できるよう体制を整える。加えて、令和６年能登半島地震の教訓に基づき、道路啓開作業の長期化を見据え、初動以降に順次必要となる資機材や人員等の支援体制も構築しておくことが重要である。道路管理者は、啓開用資機材や通信機器等を融通できるよう、建設業者等の民間企業と平時からコミュニケーションをとり、資機材保有者間の情報共有及び資機材共有の仕組みを事前に構築しておく。

道路啓開体制構築のため、資機材の確保や重機の手配、オペレータや作業員の確保等実際に啓開作業に従事する建設業者・レッカー組合等の民間事業者との災害時協定の締結を図る。

なお、啓開ルート区間延長が長いこと、被災地域においてはほぼ同時に多数の啓開作業箇所の発生が予想されることに対して、当該地域に拠点を置く地元の建設業者及び民間事業者等の数が少ないことも考えられる。よって、効率的かつ迅速な道路啓開のため、啓開責任主体となる各道路管理者間において建設業者及び民間事業者等の適切な割り当て調整を行う必要がある。

九州地方整備局では九州建設業協会、九州各県建設業協会等と、九州地方整備局出先事務所においては建設業者等と「災害時における災害応急対策業務の支援に関する協定」を締結し応援体制を構築し、道路啓開活動を実施する。

加えて、被災時には道路寸断箇所に対する代替路確保が困難な場合が生じるため、自衛隊と連携し、陸上からのアクセスに限らず、海上や航空からのアクセスルートを確保することでネットワーク構築を図る。

また、電柱倒壊や水道管の破裂等道路の占用物件の被災が発生した場合には、各専門業者による対応が必要となることが想定されることから、撤去方法や役割分担等について事前に調整し、その体制を整備しておくこととする。

（３）通信手段の確保

発災時においては、一般電話並びに携帯電話等が機能しないことが想定されることから、九州地方整備局（出先事務所、出張所含む）においては各県等との通信手段として陸上移動無線（マイクロ回線）を活用するものとする。

また、陸上移動無線（マイクロ回線）のみならず災害時に対応可能な衛星携帯等の通信機材を配備するとともに、通信事業者との連携強化を図ることで、非常時の通信網を確保するものとする。

（４）燃料等の調達・確保

道路啓開活動に必要となる建設機械等の燃料確保については、石油連盟や全国石油商業組合連合会等と輸送方法、供給箇所等について事前調整や協定を締結するなどし、供給を確保するものとする。九州地方整備局においては「災害時における石油類燃料の供給・運搬に関する協定書」を締結している。

２－７．訓練の実施

本計画の実効性を高めるため、実践的な訓練を通じ、道路啓開に従事する者が地震発生後に何をどのタイミングで何に留意して行うかといった具体的な行動について習熟しておくことは非常に重要である。従って、平時から南海トラフ地震の発生を想定した実働訓練・情報伝達訓練等の各種訓練を関係機関（国、地方公共団体、民間企業）の連携・協力のもとに定期的に実施し、平常時から防災関係機関等との横断的連携強化を図ることで、現場対応力の向上を図る。また、訓練の実施を通じて得られた知見や課題等を踏まえ、本計画及び訓練の内容・方法について必要な見直しを行う。

また、災害対策基本法の改正により、緊急通行車両の通行を確保するため、車両等について道路管理者が自ら移動等の措置を実施することができることとなった。これを踏まえ、定期的な訓練やホイールローダ等による車両撤去など新たな手法への重点的・技術的訓練等を通じ、障害物の迅速な撤去についても技能の習熟を図る。



ホイールローダによる車両移動



ホイールローダによる車両移動
（アタッチメント装着）



遠隔操作によるガレキ等撤去



占用者（電力会社）によるケーブル敷設

写真２　九州地方整備局等の防災実動訓練

２－８．事前広報の実施

南海トラフ地震発生時においては、特に九州東沿岸部を中心に、深刻な道路交通麻痺等の発生が懸念されている。よって、膨大な量の路上車両のうち放置される車両を道路利用者の協力によって如何に削減・抑制することができるかが重要となり、発災直後の車の利用抑制（交通総量の抑制）、車のキーをつけたままの避難（移動困難車両の削減）、啓開ルート及び車線への進入禁止（啓開ルートからの一般車両排除）等についての理解と協力を得る必要がある。

このため、地震発災時の心得やとるべき行動等について、平時からドライバーへのチラシやパネル等を通じ周知徹底を図り、道路啓開への協力について理解を求めていくこととする。道路管理者は、被災地域内の交通負荷を可能な限り軽減するために、発災時に高速道路上を走っている車両を遠方の出口へ誘導することがある旨等について、あらかじめ利用者に理解と協力を求める。また、発災後は適切にこれらの誘導等を促すなど、被災地全体の交通制御を見据えた現地体制、迂回路の設定や情報収集・提供装置の確保など、誘導方策等についてあらかじめ検討する。

３．発災後の対応

３－１．被災状況の把握・情報集約・共有

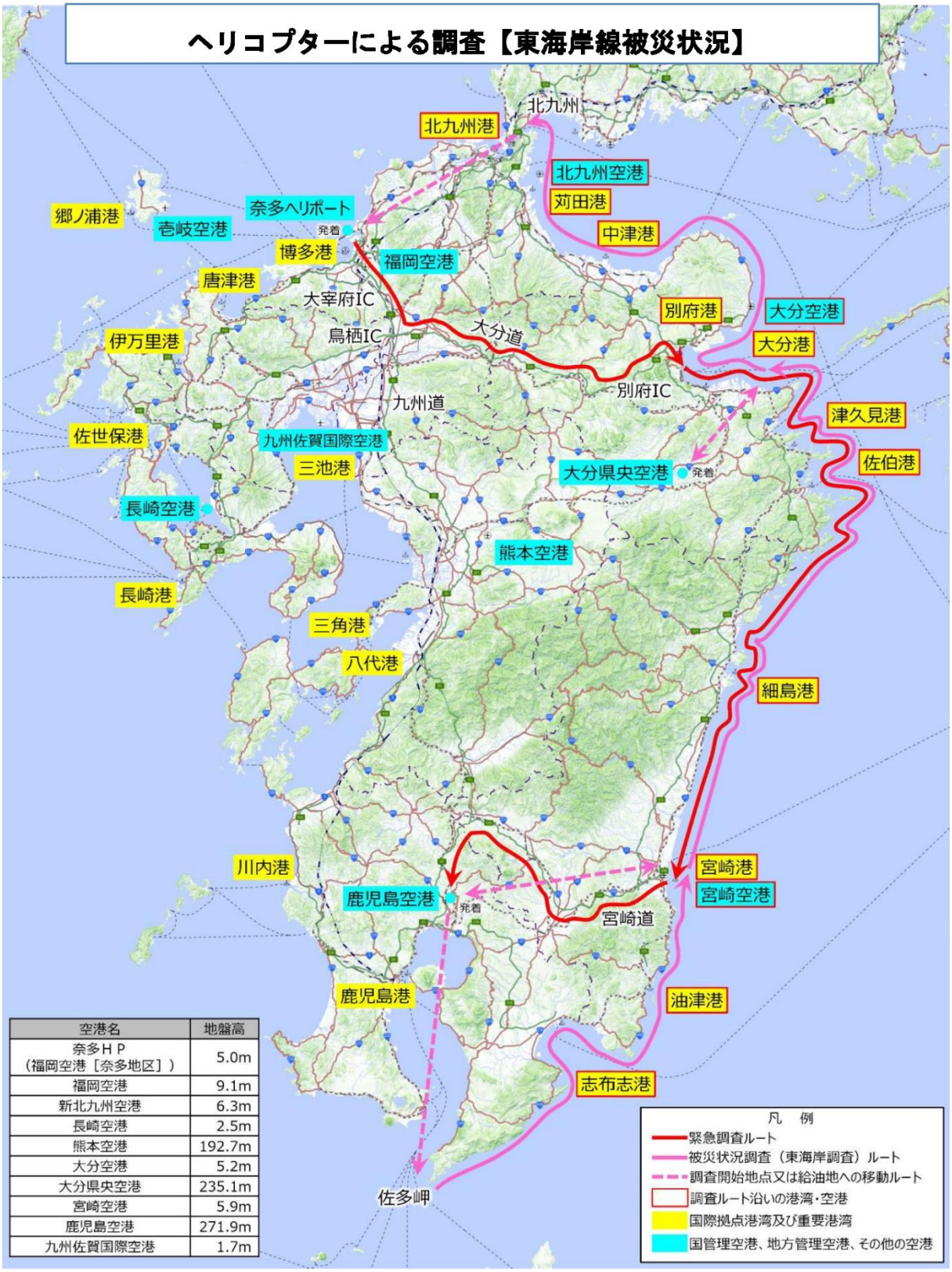
九州東進作戦においては、投入可能な人員・資機材に限りがあるため、効率的かつ迅速に道路啓開活動を実施するには、道路本体の損傷、倒壊建物のガレキ、路上車両や電柱倒壊等の発生に伴う緊急通行車両の通行可否等の道路被災情報を的確に把握することが非常に重要となる。従って、各道路管理者は、発災後、直ちに初動体制を立ち上げ、道路啓開ルートの道路啓開調査を開始し、CCTV 等による確認を含め速やかに被災状況の把握に努めることとする。

また、壊滅的被害が発生しているエリア等では、道路啓開調査が困難な路線・区間も想定されることから、国交省災害対策用ヘリ（「はるかぜ号」）や各県防災ヘリ、自衛隊ヘリ等の活用など、上空から被災状況を確認しつつ、九州地方整備局の光ファイバーネットワーク等を通じ自治体、関係機関等に対しリアルタイムで映像配信を行い素早く情報の把握に努める。

ヘリコプターによる被災調査については、東海岸線被災状況と災害対策車両等進入路の 2 つの調査を行う。調査飛行ルートは図 17-1、図 17-2 に示す通りであるが、被災状況を考慮し、臨機にルートを選定する。

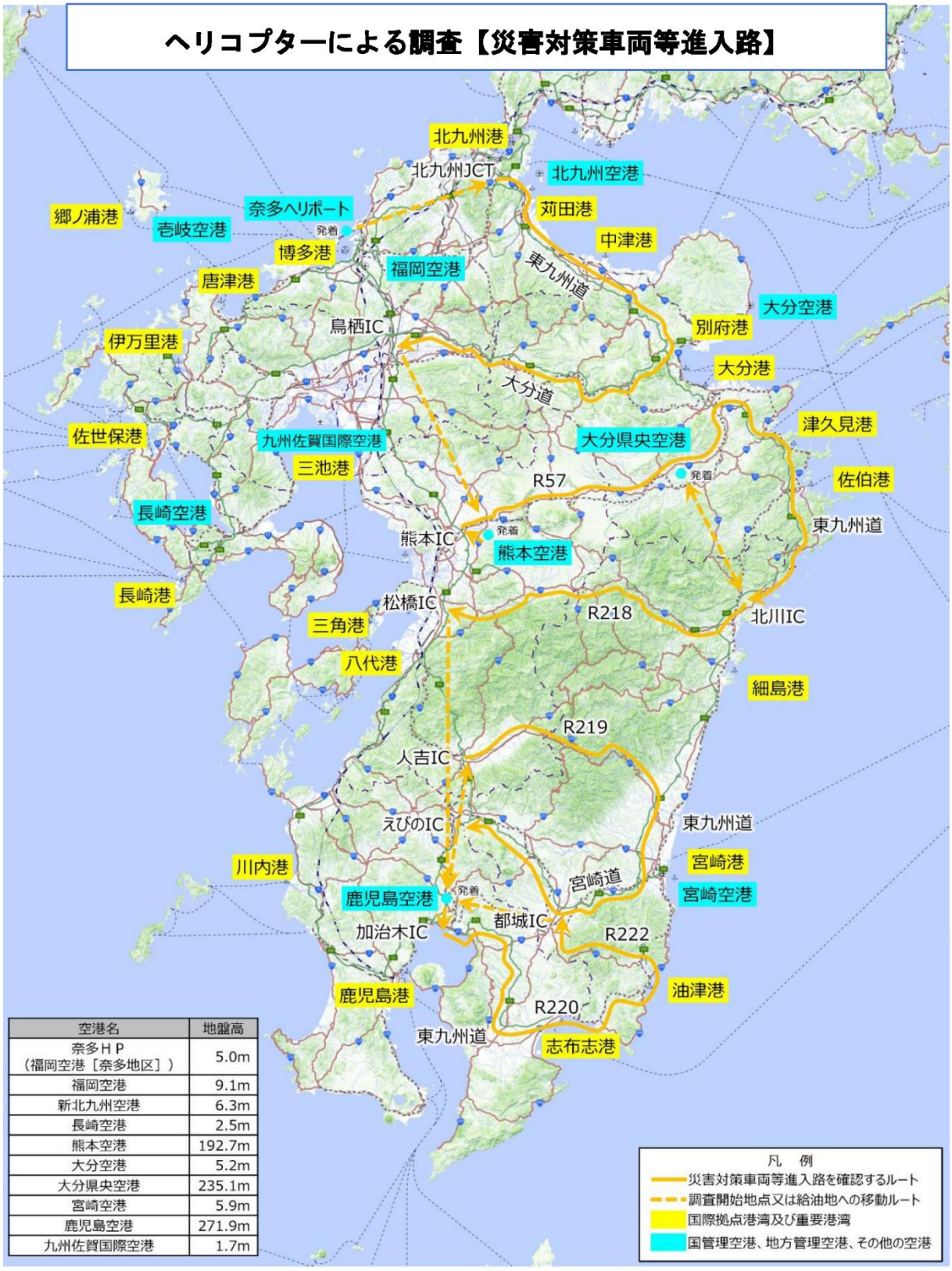
早期の道路啓開のため、迅速な情報収集力の向上にも努める。バイク・自転車隊・AIweb カメラや UAV（無人航空機）、ETC２．０及び民間のプローブデータなどの交通情報等の活用や民間が保有する情報の活用を行う。

なお、各道路管理者が自ら調査を実施することに加え、予め締結した災害協定に基づき協定会社等を活用して調査を実施する体制を整えておくことも重要である。



空港名	地盤高
奈多ＨＰ（福岡空港［奈多地区］）	5.0m
福岡空港	9.1m
新北九州空港	6.3m
長崎空港	2.5m
熊本空港	192.7m
大分空港	5.2m
大分県央空港	235.1m
宮崎空港	5.9m
鹿児島空港	271.9m
九州佐賀国際空港	1.7m

図 17-1　東海岸線調査ルート



空港名	地盤高
奈多ＨＰ（福岡空港［奈多地区］）	5.0m
福岡空港	9.1m
新北九州空港	6.3m
長崎空港	2.5m
熊本空港	192.7m
大分空港	5.2m
大分県央空港	235.1m
宮崎空港	5.9m
鹿児島空港	271.9m
九州佐賀国際空港	1.7m

図 17-2　災害対策車両等進入路確認ルート

これらにより把握した道路被災状況に関しては、今後の道路啓開活動における情報として一元的に集約することが重要である。

九州地方整備局は九州 7 県全域を管轄とし、直轄国道をはじめ、各県の道路事情に精通し、複数県にまたがる情報集約が可能である。また、各県とは防災上の観点からもつながりが多く情報のやりとりも常に行っているところである。よって、九州地方整備局は、道路啓開ルートにおける被災状況、道路啓開状況について各道路管理者から定期的に情報提供をうけ、情報集約を行う。さらに、市道については所管する各県において情報を集約し九州地方整備局に対し定期的に情報提供を行うこととする。

また、時々刻々と変化する現地の状況に柔軟に対応し、かつ迅速な道路啓開を実施するためには、現場レベルの連携が非常に重要となることから、各道路管理者の出先機関においては、関係機関等との情報共有・協力のもと啓開ルートの迅速な啓開に向け、調査を行うことが重要であり、道路被災や事故・交通麻痺等の情報を入手した際には、上部組織に報告するとともに、上部組織は、その情報を九州地方整備局に集約する。

これら九州地方整備局に集約した情報は随時、各道路管理者・関係機関等~~に~~と情報共有~~を行うもの~~することとする。

令和元年度より、ISUT（Information Support Team：災害時情報集約支援チーム）が本格運用を開始した。大規模災害発生時、内閣府調査チーム※が派遣された際に ISUT が派遣されるため、該当する場合は ISUT が集約した情報を活用する。具体的な活動内容として、現地（被災県の災害対策本部等）で、国・自治体・民間の関係機関から、気象や地震等の状況、インフラ・ライフラインの被災状況、避難所・物資拠点の開設状況等の災害情報の収集が挙げられる。また、災害対応者のニーズに応じて必要な情報を重ね合わせた電子地図を作成し、専用 Web サイト等で情報を共有する。災害対応で散在・錯綜しがちな各機関の情報を集約することで、関係者全員へ本部と同じ情報を瞬時に共有することが可能となる。

令和６年度より、総合防災情報システム（通称：SOBO-WEB）の運用が開始された。

※内閣府調査チーム：大規模災害発生時に、速やかに被災地に入り、被害情報等を収集、報告するとともに、非常災害現地対策本部等の設置の準備等を行うチーム。

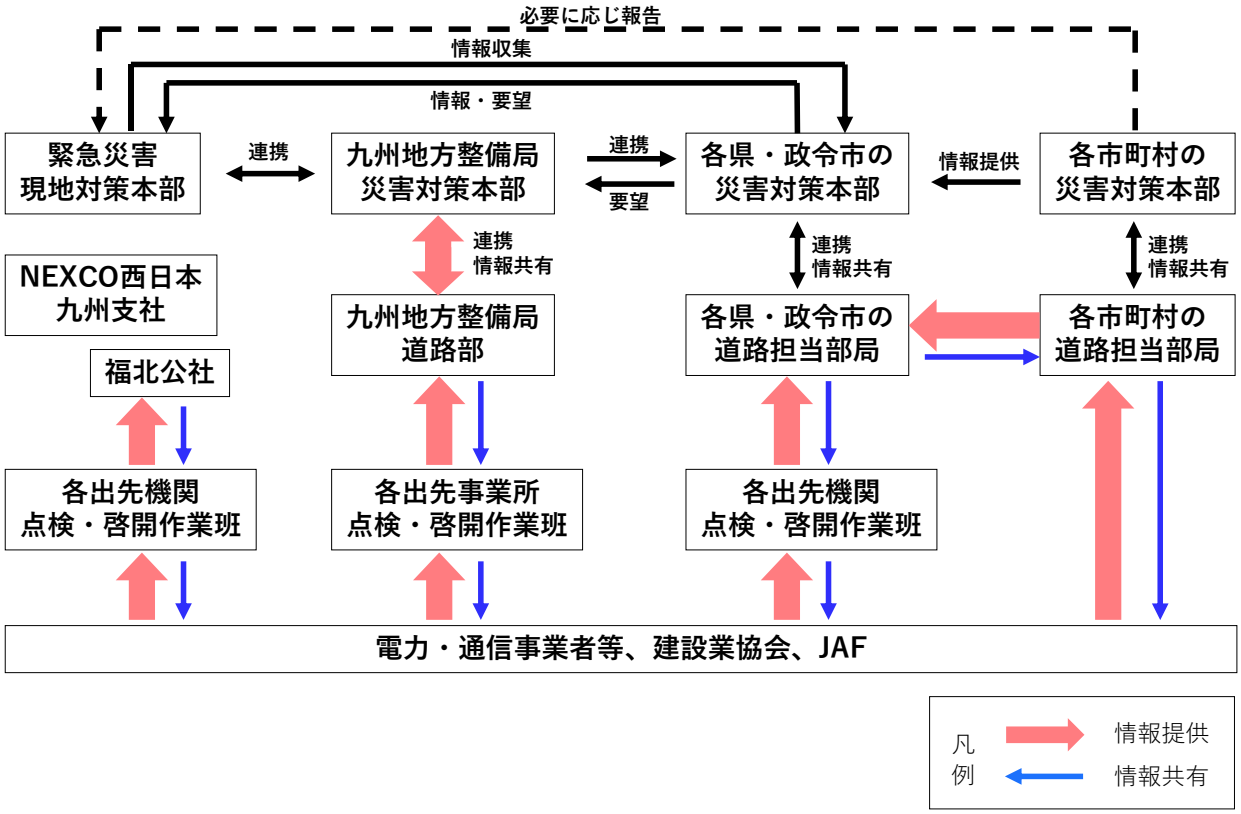


図 18　道路啓開情報収集の主な流れ

3－2．初動体制及び人員・資機材について

各道路管理者は、予め設定した参集体制、資機材等を確保し、発災後直ちに、道路啓開調査・作業に自動的に出動する。

また、九州地方整備局は、九州すべての県、政令市、市町村と「大規模な災害時の応援に関する協定」を締結しており、要請に応じ九州地方整備局が保有している対策本部車、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、情報収集車、路面清掃車等の災害対策用機械等の派遣を行っていくこととする。

特に、排水ポンプ車については津波浸水による排水活動を実施する上で重要なことから、国土交通省は、津波による浸水が緊急輸送のための交通確保に支障となる場合には、排水ポンプ車の派遣、湛水の排除を迅速に行う。九州地方整備局は浸水状況等により適切に配置するとともに、各県等からの要請に応じ支援を行うものとする。

３－３．道路啓開の実施内容

（１）道路啓開の基本方針

各道路管理者は、その管理する道路について、事前調整を行った協定業者を含む協力業者（建設業者、コンサルタント）と共に、効果的な障害物の除去による道路啓開を行う。本計画の「２－４．道路啓開調査・作業」に記載している道路啓開調査、道路啓開作業を直ちに実施するとともに、各々の管理区間において、災害対策基本法第７６条の６の規定に基づく区間指定を行い、当該指定道路区間の公安委員会への通知及び指定道路区間に在る者に対する周知等の手続きも適切に行う。

道路啓開の実施にあたっては、道路管理者において行うものとするが、迅速な救急救命活動や救急支援物資の輸送などを支えるため、道路啓開の作業進捗状況や作業体制等から各道路管理者の状況に応じ、災害対策基本法第７４条の３による要請を受け、九州地方整備局が代行して実施することも視野に入れておくものとする。

また、ライフラインの早期復旧のため、道路管理者とライフライン事業者が連携を図り対応する。

なお、道路啓開実施後においては、必要に応じて警察による緊急交通路の指定により通行車両の制限が実施されることとなる。

~~道路管理者等は、その管理する道路について、効果的な障害物の除去による道路啓開を行い、道路機能の確保を行う。~~

~~九州地方整備局は、迅速な救急救命活動や救急支援物資の輸送などを支えるため、地方公共団体等と連携して情報収集を実施するとともに、地方管理道路において、道路啓開を代行できる制度を活用し支援を行う。~~

（２）道路啓開の手順

1）道路啓開調査

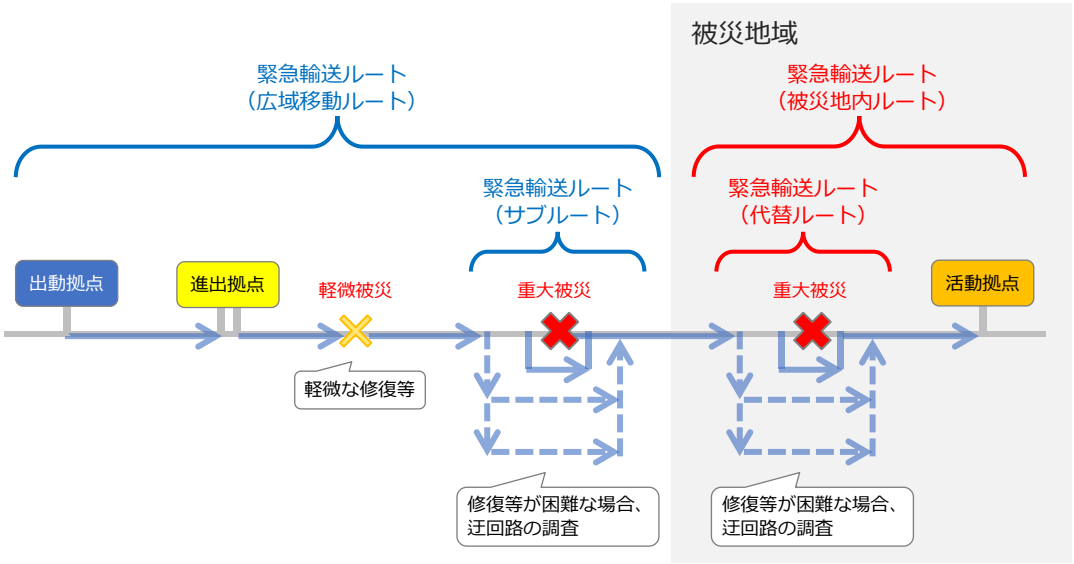


図 19　南海トラフ地震における道路啓開調査のイメージ

○道路啓開調査では緊急通行車両の通行可否の確認を優先して行うこととし、軽微な損傷については補修を実施し緊急通行車両の通行を確保する。
○大規模な被災が発見された場合には迂回路（別路線）の道路啓開調査を実施。
○広域移動ルートにおいて緊急通行車両通行不可の場合、事前に設定したサブルート及び同規格の道路を迂回路に設定。
○被災地内ルートにおいても同様に代替ルートを迂回路として設定。

2）道路啓開作業

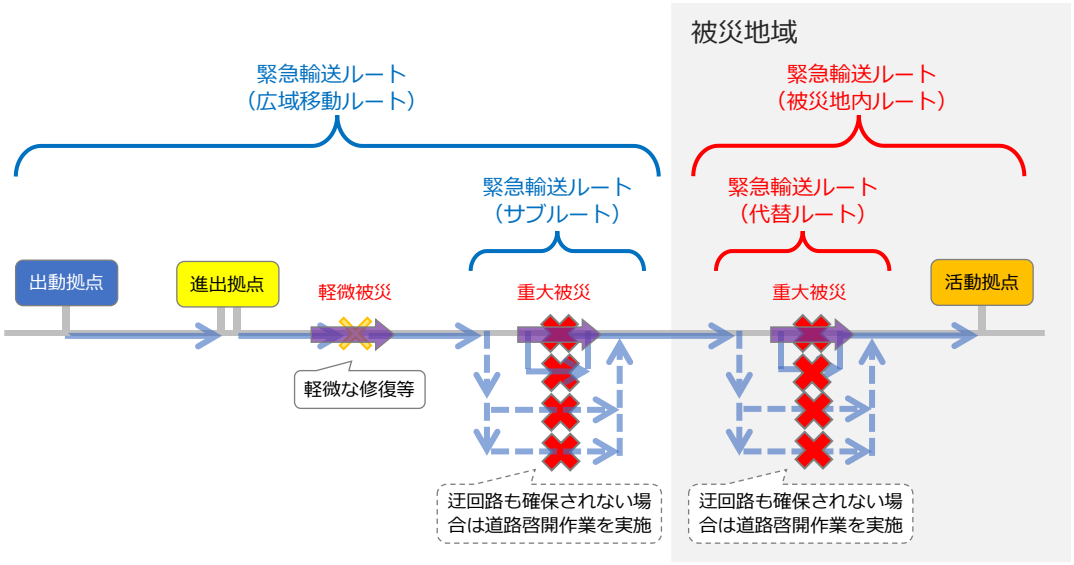


図 20　南海トラフ地震における道路啓開作業のイメージ

○道路啓開調査の結果、迂回路（別路線）も確保されない場合は、道路啓開作業を実施するものとし、適宜、道路啓開作業部隊を増強していくなど緊急通行車両の通行を早期に確保する。

（３）道路啓開部隊の班編成

1）道路啓開調査の班編成

道路本体の損傷、ガレキ、路上車両、電柱倒壊等に関する被災等の状況や被災規模を早急に把握し、緊急通行車両通行のための必要最小限の応急措置が可能な班編成とする。

なお、道路啓開調査における応急措置で時間を要する場合、別路線の調査に移行する。

また、道路啓開調査が完了~~したい~~次第、道路啓開作業へ合流するものとする。

表９に、直轄国道における班編制の案を示す。

表９　道路啓開調査に関する班編成（案）

１班当たり	人員	乗用車	２ｔﾄﾗｯｸ	自転車
	６人	１台	１台	１台
	ｺｰﾝ、土嚢等			
	１式			

※人員（運転者含む）は、職員、維持業者又は災害協力業者等

※人員内訳（職員３人、作業員３人）

2）道路啓開作業の班編成

道路啓開調査等により把握した被災等の状況や被災規模により必要な措置が可能な班編成とする。

想定される状況より、先導車（パトロールカー等）、応急復旧用重機・資材運搬（ユニック車、ダンプトラック等）及び放置車両撤去（レッカー車）の車両編成が考えられる。

進出拠点等に集結し一団となって啓開を行っていくことが望ましいが、被災状況や集結状況に応じて、迅速な道路啓開作業を目的として、必ずしも全ての車両がそろわなくても柔軟に対応する。

また、九州地方整備局においては、「２－２．被害想定」の被害想定量をもとに３０班を確保する。

表 10 に、直轄国道における班編制の案を示す。

表 10　道路啓開作業に関する班編成（案）

１班当たり	人員	ＢＦ	ＤＴ	パトロールカー等
	10 人	１台	３台	１台
	土のう	コーン	看板	敷鉄板
	50 袋	50 基	10 枚	５枚

※ＢＦ：バックホウ、ＤＴ：ダンプトラック

※人員（運転者含む）は、職員、維持業者又は災害協力業者等

※人員内訳（職員２人、オペレーター等４人、作業員４人）

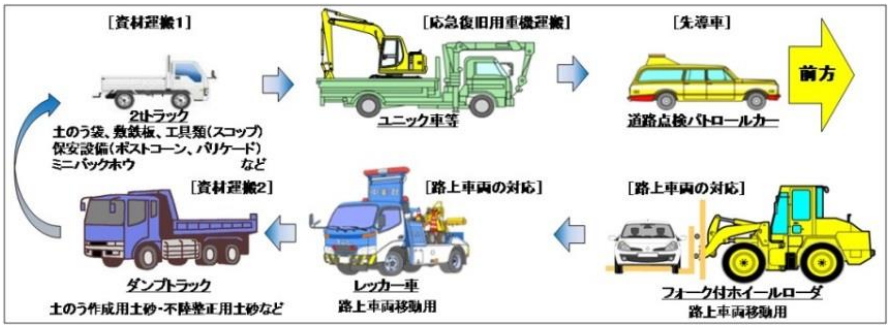


図 21　道路啓開作業部隊の編成例（一般道啓開作業の編成イメージ）

（４）道路啓開作業の方法

1）啓開道路基本構造

道路啓開作業は、早期の緊急通行車両通行幅確保の為、1 車線確保を基本とする。但し、中央分離帯設置区間においては、上下毎 1 車線を基本とする。

また、離合場所については適宜、設けるものとする。

【片側 1 車線道路の場合】

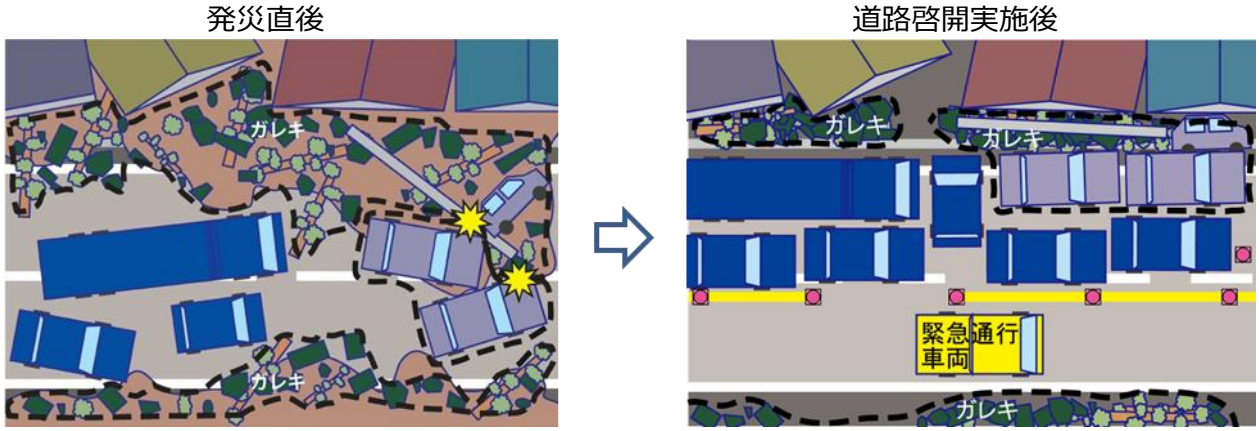


図 22　発災直後・道路啓開実施後の道路状況イメージ（片側 1 車線道路）

【多車線中分あり道路の場合】

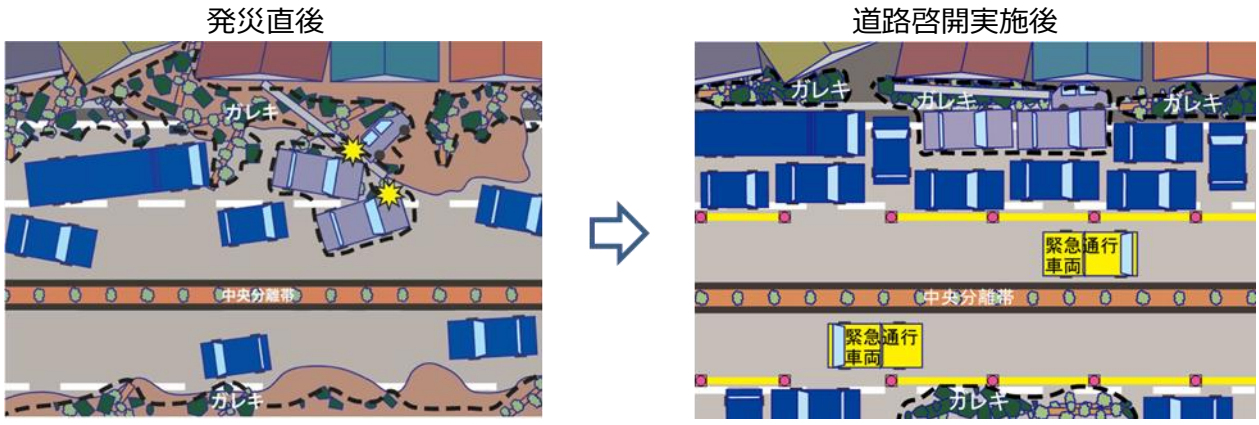


図 23　発災直後・道路啓開実施後の道路状況イメージ（多車線中分あり道路）

2）道路啓開作業における留意事項

発災直後は、津波で運ばれたガレキ、倒壊建物のガレキ、運転手の避難等による放置車両、被災して移動不能となった車両などの発生が想定される。路上の障害物の除去、除去した障害物の仮置場への運搬等、複数の機関が協力して措置する必要がある事項については、現地対策本部で必要に応じて協議するなど防災関係機関が協力して必要な措置をとる。

また、電柱等の倒壊などにより道路閉塞による通行止めも想定される。

道路啓開作業においては負傷者等の発見も想定されることから、その場合は速やかに作業を中断し、関係機関等と必要な調整を行った後、作業を再開する。

（５）道路啓開作業及び作業後の一般車両の排除

道路啓開作業や作業後において消火・人命救助等の各種活動や緊急輸送ルートとしての機能に支障を来すことのないよう、緊急通行車両以外の一般車両が当該道路へ進入することを防止することは非常に重要な課題である。従って、必要に応じて、カラーコーンや看板の設置等、視覚的・物理的に一般車両の進入を防止する措置を警察と協力のもと、道路管理者等が適切に実施する。

道路管理者は、必要に応じて、自らの管理する道路について、法第 76 条の６の規定に基づき、区間の指定を行い、車両の移動など緊急通行車両等の通行を確保するために必要な措置を行う。また、道路啓開の実施と併せ、啓開の支障とならないよう立ち往生車両を誘導し、滞留車両を円滑に移動させ、緊急通行車両等の通行を確保する。

九州地方整備局は、被災状況や復旧状況に応じて関係機関と連携し、交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策などを統括的に実施し、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保に努めるものとする。

県警察は、緊急通行車両等の通行を確保するため、直ちに被害が甚大な地域への車両の流入禁止規制や一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制を行い、緊急交通路指定予定路線からの一般車両の排除等を行う。

県公安委員会は、緊急交通路を指定するために必要があると認めるときは、法第 76 条の４第１項の規定に基づき、道路管理者に対し、法第 76 条の６の規定に基づく車両の移動等の措置をとるべきことを要請する。

県警察は、緊急輸送ルートについて、道路管理者等による道路啓開状況を踏まえ、県公安委員会や緊急災害対策本部や県と連携し、必要な情報提供を行いながら対応にあたる。緊急交通路を迅速かつ的確に指定するため、適宜指導・調整を行い、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するよう努める。

南海トラフ地震発生時には、都市部において深刻な道路交通麻痺が想定されることから、被害が大きい地域の都市部における緊急輸送ルートの確保に際しては、自動車利用の制限、放置車両の移動など国民の理解・協力が必要不可欠である。そのため、被災県は、一般車両の通行禁止等について、広く国民に協力を要請する。

（国民への協力要請の例）

・通行禁止等の交通規制が行われた区域又は道路の区間を通行中の車両の運転者は、速やかに他の場所へ移動してください。

・通行禁止等の交通規制が行われている道路以外の場所への移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車し、緊急通行車両の通行や災害応急対策の実施の妨げとならないよう駐車してください。

・道路上に駐車する際には、道路啓開作業時に車両の移動を行えるようエンジンキーは付けたまま又は分かりやすい場所に置き、ドアはロックしないようにしてください。

・渋滞の発生を防ぐため、避難や家族の迎えなどに自動車は使用しないでください。

（６）港湾及び河川等の活用

緊急災害対策本部及び九州地方整備局並びに被災県は、地震被害により道路が寸断されるなど、陸路による移動や輸送が困難な場合、海上輸送拠点に指定された港湾や地域防災計画に位置づけられた漁港、緊急用河川敷道路、緊急用船着場などに関して、関係機関と連携して、河川の活用を検討する。

上記の活用に備えて、発災後、港湾管理者や漁港管理者、河川管理者には、津波の状況等を踏まえ、必要に応じて、海上輸送拠点に指定された港湾や地域防災計画に位置づけられた漁港、緊急用河川敷道路、緊急用船着場の点検の実施及び結果の共有を要請する。

（７）海上及び航空からのアクセス

地震被害における道路寸断により代替路確保が困難な場合、防災拠点へのアクセスは海上や航空からアクセスルートを確保する。海上からの上陸は津波被害等を踏まえ、道路寸断の可能性がある地域のうち、海上輸送拠点に加え、緊急輸送ルートへのアクセスが可能な港湾及び砂浜（海岸）等とする。なお、能登半島地震等の事例を踏まえ、輸送艦やＬＣＡＣ等の活用を想定する。

航空からは航空搬送拠点を基本に道路寸断の可能性がある地域のうち、緊急輸送ルートへのアクセスが可能な場外離着陸場等を想定する。

３－４．関係機関との連携

迅速な道路啓開及びその後の緊急輸送ルートの確保にあたっては、各道路管理者・関係機関が適切に連携し、機動的に対応することが必要となる。このため、各機関が適切な役割分担の下、関係機関との情報共有を密にしつつ、一体的な協力及び連携体制を構築して取り組むとともに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同本計画の見直しを行い、平時から意見交換や訓練や研修などを通じて密接な関係を築いておくことが重要である。

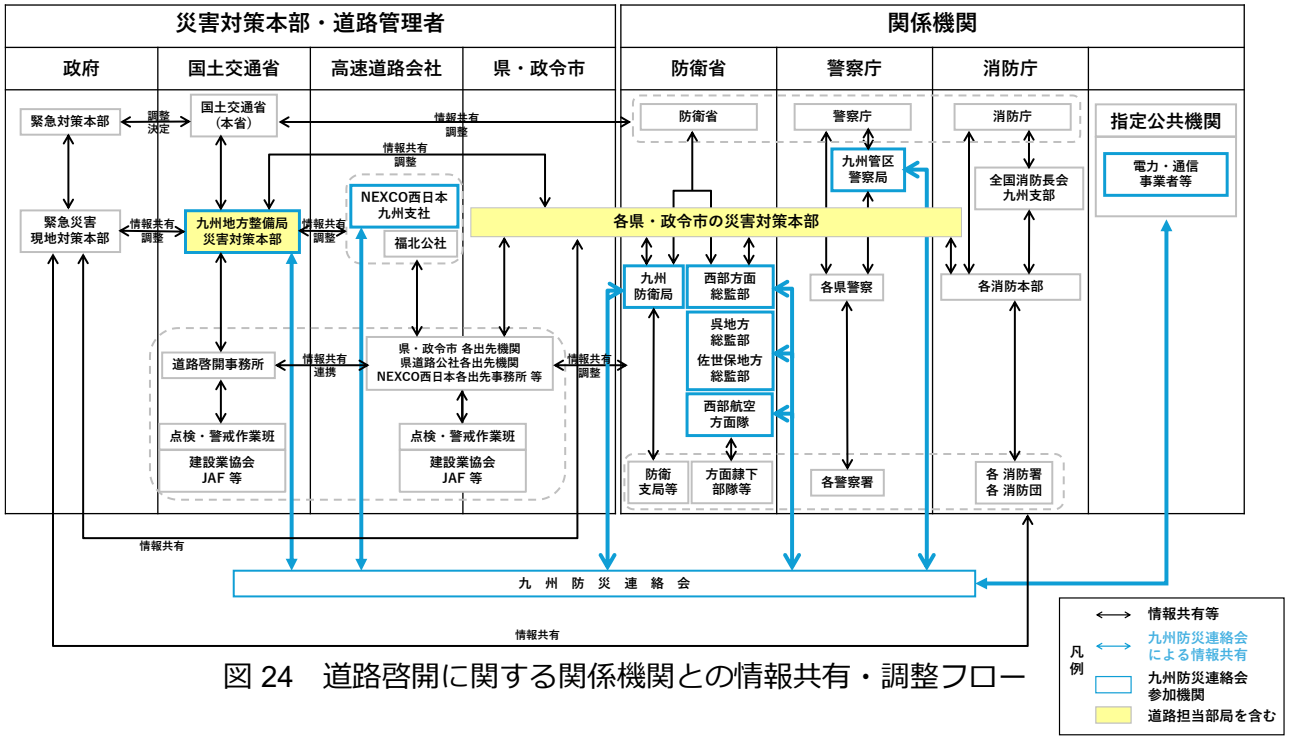


図 24　道路啓開に関する関係機関との情報共有・調整フロー

（１）現地情報連絡班（リエゾン）の派遣

九州地方整備局と地方公共団体相互の情報共有及び TEC-FORCE や災害対策車両等の派遣、支援要請の調整を行うことを派遣目的とし、九州地方整備局は発災後速やかに現地情報連絡班（リエゾン）を各県、政令市、市町村等へ派遣するなど、情報共有を図るものとする。

設置場所は派遣先地方公共団体の災害対策本部を原則とする。体制については 2 人 1 組（事務所課長級＋事務所係長級）を基本とするが、特に重要な事象については事務所副所長級を派遣するなど臨機応変に対応する。

なお、発災直後においては、緊急的に地方公共団体等の情報を収集する必要があることから、地方公共団体の要請を待たずに、表 11-1 に示す派遣先地方公共団体の近隣事務所より派遣することを基本とし、1 両日中に表 11-2 に示す事務所より交代要員の確保及び派遣を行うものとする。

表 11-1　発災直後のリエゾン派遣先及び派遣担当事務所

福岡県		大分県		宮崎県		鹿児島県	
派遣先	派遣事務所	派遣先	派遣事務所	派遣先	派遣事務所	派遣先	派遣事務所
福岡県庁	福国	大分県庁	大分	宮崎県庁	宮崎	鹿児島県庁	鹿国
北九州市	北国	中津市	山国	延岡市	延岡	志布志市	志港
苅田町	苅港	宇佐市	山国	門川町	延岡	大崎町	大隅
行橋市	北国	豊後高田市	山国	日向市（震度 7）	延岡	東串良町	大隅
築上町	北国	姫島村	大分	木城町（震度 7）	宮崎	肝付町	大隅
豊前市	北国	国東市	大分	都農町（震度 7）	宮崎	南大隅町	大隅
吉富町	北国	杵築市	大分	川南町（震度 7）	宮崎		
		日出町	大分	西都市（震度 7）	宮崎		
		別府市	別港	高鍋町（震度 7）	宮崎		
		大分市	大分	新富町（震度 7）	宮崎		
		臼杵市	佐伯	宮崎市（震度 7）	宮崎（1 名）		
		津久見市	佐伯		宮港（1 名）		
		佐伯市	佐伯	日南市	宮崎		
				串間市	宮崎		

表 11-2　リエゾン交代要員派遣担当事務所

派遣先事務所		派遣先事務所		派遣先事務所		派遣先事務所	
福岡県庁	福国	大分県庁	本局	宮崎県庁	本局	鹿児島県庁	本局
北九州市	遠賀	中津市	北国	延岡市	熊本	志布志市	川内
苅田町	北港	宇佐市	筑後	門川町	熊本	大崎町	鹿国
行橋市	福国	豊後高田市	筑後	日向市（震度 7）	熊本	東串良町	鹿国
築上町	福国	姫島村	博港	木城町（震度 7）	熊本	肝付町	鹿港
豊前市	北国	国東市	菊池	都農町（震度 7）	立野	南大隅町	鹿営
吉富町	北国	杵築市	菊池	川南町（震度 7）	立野		
		日出町	熊営	西都市（震度 7）	八代		
		別府市	筑後	高鍋町（震度 7）	八代		
		大分市	本局	新富町（震度 7）	八代		
		臼杵市	佐国	宮崎市（震度 7）	本局		
		津久見市	佐国	日南市	川辺		
		佐伯市	本局	串間市	川辺		

※上記の事務所で対応が~~不可能~~困難な場合、上記事務所間での応援のほか、下記事務所より応援するものとする。

①福岡県：本局、遠賀、福国、有国、九メ、佐国、佐河、北港、博港

②大分県：本局、筑後、阿蘇、菊池、福国、有国、佐国、佐河、熊営、博港

③宮崎県：本局、熊本、立野、阿蘇、八代、八復、川辺、熊港

④鹿児島県：本局、川内、鹿国、鹿港、鹿営

（２）道路管理者・関係機関の連携

九州地方整備局道路部は、緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を防災関係機関~~に~~と共有する。また、必要に応じて、~~通行~~交通の早期確保に関する調整を行う。

県警察は警察庁と連携して広域交通管制システムを活用し、九州地方整備局は災害通行実績データシステムによって官民ビッグデータを活用する。相互に連携を図りつつ、緊急輸送ルート等の通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を緊急災害対策本部に提供する。

道路管理者と関係機関は連携し、自衛隊・警察・消防の情報が集約されると想定される各県・政令市の災害対策本部と九州地方整備局との密な情報共有や必要な調整を図るとともに、現場（道路啓開作業）レベルにおいても被災状況や啓開ルートに関する情報共有や必要な調整を図るものとする。

また、建設業協会の会員においては、災害協定等に基づき出動した場合、協定書に記載された指示者から道路啓開調査・作業等の指示を受けるものとし、情報共有を図るものとする。

（３）情報伝達の手段

メールや電話、ＦＡＸでの伝達を基本と~~し~~するが、通信状況によりこれらの使用が~~不可~~能困難な場合なども考えられる~~ことから~~。このような場合には九州地方整備局、各県等と相互に繋がっているマイクロ回線の活用や災害時に対応可能な衛星携帯を使用することとする。

３－５．発災後の広報の実施

地震発災後においては道路の通行可能区間（通行止め状況）や道路啓開状況（通行可能となる見通し）等に対し、広く国民に情報提供することが重要であることから各道路管理者においては管理する路線について以下の方法（ツール）等によって周知を行う。

・道路情報板による情報提供
・日本道路交通情報センター（ラジオ等）を活用した情報提供
・ホームページ、記者発表
・SNS　等
・立て看板　等

従って、地震発災後に直ちに上記の方法を含めた広報ができるよう、あらかじめ情報提供内容や掲示などの周知方法について準備しておくこととする。

４．今後の課題

本計画では、南海トラフ地震の発生に際し、関係機関との情報共有・必要な調整のもと、各道路管理者が道路啓開を迅速に進めるための基本的な考え方、具体的方法や役割分担等についてまとめた。しかしながら、本計画はあくまで現在の想定をもとに作成したものであることや、実際の災害時の具体的なオペレーションについては更に詳細な検討が必要であることから、実際の災害の様相に合わせ、本計画を基本としつつも臨機応変な対応が求められる。従って、現在の備えだけでは十分ではないことを肝に銘じ、計画の実効性をさらに担保していくために、今後とも本協議会を活用し、連携・協力体制を構築するとともに、以下の事項について継続的に取り組むこととする。

（１）情報伝達、情報共有の手段

本計画による道路啓開を成功させるためには、道路啓開及び災害活動に従事する関係者間の情報伝達を確実かつ正確に行えることが前提となる。

このため、関係者間の情報伝達手段が平時のみならず災害時においても確保できるよう検討する。

また、一般の方々への周知方法については道路情報板や SNS 等~~を活用した~~の活用を基本とするが、他の効果的な手法や~~その情報提供~~提供する情報の内容等~~も~~についても引き続き検討~~する~~していく。

（２）各県建設業協会との連携

~~東側各県の~~協定業者は国・県・市などの各道路管理者と重複して災害協定を締結している場合があるため、連絡系統の事前調整を行う。また、迅速な道路啓開にあたり、協定業者の班体制や役割分担の事前調整、道路管理者と各県建設業協会および日本建設業連合会との連携方法などを検討する。~~各道路管理者との重複が予想され、九州地方整備局出先事務所と西側各県業者や日本建設業連合会による道路啓開作業も含め、早期の道路啓開にむけた事前調整を検討する。~~

（３）災害廃棄物への対応

国〔環境省〕が別途定める「災害廃棄物の処理に係る指針」に基づき、市町村が定める災害廃棄物処理計画において具体的に示される災害廃棄物の仮置き場等を随時本計画へ反映していく。

（４）道路管理者の体制の確保

休日や深夜の発災など、あらゆる時間帯の対応を想定した職員や協力会社の迅速な参集方法等、体制構築について検討する。

（５）計画のスパイラルアップ

本計画の実行を担保するためには、日頃から災害発生を想定した訓練を重ねることによって、情報伝達や具体の道路啓開について実地での習熟を行うとともに、発災直後の被災状況把握から情報伝達・共有、道路啓開の実施に至るまでの各プロセスにおける課題を把握し、検証・改善を行っていくことが重要である。

このため、定期的な訓練を関係機関の連携・協力のもと行っていく~~こ~~とともに、計画のスパイラルアップを図る。

今後、各県等の計画に応じて、本計画への追加等が必要になれば適宜改定する。

（６）被災リスクの共有

南海トラフ地震の発生に備えて、平時より道路啓開を行う各道路の被災リスクを把握し、関係機関~~へ~~と共有しておくことが初動対応の効率化のために有用である。そのため、今後以下について検討を行う。

① 各道路管理者で統一した条件下~~その~~において想定される被災施設・内容

② ~~被災~~想定される被災施設・内容の情報共有方法

（７）災害時における上陸候補地（海路・空路）の検討

能登半島地震の際、半島の地形的制約から、道路ネットワークが限られ、初動における被災状況や緊急情報の把握が困難化した。南海トラフ地震においても、津波による浸水被害等により、陸路からのアクセスが困難となった場合に備え、海路・空路を活用した道路啓開を行う場合の上陸地点の候補となる地点を抽出する等の検討を行う。

（別表１～６）緊急輸送ルート道路啓開調査・作業分担表

別表 1　広域移動ルート道路啓開調査・作業主体（分担表） 71
別表 2　広域移動ルート（サブルート）道路啓開調査・作業主体（分担表） 74
別表 3　被災地内ルート道路啓開調査・作業主体（分担表） 74
別表 4　代替ルート道路啓開調査・作業主体（分担表） 75
別表 5　拠点接続ルート道路啓開調査・作業主体（分担表） 77
別表 6　その他の緊急輸送ルート道路啓開調査・作業主体（分担表） 87

別表１　広域移動ルート道路啓開調査・作業主体（分担表）

路線名	区間	道路啓開調査・作業主体
関門自動車道	下関 IC～ 門司 IC	NEXCO 西日本
九州自動車道	門司 IC～ 鹿児島 IC	NEXCO 西日本
東九州自動車道	北九州 JCT～ 佐伯 IC	NEXCO 西日本
	佐伯 IC～ 延岡南 IC	九州地整
	延岡南 IC～ 清武南 IC	NEXCO 西日本
	清武南 IC～ 日南東郷 IC	九州地整
	志布志 IC～ 末吉財部 IC	九州地整
	末吉財部 IC～ 隼人東 IC	NEXCO 西日本
九州中央自動車道	嘉島 JCT～ 小池高山 IC	NEXCO 西日本
	小池高山 IC～ 山都通潤橋 IC	九州地整
大分自動車道	鳥栖 JCT～ 大分米良 IC	NEXCO 西日本
長崎自動車道	長崎 IC～ 鳥栖 JCT	NEXCO 西日本
宮崎自動車道	えびの JCT～ 宮崎 IC	NEXCO 西日本
西九州自動車道	佐世保大塔 IC～ 武雄 JCT	NEXCO 西日本
国道 57 号北側復旧道路	大津 IC 入口交差点～ 阿蘇西 IC 入口	九州地整
日出バイパス	速見 IC～ 日出 IC	NEXCO 西日本
大分空港道路	日出 IC～ 杵築 IC	大分県
	杵築 IC～ 塩屋交差点	大分県
北方延岡道路	延岡 IC～ 蔵田交差点	九州地整
高千穂日之影道路	雲海橋交差点～ 平底交差点	九州地整
都城志布志道路	都城 IC～ 乙房 IC【R6 開通予定】	九州地整
	志布志 IC～ 五十町 IC	宮崎県内：宮崎県 鹿児島県内：鹿児島県
大隅縦貫道	鹿屋串良 JCT～ 笠之原 IC	鹿児島県
隼人道路	加治木 JCT～ 隼人東 IC	NEXCO 西日本

路線名	区間	道路啓開調査・作業主体
南九州西回り自動車道	鹿児島 IC～ 市来 IC	NEXCO 西日本
	市来 IC～ 薩摩川内水引 IC	九州地整
（主）指宿鹿児島インター線 （指宿スカイライン）	鹿児島 IC～ 立迫橋~~頴娃 IC~~	鹿児島県道路公社
（主）指宿鹿児島インター線 （指宿スカイライン）~~（主）指宿鹿児島インター線~~	立迫橋~~頴娃 IC~~～ 谷山 IC ~~夫迫交差点~~	鹿児島県
（主）指宿鹿児島インター線 （指宿スカイライン）	谷山 IC～ 頴娃 IC	鹿児島県道路公社
北九州高速 1 号線	小倉東 IC～ 愛宕 JCT	福岡北九州高速道路公社
北九州高速 2 号線	小倉駅北出入口～ 日明出入口	福岡北九州高速道路公社
北九州高速 3 号線	愛宕 JCT～ 東港 JCT	福岡北九州高速道路公社
北九州高速 4 号線	門司 IC～ 八幡 IC	福岡北九州高速道路公社
福岡高速 1 号線	千鳥橋 JCT～ 西公園出入口	福岡北九州高速道路公社
福岡高速 2 号線	千鳥橋 JCT～ 太宰府 IC	福岡北九州高速道路公社
福岡高速 3 号線	豊 JCT～ 空港通出入口	福岡北九州高速道路公社
国道 3 号	古賀 IC～ 大森交差点	九州地整
	八代 IC～ 八代港線入口交差点	九州地整
国道 10 号	大分米良 IC～ 国道 57 号交差	九州地整
	北川 IC～ 橘通三交差点	九州地整
	都城 IC～ 五十町 IC	九州地整
国道 57 号	国道 10 号交差～ 熊本 IC	九州地整
国道 197 号	~~中央公園~~大道入口交差点～ 昭和通り交差点	大分県
	国道 10 号交差～ 公園東インター入口交差点	大分県
国道 199 号	日明 IC～ 北九州市道西港町 2 号線交差	北九州市
国道 208 号	佐大南交差点～ 本庄町袋交差点	佐賀県
国道 210 号	椎迫入口交差点～ 大道入口交差点	大分県
国道 213 号	塩屋交差点～ 大分空港入口交差点	大分県

路線名	区間	道路啓開調査・作業主体
国道 218 号	松橋 IC～ 蔵田交差点	熊本県内：熊本県 宮崎県内：宮崎県
	蔵田交差点～（九州中央自動車道経由） 延岡 IC	九州地整
国道 219 号	インター入口交差点～ 四日市交差点	宮崎県
国道 222 号	国道 220 号交差～ 中町交差点	宮崎県
国道 263 号	佐賀大和 IC～ SAGA アリーナ前交差点	佐賀県
国道 264 号	SAGA アリーナ前交差点～ 与賀町交差点	佐賀県
国道 324 号	田上 IC～ 国道 324 号交差	長崎県
国道 327 号	お倉ケ浜交差点～ 日向 IC	宮崎県
国道 444 号	大村 IC～ 桜馬場交差点	長崎県
国道 499 号	戸町 IC～ 長崎県長崎市小ケ倉町（東西 OT 長崎油槽所）	長崎県
国道 504 号	溝辺鹿児島空港 IC～ 空港入口交差点	鹿児島県

※広域移動ルートは「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」記載の輸送ルートと整合させているが、別表 1 は高速道路、国道を抜粋して記載している。

別表２　広域移動ルート（サブルート）道路啓開調査・作業主体（分担表）

路線名	区間	道路啓開調査・作業主体
国道 10 号	大分市上戸次　国道 57 号交差～ 佐伯市弥生大字小田　番匠交差点	九州地整
	佐伯市弥生大字小田　番匠交差点～ 延岡市　北川 IC	九州地整
国道 217 号	佐伯市弥生大字小田　番匠交差点～ 佐伯市上岡　脇排水機場前交差点	大分県
国道 219 号	球磨郡錦町西　（市）七地蟹作線交差～ 宮崎市新名爪　国道 10 号交差	熊本県内：熊本県 宮崎県内：宮崎県
国道 265 号	上益城郡山都町馬見原　馬見原交差点～ 東臼杵郡椎葉村下福良　国道 327 号交差	熊本県内：熊本県 宮崎県内：宮崎県
国道 327 号	東臼杵郡椎葉村下福良　国道 265 号交差～日向市新生町　新生町交差点	宮崎県
（主）36 号 佐伯津久見線	佐伯市上岡　脇排水機場前交差点～ 佐伯市　佐伯 IC	大分県
（主）28 号 日南高岡線	宮崎市　田野 IC～ 日南市中央通　一里松交差点	宮崎県
（主）3 号 日南志布志線	日南上平野市　（市）上平野町二丁目交差点～ 串間市大平　揚原交差点	宮崎県
（主）34 号 都城串間線	串間市大平　揚原交差点～ 串間市奈留　大束新町交差点	宮崎県

別表３　被災地内ルート道路啓開調査・作業主体（分担表）

路線名	区間		管理者	備考
国道 10 号	宮崎県延岡市　北川 IC	宮崎県宮崎市橘通東　橘通三交差点	九州地整	
国道 220 号	宮崎県宮崎市橘通東　橘通三交差点	鹿児島県鹿屋市　笠之原 IC	九州地整	宮崎南バイパス、青島バイパス、日南海岸ロードパーク

別表４　代替ルート道路啓開調査・作業主体（分担表）

被災地内ルート	被災地点区分け	代替ルート	区間	道路啓開調査・作業主体
国道 10 号	延岡市 北川 IC～ 延岡市昭和町　国道 218 号交差	国道 218 号	延岡市昭和町　国道 10 号交差～ 延岡市古川町　（主）16 号交差	九州地整
		（主）16 号稲葉崎平原線	延岡市古川町　国道 218 号交差～ 延岡市野地町　（一）241 号交差	九州地整
		（一）241 号延岡インター線	延岡市野地町　（主）16 号交差～ 延岡市　延岡 IC	九州地整
国道 10 号	延岡市昭和町　国道 218 号交差～ 延岡市塩浜町　国道 10 号延岡バイパス交差	国道 218 号	延岡市昭和町　国道 10 号交差～ 延岡市古川町　（主）16 号交差	九州地整
		（主）16 号稲葉崎平原線	延岡市古川町　国道 218 号交差～ 延岡市野地町　（一）241 号交差	九州地整
		（一）241 号延岡インター線	延岡市野地町　（主）16 号交差～ 延岡市　延岡 IC	九州地整
		国道 10 号延岡バイパス	延岡市塩浜町　国道 10 号交差～ 延岡市　延岡南 IC	九州地整
国道 10 号	延岡市塩浜町　国道 10 号延岡バイパス交差～ 東臼杵郡門川町大字加草舟越交差点	国道 10 号延岡バイパス	延岡市塩浜町　国道 10 号交差～ 延岡市　延岡南 IC	九州地整
国道 10 号	東臼杵郡門川町大字加草舟越交差点～ 日向市財光寺　お倉ヶ浜交差点	国道 327 号	日向市財光寺　お倉ヶ浜交差点～ 日向市　日向 IC	九州地整
国道 10 号	日向市財光寺　お倉ヶ浜交差点～ 児湯郡都農町川北　都農町三日月原交差点	国道 327 号	日向市財光寺　お倉ヶ浜交差点～ 日向市　日向 IC	九州地整
		（主）40 号都農綾線	児湯郡都農町川北　三日月原交差点～ 児湯郡都農町　都農 IC	九州地整
国道 10 号	児湯郡都農町川北　都農町三日月原交差点～ 児湯郡川南町川南　俵橋交差点	（主）40 号都農綾線	児湯郡都農町川北　三日月原交差点～ 児湯郡都農町　都農 IC	九州地整
		（一）302 号高鍋美々津線	児湯郡川南町川南　俵橋交差点～ 児湯郡高鍋町持田　（主）19 号交差	九州地整
		（主）19 号石河内高城高鍋線	児湯郡高鍋町持田　（一）302 号交差～児湯郡高鍋町　高鍋 IC	九州地整
国道 10 号	児湯郡川南町川南　俵橋交差点～ 児湯郡新富町富田西　新富町下城元交差点	（一）302 号高鍋美々津線	児湯郡川南町川南　俵橋交差点～ 児湯郡高鍋町持田　（主）19 号交差	九州地整
		（主）19 号石河内高城高鍋線	児湯郡高鍋町持田　（一）302 号交差～児湯郡高鍋町　高鍋 IC	九州地整
		（主）18 号荒武新富線	児湯郡新富町富田西　下城元交差点～西都市岡富　四日市交差点	九州地整
		国道 219 号	西都市岡富　四日市交差点～ 西都市　西都 IC	九州地整
国道 10 号	児湯郡新富町富田西　新富町下城元交差点～ 宮崎市橘通東　橘通三交差点	（主）18 号荒武新富線	児湯郡新富町富田西　下城元交差点～西都市岡富　四日市交差点	九州地整
		国道 219 号	西都市岡富　四日市交差点～ 西都市　西都 IC	九州地整
		国道 10 号	宮崎市橘通東　橘通三交差点～ 宮崎市　宮崎西 IC	九州地整
国道 220 号	宮崎市橘通東　橘通三交差点～ 宮崎市　宮崎 IC	国道 10 号	宮崎市橘通東　橘通三交差点～ 宮崎市　宮崎西 IC	九州地整
国道 220 号	宮崎市　宮崎 IC～ 宮崎市熊野　熊野交差点	（一）367 号中村木崎線	宮崎市熊野　熊野交差点～ 宮崎市熊野　木崎橋南交差点	九州地整

被災地内ルート	被災地点区分け	代替ルート	区間	道路啓開調査・作業主体
		（一）338 号大久保木崎線	宮崎市熊野　木崎橋南交差点～ 宮崎市　清武 IC	九州地整
国道 220 号	宮崎市熊野　熊野交差点～ 宮崎市加江田　鵜来橋交差点	（一）367 号中村木崎線	宮崎市熊野　熊野交差点～ 宮崎市熊野　木崎橋南交差点	九州地整
		（一）338 号大久保木崎線	宮崎市熊野　木崎橋南交差点～ 宮崎市　清武 IC	九州地整
		（一）376 号学園木花台加江田線	宮崎市加江田　鵜来橋交差点～ 宮崎市加江田　学園木花台交差点	九州地整
		（一）375 号学園木花台本郷北方線	宮崎市加江田　学園木花台交差点～ 宮崎市加江田　（一）338 号交差	九州地整
		（一）338 号大久保木崎線	宮崎市加江田　（一）375 号交差～ 宮崎市　清武 IC	九州地整
国道 220 号	宮崎市加江田　鵜来橋交差点～ 日南市春日町　春日町交差点	（一）376 号学園木花台加江田線	宮崎市加江田　鵜来橋交差点～ 宮崎市加江田　学園木花台交差点	九州地整
		（一）375 号学園木花台本郷北方線	宮崎市加江田　学園木花台交差点～ 宮崎市加江田　（一）338 号交差	九州地整
		（一）338 号大久保木崎線	宮崎市加江田　（一）375 号交差～ 宮崎市　清武 IC	九州地整
		（主）28 号日南高岡線	宮崎市　田野 IC～ 日南市吾田東　一里松交差点	九州地整
		国道 222 号	日南市中央通　一里松交差点～ 日南市春日町　春日町交差点	九州地整
国道 220 号	日南市春日町　春日町交差点～ 串間市奈留　大束新町交差点	国道 222 号	日南市春日町　春日町交差点～ 日南市楠原　（市）上塚田市村線交差	九州地整
		（市）上塚田市村線	日南市大窪　（主）3 号交差～ 日南市楠原　国道 222 号交差	九州地整
		（主）3 号日南志布志線	串間市大平　揚原交差点～ 日南市大窪　（市）上塚田市村線交差	九州地整
		（主）34 号都城串間線	串間市奈留　大束新町交差点～ 串間市大平　揚原交差点	九州地整
国道 220 号	串間市奈留　大束新町交差点～ 志布志市志布志町志布志関屋口交差点	—	—	—
国道 220 号	志布志市志布志町志布志関屋口交差点～ 曽於郡大崎町假宿　大崎三文字駅交差点	（主）64 号大崎輝北線	曽於郡大崎町假宿　大崎三文字駅交差点～ 曽於郡大崎町野方　荒佐三差路	九州地整
		国道 269 号	曽於郡大崎町野方　荒佐三差路～ 曽於郡大崎町野方　（主）64 号交差	九州地整
		（主）64 号大崎輝北線	曽於郡大崎町野方　国道 269 号交差～曽於郡大崎町　野方 IC	九州地整
国道 220 号	曽於郡大崎町假宿　大崎三文字駅交差点～ 曽於郡大崎町　野方 IC ~~鹿屋市笠之原町　笠之原 IC~~	（主）64 号大崎輝北線	曽於郡大崎町假宿　大崎三文字駅交差点～ 曽於郡大崎町野方　荒佐三差路	九州地整
		国道 269 号	曽於郡大崎町野方　荒佐三差路～ 曽於郡大崎町野方　（主）64 号交差	九州地整
		（主）64 号大崎輝北線	曽於郡大崎町野方　国道 269 号交差～曽於郡大崎町　野方 IC	九州地整

別表５　拠点接続ルート道路啓開調査・作業主体（分担表）

防災拠点分類	施設名称	路線名（拠点接続ルート）	区間	道路啓開調査・作業主体
航空搬送拠点	福岡空港	福岡高速３号線　空港通出入口		福岡北九州高速道路公社
		（市）下臼井博多駅線	福岡市　福岡高速３号線　空港通出入口～福岡市博多区吉塚　（一）551 号交差	福岡市
		（一）551 号別府比恵線	福岡市博多区吉塚　（市）下臼井博多駅線交差～福岡市博多区下臼井　福岡空港	福岡市
	北九州空港	東九州道　苅田北九州空港 IC		NEXCO 西日本
		（一）245 号新北九州空港線	京都郡苅田町　苅田北九州空港 IC～北九州市小倉南区空港北町　（市）空港北町１号線交差	福岡県
		（市）空港北町１号線	北九州市小倉南区空港北町　（一）245 号交差～北九州市小倉南区空港北町　北九州空港	北九州市
	熊本空港（陸上自衛隊高遊原分屯地、崇城大学空港キャンパス及び熊本県防災消防航空センター）	九州自動車道　益城熊本空港 IC		NEXCO 西日本
		（主）36 号熊本益城大津線	上益城郡益城町　益城熊本空港 IC～ 上益城郡益城町　熊本空港	熊本県
	佐賀空港	長崎自動車道　佐賀大和 IC		NEXCO 西日本
		国道 263 号	佐賀市大和町　佐賀大和 IC～ 佐賀市日の出　SAGA アリーナ前交差点	佐賀県
		国道 264 号	佐賀市日の出　SAGA アリーナ前交差点～ 佐賀市川原町　与賀町交差点	佐賀県
		佐賀県道 54 号西与賀佐賀線	佐賀市川原町　与賀町交差点～ 佐賀市赤松町　佐賀大学前交差点	佐賀県
		佐賀県道 260 号東与賀佐賀線	佐賀市赤松町　佐賀大学前交差点～ 佐賀市本庄町　佐大南交差点	佐賀県
		国道 208 号	佐賀市本庄町　佐大南交差点～ 佐賀市本庄町　本庄町袋交差点	佐賀県
		佐賀県道４９号佐賀空港線	佐賀市本庄町　本庄町袋交差点～ 佐賀市川副町　九州佐賀国際空港	佐賀県
	長崎空港	長崎自動車道　大村 IC		NEXCO 西日本
		国道 444 号	大村市 大村 IC～ 大村市桜馬場　桜馬場交差点	長崎県
		国道 34 号	大村市西大村　国道 444 号交差～ 大村市桜馬場　（主）長崎空港線交差	九州地整
		（主）38 号長崎空港線	大村市桜馬場　桜馬場交差点 大村市箕島町　長崎空港	長崎県
	大分空港	大分自動車道 速見 IC		NEXCO 西日本
		（高）日出バイパス（※1）	速見郡日出町　速見 IC～ 速見郡日出町　日出 IC	NEXCO 西日本
		国道 213 号大分空港道路（※1）	速見郡日出町　日出 IC～ 杵築市　杵築 IC	大分県
		（一）404 号大分空港道路（※1）	杵築市　杵築 IC～ 国東市安岐町　塩屋交差点	大分県
		国道 213 号	国東市安岐町　塩屋交差点～ 国東市武蔵町　大分空港	大分県
	大分スポーツ公園	大分自動車道　大分米良 IC		NEXCO 西日本
		国道 10 号	大分市　大分米良 IC～ 大分市片島　国道 197 号交差	九州地整

防災拠点分類	施設名称	路線名（拠点接続ルート）	区間	道路啓開調査・作業主体
		国道 197 号	大分市片島　国道 10 号交差～ 大分市松岡　公園東インター入口交差点	大分県
		（一）610 号松岡日岡線	大分市松岡　公園東インター入口交差点～ 大分市横尾　大分スポーツ公園	大分県
	宮崎空港	宮崎自動車道　宮崎 IC		NEXCO 西日本
		国道 220 号（※3）	宮崎市　宮崎 IC ～ 宮崎市本郷南方　空港ランプ交差点	九州地整
		（主）52 号宮崎空港線	宮崎市本郷南方　空港ランプ交差点～ 宮崎市赤江　宮崎空港	宮崎県
	航空自衛隊新田原基地	東九州自動車道　西都 IC		NEXCO 西日本
		国道 219 号（※2）	西都市　西都 IC～ 西都市岡富　四日市交差点	宮崎県 (九州地整)
		（主）18 号荒武新富線（※4）	西都市岡富　四日市交差点～ 児湯郡新富町新田　新田新町交差点	宮崎県
		（主）44 号宮崎高鍋線	児湯郡新富町新田　新田新町交差点～ 児湯郡新富町新田　新田原基地	宮崎県
	鹿児島空港	九州自動車道　溝辺鹿児島空港 IC		NEXCO 西日本
		国道 504 号	霧島市　溝辺鹿児島空港 IC～ 霧島市溝辺町麓　鹿児島空港	鹿児島県
製油所・油槽所	東西オイルターミナル 北九州油槽所	北九州高速 2 号線　日明出入口		福岡北九州高速道路公社
		国道 199 号	北九州市　北九州高速 2 号線　日明出入口～ 北九州市小倉北区西港町　（市）西港町 2 号線交差	北九州市
		（市）西港町 2 号線	北九州市小倉北区西港町　国道 199 号交差～北九州市小倉北区西港町　西港郵便局前交差点	北九州市
		（市）西港町 18 号線	北九州市小倉北区西港町　西港郵便局前交差点～北九州市小倉北区西港町　（臨港道路）日明第 2 貯木場 2 号道路交差	北九州市
		（臨港道路）日明第 2 貯木場 2 号道路	北九州市小倉北区西港町　（市）西港町 18 号線交差～北九州市小倉北区西港町　（東西 OT 北九州油槽所）	北九州市
	ジャパンオイルネットワーク 小倉油槽所	北九州高速 2 号線　日明出入口		福岡北九州高速道路公社
		国道 199 号	北九州市　北九州高速 2 号線　日明出入口～ 北九州市小倉北区西港町　（市）西港町 2 号線交差	北九州市
		（市）西港町 2 号線	北九州市小倉北区西港町　国道 199 号交差～ 北九州市小倉北区西港町　（市）西港町 6 号線交差	北九州市
		（市）西港町 6 号線	北九州市小倉北区西港町　（市）西港町 2 号線交差～北九州市小倉北区西港町（JONET 小倉油槽所）	北九州市
	ジャパンオイルネットワーク 福岡油槽所	福岡高速 6 号線　アイランドシティ出入口		福岡北九州高速道路公社
		（臨港道路）アイランドシティ 1 号線	福岡市　福岡高速 6 号線　アイランドシティ出入口～福岡市東区みなと香椎　ベジフルスタジアム前	福岡市
		（市）奈多香椎浜線	福岡市東区みなと香椎　ベジフルスタジアム前～福岡市東区雁の巣　雁ノ巣レクリエーションセンター前交差点	福岡市

防災拠点分類	施設名称	路線名（拠点接続ルート）	区間	道路啓開調査・作業主体
		（主）59 号志賀島和白線	福岡市東区雁の巣　雁ノ巣レクリエーションセンター前交差点～福岡市東区大字西戸崎西戸崎交差点	福岡市
		（市）西戸崎通り線	福岡市東区大字西戸崎　西戸崎交差点～福岡市東区西戸崎　（市）西戸崎桟橋線交差	福岡市
		（市）西戸崎桟橋線	福岡市東区西戸崎　（市）西戸崎桟橋線交差～福岡市東区西戸崎（JONET 福岡油槽所）	福岡市
	ENEOS 福岡第 1 油槽所	福岡高速 1 号線　西公園出入口		福岡北九州高速道路公社
		（市）港福浜線	福岡市　福岡高速 1 号線　西公園出入口～福岡市中央区荒津　（市）荒津 1397 号線交差	福岡市
		（市）荒津 1397 号線	福岡市中央区荒津　（市）港福浜線交差～福岡市中央区荒津（~~JX~~ENEOS 福岡第 1 油槽所）	福岡市
	出光興産 福岡油槽所	福岡高速 1 号線　西公園出入口		福岡北九州高速道路公社
		（市）港福浜線	福岡市中央区荒津　福岡高速 1 号線　西公園出入口～福岡市中央区荒津　（市）荒津 1397 号線交差	福岡市
		（市）荒津 1397 号線	福岡市中央区荒津　（市）港福浜線交差～福岡市中央区荒津（出光興産 福岡油槽所）	福岡市
	ENEOS 福岡第 2 油槽所	福岡高速 1 号線　西公園出入口		福岡北九州高速道路公社
		（市）港福浜線	福岡市　福岡高速 1 号線　西公園出入口～福岡市中央区荒津　（市）荒津 1397 号線交差	福岡市
		（市）荒津 1397 号線	福岡市中央区荒津　（市）港福浜線交差～福岡市中央区荒津（EMG 福岡油槽所）	福岡市
	東西オイルターミナル 佐世保油槽所	西九州自動車道　佐世保大塔 IC		NEXCO 西日本
		国道 205 号	佐世保市　佐世保大塔 IC～ 佐世保市大塔町　（市）大塔側道 1 号線交差	九州地整
		（市）大塔側道 1 号線〈復路〉	佐世保市大塔町　国道 205 号交差～ 佐世保市大塔町　（市）尼潟循環支線交差	佐世保市
		（市）大塔側道 2 号線〈往路〉	佐世保市大塔町　国道 205 号交差～ 佐世保市大塔町　（市）大塔町 2 号線交差	佐世保市
		（市）大塔町 2 号線〈往路〉	佐世保市大塔町　（市）大塔側道 2 号線交差～佐世保市卸本町　（市）尼潟循環支線交差	佐世保市
		（市）尼潟循環支線	佐世保市大塔町　（市）大塔側道 1 号線交差〈復路〉、佐世保市大塔町　（市）大塔町 2 号線交差〈往路〉 ～佐世保市卸本町　（市）尼潟循環線交差	佐世保市
		（市）尼潟循環線	佐世保市卸本町　（市）尼潟循環支線交差～ 佐世保市白岳町　（市）大和楠ヶ浦線交差	佐世保市
		（市）大和楠ヶ浦線	佐世保市白岳町　（市）尼潟循環線交差～ 佐世保市大塔町（東西ＯＴ佐世保油槽所）	佐世保市
	出光興産 長崎油槽所	長崎自動車道　長崎 IC		NEXCO 西日本
		（一）119 号長崎インター線	長崎市　長崎 IC～ 長崎市早坂町　国道 324 号交差	長崎県
		国道 324 号	長崎市早坂町　（一）119 号交差～ 長崎市　田上 IC	長崎県
		（主）51 号長崎南環状線	長崎市　田上 IC～ 長崎市　戸町 IC	長崎県
		（主）51 号長崎南環状線	長崎市　戸町 IC～ 長崎市　木鉢 IC	長崎県道路公社
		（主）51 号長崎南環状線	長崎市　木鉢 IC～ 長崎市木鉢町　（市）大浜町木鉢町線交差	長崎県

防災拠点分類	施設名称	路線名（拠点接続ルート）	区間	道路啓開調査・作業主体
		（市）大浜町木鉢町線	長崎市木鉢町　（主)51 号交差～ 長崎市木鉢町　（一）236 号交差	長崎市
		（一）236 号神ノ島飽ノ浦線	長崎市木鉢町　（市）大浜町木鉢町線交差～ 長崎市木鉢町　（市）大浜町木鉢町線交差	長崎県
		（市）大浜町木鉢町線	長崎市木鉢町　（一）236 号交差～ 長崎市木鉢町（出光興産 長崎油槽所）	長崎市
	東西オイルターミナル 長崎油槽所	長崎自動車道　長崎 IC		NEXCO 西日本
		（一）119 号長崎インター線	長崎市　長崎 IC～ 長崎市早坂町　国道 324 号交差	長崎県
		国道 324 号	長崎市早坂町　（一）119 号交差～ 長崎市　田上 IC	長崎県
		（主）51 号長崎南環状線	長崎市　田上 IC～ 長崎市　戸町 IC	長崎県
		国道 499 号	長崎市　戸町 IC～ 長崎市小ヶ倉町（東西 OT 長崎油槽所）	長崎県
	東西オイルターミナル 八代油槽所	九州自動車道　八代 IC		NEXCO 西日本
		国道 3 号	八代市　八代 IC～ 八代市東片町　八代港線入口交差点	九州地整
		（一）336 号八代港線	八代市東片町　八代港線入口交差点～ 八代市大村町　（一）251 号交差	熊本県
		（一）251 号郡築横手線	八代市大村町　（一）336 号交差～ 八代市横手新町　田中西町交差点	熊本県
		（一）336 号八代港線	八代市永碇町　（主）42 号交差～ 八代市郡築五番町　臨港地区内道路 23 号線交差	熊本県
		（臨港地区内道路）23 号線	八代市郡築五番町　（一）336 号交差～八代市大島町　臨港地区内道路 24 号線交差	熊本県
		（臨港地区内道路）24 号線	八代市大島町　臨港地区内道路 23 号線交差～八代市大島町（東西 OT 八代油槽所）	熊本県
	ジャパンオイルネットワーク 八代油槽所	九州自動車道　八代 IC		NEXCO 西日本
		国道 3 号	八代市　八代 IC～ 八代市東片町　八代港線入口交差点	九州地整
		（一）336 号八代港線	八代市東片町　八代港線入口交差点～ 八代市大村町　（一）251 号交差	熊本県
		（一）251 号郡築横手線	八代市大村町　（一）336 号交差～ 八代市横手新町　田中西町交差点	熊本県
		（一）336 号八代港線	八代市永碇町　（主）42 号交差～ 八代市郡築五番町　臨港地区内道路 23 号線交差	熊本県
		（臨港地区内道路）23 号線	八代市郡築五番町　（一）336 号交差～ 八代市大島町　臨港地区内道路 25 号線交差	熊本県
		（臨港地区内道路）25 号線	八代市大島町　臨港地区内道路 23 号線交差～八代市大島町（JONET 八代油槽所）	熊本県
	ENEOS 大分製油所	大分自動車道　大分 IC		NEXCO 西日本
		（主）21 号大分臼杵線	大分市　大分 IC～ 大分市西大道　椎迫入口交差点	大分県
		国道 210 号	大分市西大道　椎迫入口交差点～ 大分市高砂町　大道入口交差点	大分県
		国道 10 号	大分市高砂町　大道入口交差点～ 大分市生石　西生石交差点	九州地整
		（主）22 号大在大分港線	大分市生石　西生石交差点～ 大分市大字家島　大野川大橋西交差点	大分県
		（一）539 号鶴崎港線	大分市大字家島　大野川大橋西交差点～ 大分市大字一の洲（JX 大分製油所進入路入口）	大分県

防災拠点分類	施設名称	路線名（拠点接続ルート）	区間	道路啓開調査・作業主体
	東西オイルターミナル 日向油槽所	東九州自動車道　日向 IC		NEXCO 西日本
		国道 327 号（※2、※4）	日向市　日向 IC～ 日向市財光寺　お倉ヶ浜交差点	宮崎県 (九州地整)
		国道 10 号（※3）	日向市財光寺　お倉ヶ浜交差点～ 日向市日知屋　仙ヶ崎交差点	九州地整
		（主）15 号日知屋財光寺線	日向市日知屋　仙ヶ崎交差点～ 日向市日知屋　新開交差点	宮崎県
		臨港道路細島港	日向市日知屋　新開交差点～ 日向市大字日知屋（東西 OT 日向油槽所）	宮崎県
	ENEOS 宮崎油槽所	宮崎自動車道　宮崎 IC		NEXCO 西日本
		国道 220 号（※3）	宮崎市　宮崎 IC～ 宮崎市大字内海　（一）350 号交差	九州地整
		（一）350 号内海港線	宮崎市大字内海　国道 220 号交差～ 宮崎市大字内海（EMG 宮崎油槽所）	宮崎県
	出光興産 鹿児島油槽所	（主）17 号指宿鹿児島インター線　谷山 IC		鹿児島県
		（一）219 号玉取迫鹿児島港線	鹿児島市　谷山 IC～ 鹿児島市南栄　運輸支局入口交差点	鹿児島県
		（市）谷山港 1 号線	鹿児島市南栄　運輸支局入口交差点～ 鹿児島市谷山港（出光興産 鹿児島油槽所）	鹿児島市
	東西オイルターミナル 鹿児島油槽所	（主）17 号指宿鹿児島インター線　谷山 IC		鹿児島県
		（一）219 号玉取迫鹿児島港線	鹿児島市　谷山 IC～ 鹿児島市南栄　運輸支局入口交差点	鹿児島県
		（市）谷山港 1 号線	鹿児島市南栄　運輸支局入口交差点～ 鹿児島市谷山港（東西 OT 鹿児島油槽所）	鹿児島市
活動拠点	大分県庁	大分自動車道　大分 IC		NEXCO 西日本
		（主）21 号大分臼杵線	大分市　大分 IC～ 大分市西大道　椎迫入口交差点	大分県
		国道 210 号	大分市西大道　椎迫入口交差点～ 大分市高砂町　大道入口交差点	大分県
		国道 197 号	大分市高砂町　大道入口交差点～ 大分市大手町　大分県庁	大分県
	宇佐市役所	東九州自動車道　宇佐 IC		NEXCO 西日本
		（一）625 号宇佐インター線	宇佐市　宇佐 IC～ 宇佐市下拝田　国道 387 号交差	大分県
		国道 387 号	宇佐市下拝田　（一）625 号交差～ 宇佐市法鏡寺　法鏡寺交差点	大分県
		（主）44 号宇佐本耶馬溪線	宇佐市法鏡寺　法鏡寺交差点～ 宇佐市上田　宇佐市役所	大分県
	豊後高田市役所	東九州自動車道　宇佐 IC		NEXCO 西日本
		（一）625 号宇佐インター線	宇佐市　宇佐 IC～ 宇佐市下拝田　国道 387 号交差	大分県
		国道 387 号	宇佐市下拝田　（一）625 号交差～ 宇佐市法鏡寺　法鏡寺交差点	大分県
		国道 10 号	宇佐市法鏡寺　法鏡寺交差点～ 宇佐市岩崎　岩崎交差点	九州地整
		国道 213 号	宇佐市岩崎　岩崎交差点～ 豊後高田市新地　新地交差点	大分県
		（主）34 号豊後高田安岐線	豊後高田市新地　新地交差点～ 豊後高田市金谷町　（主）29 号交差	大分県

防災拠点分類	施設名称	路線名（拠点接続ルート）	区間	道路啓開調査・作業主体
		（主）29 号豊後高田国東線	豊後高田市金谷町　（主）34 号交差～ 豊後高田市御玉　豊後高田市役所	大分県
	国東市役所	東九州自動車道　速見 IC		NEXCO 西日本
		（高）日出バイパス（※1）	速見郡日出町　速見 IC～ 速見郡日出町　日出 IC	NEXCO 西日本
		国道 213 号大分空港道路（※1）	速見郡日出町　日出 IC～ 杵築市　杵築 IC	大分県
		（一）404 号大分空港道路（※1）	杵築市　杵築 IC～ 国東市安岐町　塩屋交差点	大分県
		国道 213 号	国東市安岐町　塩屋交差点～ 国東市国東町　国東市役所	大分県
	杵築市役所	東九州自動車道　速見 IC		NEXCO 西日本
		（高）日出バイパス（※1）	速見郡日出町　速見 IC～ 速見郡日出町　日出 IC	NEXCO 西日本
		国道 213 号大分空港道路（※1）	速見郡日出町　日出 IC～ 杵築市　杵築 IC	大分県
		（主）49 号大田杵築線	杵築市　杵築 IC～ 杵築市杵築　杵築市役所	大分県
	別府市役所	大分自動車道　別府 IC		NEXCO 西日本
		（主）11 号別府一宮線	別府市　別府 IC～ 別府市堀田　堀田三差路交差点	大分県
		（主）52 号別府庄内線	別府市堀田　堀田三差路交差点～ 別府市山の手町　グローバルタワー交差点	大分県
		（市）富士見通り	別府市山の手町　グローバルタワー交差点～ 別府市上野口町　別府市役所	別府市
	大分市役所	大分自動車道　大分 IC		NEXCO 西日本
		（主）21 号大分臼杵線	大分市　大分 IC～ 大分市西大道　椎迫入口交差点	大分県
		国道 210 号	大分市西大道　椎迫入口交差点～ 大分市高砂町　大道入口交差点	大分県
		国道 197 号	大分市高砂町　大道入口交差点～ 大分市荷揚町　大分市役所	大分県
	臼杵市役所	東九州自動車道　臼杵 IC		NEXCO 西日本
		国道 502 号	臼杵市　臼杵 IC～ 臼杵市福良　土橋交差点	大分県
		（主）33 号臼杵停車場線	臼杵市福良　土橋交差点～ 臼杵市臼杵　臼杵市役所	大分県
	津久見市役所	東九州自動車道　津久見 IC		NEXCO 西日本
		国道 217 号	津久見市　津久見 IC～ 津久見市門前町　（主）36 号交差	大分県
		（主）36 号佐伯津久見線	津久見市門前町　国道 217 号交差～ 津久見市宮本町　津久見市役所	大分県
	佐伯市役所	東九州自動車道　佐伯 IC		NEXCO 西日本
		（主）36 号佐伯津久見線	佐伯市　佐伯 IC～ 佐伯市上岡　脇排水機場前交差点	大分県
		国道 217 号	佐伯市上岡　脇排水機場前交差点～ 佐伯市中村南町　佐伯市役所	大分県
	日出町役場	東九州自動車道　速見 IC		NEXCO 西日本

防災拠点分類	施設名称	路線名（拠点接続ルート）	区間	道路啓開調査・作業主体
		（高）日出バイパス（※1）	速見郡日出町　速見 IC～ 速見郡日出町藤原　日出インター入口交差点	NEXCO 西日本
		国道 10 号	速見郡日出町藤原　日出インター入口交差点 ～ 速見郡 日出町　日出町役場	九州地整
	東国東郡姫島村役場	東九州自動車道　宇佐 IC		NEXCO 西日本
		（一）625 号 宇佐インター線	宇佐市　宇佐 IC～ 宇佐市下拝田　国道 387 号交差	大分県
		国道 387 号	宇佐市下拝田　（一）625 号交差～ 宇佐市法鏡寺　法鏡寺交差点	大分県
		国道 10 号	宇佐市法鏡寺　法鏡寺交差点～ 宇佐市岩崎　岩崎交差点	九州地整
		国道 213 号	宇佐市岩崎　岩崎交差点～ 国東市国見町　（一）524 号交差	大分県
		（一）524 号伊美港線	国東市国見町　国道 213 号交差～ 国東市国見町　伊美港	大分県
		（一）683 号北浦姫島港線	東国東郡姫島村　姫島港～ 東国東郡姫島村　（一）606 号交差	大分県
		（一）606 号西浦姫島港線	東国東郡姫島村　（一）683 号交差～ 東国東郡姫島村　東国東郡姫島村役場	大分県
	宮崎県庁	宮崎自動車道　宮崎 IC		NEXCO 西日本
		国道 220 号（※3）	宮崎市　宮崎 IC～ 宮崎市橘通西　県庁前交差点	九州地整
		（主）11 号宮崎島之内線	宮崎市橘通西　県庁前交差点～ 宮崎市橘通東　宮崎県庁	宮崎県
	延岡市役所	東九州自動車道　延岡 IC		NEXCO 西日本
		（一）241 号延岡インター線（※4）	延岡市　延岡 IC～ 延岡市野地 5 丁目　（市）4008 号交差	宮崎県 (九州地整)
		（市）4008 号本小路通線	延岡市野地 5 丁目　（一）241 号交差～ 延岡市東本小路　延岡市役所	延岡市
	日向市役所	東九州自動車道　日向 IC		NEXCO 西日本
		国道 327 号（※2、※4）	日向市　日向 IC～ 日向市財光寺　お倉ヶ浜交差点	宮崎県 (九州地整)
		国道 10 号（※3）	日向市財光寺　お倉ヶ浜交差点～ 日向市原町　原町交差点	九州地整
		（市）2 号草場細島通線	日向市原町　原町交差点～ 日向市本町　日向市役所	日向市
	宮崎市役所	宮崎自動車道　宮崎 IC		NEXCO 西日本
		国道 220 号（※3）	宮崎市　宮崎 IC～ 宮崎市橘通西　宮崎市役所	九州地整
	日南市役所	宮崎自動車道　田野 IC		NEXCO 西日本
		（主）28 号日南高岡線（※2）	宮崎市　田野 IC～ 日南市中央通　一里松交差点	宮崎県 (九州地整)
		国道 222 号（※1）	日南市中央通　一里松交差点～ 日南市上平野町　日南駅前交差点	宮崎県
		（市）日南駅西弁分線	日南市上平野町　日南駅前交差点～ 日南市中央通　日南市役所	日南市
	串間市役所	国道 222 号　春日町交差点		宮崎県

防災拠点分類	施設名称	路線名（拠点接続ルート）	区間	道路啓開調査・作業主体
		国道 220 号（※3）	日南市春日町　春日町交差点～ 串間市西方　串間駅前交差点	九州地整
		（一）112 号今別府串間線	串間市西方　串間駅前交差点～ 串間市西方　串間市役所	宮崎県
	門川町役場	東九州自動車道　門川 IC		NEXCO 西日本
		国道 10 号（※1）	東臼杵郡門川町　門川 IC～ 東臼杵郡門川町中須　中須交差点	九州地整
		国道 388 号	東臼杵郡門川町中須　中須交差点～ 東臼杵郡門川町門川尾末（町）南町平城線交差	九州地整
		（町）南町平城線	東臼杵郡門川町門川尾末（町）南町平城線交差～ 東臼杵郡門川町平城東　門川町役場	門川町
	都農町役場	東九州自動車道　都農 IC		NEXCO 西日本
		（主）40 号都農綾線（※4）	児湯郡都農町　都農 IC～ 児湯郡都農町川北　三日月原交差点	宮崎県 (九州地整)
		（一）310 号都農停車場線	児湯郡都農町川北　三日月原交差点～ 児湯郡都農町川北　都農町役場	宮崎県
	川南町役場	東九州自動車道　都農 IC		NEXCO 西日本
		（主）40 号都農綾線（※4）	児湯郡都農町　都農 IC～ 児湯郡都農町川北　三日月原交差点	宮崎県 (九州地整)
		国道 10 号（※3）	児湯郡都農町川北　三日月原交差点～ 児湯郡川南町川南　川南町役場	九州地整
	高鍋町役場	東九州自動車道　高鍋 IC		NEXCO 西日本
		（主）19 号石河内高城高鍋線（※4）	児湯郡高鍋町　高鍋 IC～ 児湯郡高鍋町北高鍋　宮越交差点	宮崎県 (九州地整)
		（一）304 号木城高鍋線	児湯郡高鍋町北高鍋　宮越交差点～ 児湯郡高鍋町北高鍋　畑田交差点	宮崎県
		（一）313 号杉安高鍋線	児湯郡高鍋町北高鍋　畑田交差点～ 児湯郡高鍋町北高鍋　旭通交差点	宮崎県
		（主）24 号高鍋高岡線	児湯郡高鍋町北高鍋　旭通交差点～ 児湯郡高鍋町上江　高鍋町役場	宮崎県
	新富町役場	東九州自動車道　西都 IC		NEXCO 西日本
		国道 219 号（※4）	西都市　西都 IC～ 西都市岡富　四日市交差点	宮崎県 (九州地整)
		（主）18 号荒武新富線（※4）	西都市岡富　四日市交差点～ 児湯郡新富町上富田　新富町役場	宮崎県 (九州地整)
	志布志市役所	東九州自動車道　志布志 IC		NEXCO 西日本
		（主）63 号志布志福山線	志布志市　志布志 IC～ 志布志市志布志町　関屋口交差点	鹿児島県
		国道 448 号	志布志市志布志町　関屋口交差点～ 志布志市志布志町　志布志支所前交差点	鹿児島県
		（市）大黒・吹上線	志布志市志布志町　志布志支所前交差点～ 志布志市志布志町　志布志市役所	志布志市
		~~東九州自動車道　曽於弥五郎 IC~~		~~九州地整~~
		~~（主）71 号垂水南之郷線（※1）~~	~~曽於市　曽於弥五郎 IC～~~ ~~曽於市大隅町岩川　合庁入口交差点~~	~~鹿児島県~~
		~~（主）63 号志布志福山線（※1）~~	~~曽於市大隅町岩川　合庁入口交差点～~~ ~~志布志市志布志町安楽　（一）523 号交差~~	~~鹿児島県~~

防災拠点分類	施設名称	路線名（拠点接続ルート）	区間	道路啓開調査・作業主体
		~~（一）523 号志布志有明線~~	~~志布志市志布志町安楽　（主）63 号交差~~～ ~~志布志市有明町野井倉　（市）吉村牧ノ内 1 号線交差~~	鹿児島県
	鹿屋市役所	大隅縦貫道　笠之原 IC		鹿児島県
		国道 220 号	鹿屋市　笠之原 IC～ 鹿屋市札元　札元 269 交差点	九州地整
		国道 269 号	鹿屋市札元　札元 269 交差点～ 鹿屋市北田町　北田町交差点	鹿児島県
		（主）68 号鹿屋吾平佐多線	鹿屋市北田町　北田町交差点～ 鹿屋市共栄町　市役所前交差点	鹿児島県
		（市）中都宮線	鹿屋市共栄町　市役所前交差点～ 鹿屋市共栄町　鹿屋市役所	鹿屋市
	姶良市役所	九州自動車道　加治木 IC		NEXCO 西日本
		国道 10 号	姶良市　加治木 IC～ 姶良市西餅田　宮島北交差点	九州地整
		（市）宮島本線	姶良市西餅田　宮島北交差点～ 姶良市宮島町　姶良市役所	姶良市
	霧島市役所	東九州自動車道　国分 IC		NEXCO 西日本
		国道 10 号	霧島市　国分 IC～ 霧島市国分広瀬　広瀬西交差点	九州地整
		（主）60 号国分霧島線	霧島市国分広瀬　広瀬西交差点～ 霧島市国分中央　国分中央 3 交差点	鹿児島県
		（市）シビックセンター前線	霧島市国分中央　国分中央 3 交差点～ 霧島市国分中央　霧島市役所	霧島市
	大崎町役場	東九州自動車道　野方 IC		九州地整
		（主）64 号大崎輝北線（※4）	曽於郡大崎町　野方 IC～ 曽於郡大崎町假宿　大崎町役場	鹿児島県 (九州地整)
	東串良町役場	大隅縦貫道　笠之原 IC		鹿児島県
		国道 220 号（※3）	鹿屋市　笠之原 IC～ 肝属郡東串良町岩弘　（一）519 号交差	九州地整
		（一）519 号黒石串良線	肝属郡東串良町岩弘　国道 220 号交差～ 肝属郡東串良町池之原　池之原交差点	鹿児島県
		（一）541 号柏原池之原線	肝属郡東串良町池之原　池之原交差点～ 肝属郡東串良町川西　東串良町役場	鹿児島県
	肝付町役場	大隅縦貫道　笠之原 IC		鹿児島県
		国道 220 号（※3）	鹿屋市　笠之原 IC～ 鹿屋市串良町有里　宮下交差点	九州地整
		（主）73 号鹿屋高山串良線	鹿屋市串良町有里　宮下交差点～ 肝属郡肝付町新富　（一）542 号交差	鹿児島県
		（一）542 号岸良高山線	肝属郡肝付町新富　（主）73 号交差～ 肝属郡肝付町新富　肝付町役場	鹿児島県
	南大隅町役場	大隅縦貫道　笠之原 IC		鹿児島県
		国道 220 号	鹿屋市　笠之原 IC～ 鹿屋市札元　札元 269 交差点	九州地整
		国道 269 号	鹿屋市札元　札元 269 交差点～ 肝属郡南大隅町根占川北　南大隅町役場	鹿児島県
現地進出拠点	道の駅ゆふいん	大分自動車道　湯布院 IC		NEXCO 西日本

防災拠点分類	施設名称	路線名（拠点接続ルート）	区間	道路啓開調査・作業主体
		大分県道 216 号別府湯布院線	由布市湯布院町川北　湯布院 IC～ 由布市湯布院町川上　道の駅ゆふいん	大分県
	道の駅都城 NiQLL	宮崎自動車道　都城 IC		NEXCO 西日本
		国道 10 号（※1）	都城市高木町　都城 IC～ 都城市都北町　道の駅都城 NiQLL	九州地整
	道の駅おおの	大分自動車道　大分米良 IC		NEXCO 西日本
		国道 10 号（※1）	大分市片島　大分米良 IC～ 大分市上戸次　国道 57 号交差	九州地整
		国道 57 号（※1）	大分県上戸次　国道 10 号交差～ 豊後大野市大野町田代　大野 IC	九州地整
		大分県道 26 号三重野津原線	豊後大野市大野町田代　大野 IC～ 豊後大野市大野町田中　道の駅おおの	大分県

※は下記ルートとの重複を示す。
（※1 広域移動ルート、※2 サブルート、※3 被災地内ルート、※4 代替ルート）

別表６　その他の緊急輸送ルート道路啓開調査・作業主体（分担表）

防災拠点分類	施設名称	路線名（その他の緊急輸送ルート）	区間	道路啓開調査・作業主体
広域進出拠点	古賀 SA（下り）	九州自動車道（※1）		NEXCO 西日本
	玖珠 SA（下り）	大分自動車道（※1）		NEXCO 西日本
	別府湾 SA（下り）	東九州自動車道（※1）		NEXCO 西日本
	霧島 SA（下り）	宮崎自動車道（※1）		NEXCO 西日本
	川南 PA	東九州自動車道（※1）		NEXCO 西日本
進出拠点	霧島 SA（下り）	宮崎自動車道		NEXCO 西日本
	大分スポーツ公園	大分自動車道　大分米良 IC		NEXCO 西日本
		国道 10 号（※5）	大分市　大分米良 IC～ 大分市片島　国道 197 号交差	九州地整
		国道 197 号（※5）	大分市片島　国道 10 号交差～ 大分市松岡　公園東インター入口交差点	大分県
		（一）610 号松岡日岡線（※5）	大分市松岡　公園東インター入口交差点～ 大分市横尾　大分スポーツ公園	大分県
	竹田市総合運動公園	国道 57 号	竹田市飛田川　天神交差点	九州地整
		国道 502 号岡城バイパス	竹田市飛田川　天神交差点～ 竹田市竹田　運動公園入口交差点	大分県
		（一）135 号高森竹田線	竹田市竹田　運動公園入口交差点～ 竹田市竹田　竹田市総合運動公園	大分県
	大貞総合運動公園	東九州自動車道　中津 IC		NEXCO 西日本
		国道 212 号中津日田道路	中津市　中津 IC ～ 中津市伊藤田　伊藤田インター入口交差点	大分県
		国道 10 号中津バイパス	中津市伊藤田　伊藤田インター入口交差点～ 中津市加来　大貞公園入口交差点	九州地整
		（一）675 号臼杵沖代線	中津市加来　大貞公園入口交差点～ 中津市大字加来　大貞総合運動公園	大分県
	大原グランド	大分自動車道　日田 IC		NEXCO 西日本
		国道 212 号	日田市　日田 IC～ 日田市元町　元町交差点	大分県
		（主）48 号日田玖珠線	日田市元町　元町交差点～ 日田市元町　（一）672 号交差	大分県

防災拠点分類	施設名称	路線名（その他の緊急輸送ルート）	区間	道路啓開調査・作業主体
		（一）672 号戸畑日田線	日田市元町　（主）48 号交差～ 日田市田島　大原グラウンド	大分県
	別府湾 SA（下り）	東九州自動車道（※1）		
	佐伯市総合運動公園	東九州自動車道　佐伯堅田 IC		九州地整
		（市）パークウェイ線	佐伯市長谷　佐伯堅田 IC～ 佐伯市長谷　佐伯市総合運動公園	佐伯市
	西階公園	東九州自動車道　延岡 IC		九州地整
		（一）241 号延岡インター線(※4、※5)	延岡市　延岡 IC ～ 延岡市野地町　（主）16 号交差	宮崎県
		（主）16 号稲葉崎平原線	延岡市野地町　（一）241 号交差～ 延岡市大貫町　大貫町交差点	宮崎県
		（市）4003 号西階通線	延岡市大貫町　大貫町交差点～ 延岡市西階町　西階総合運動公園	延岡市
	高千穂町総合公園	東九州自動車道　延岡 IC		九州地整
		国道 218 号（※1） （九州中央自動車道）	延岡市　延岡 IC ～ 延岡市北方町蔵田　蔵田交差点	九州地整
		国道 218 号（※1）	延岡市北方町蔵田　蔵田交差点～ 西臼杵郡高千穂町三田井　高千穂町総合公園	宮崎県
	都城市公設地方卸売市場	宮崎自動車道　都城 IC		NEXCO 西日本
		国道 10 号（※1）	都城市　都城 IC ～ 都城市下川東　市場入口交差点	九州地整
		（市）鷹尾・上長飯通線	都城市下川東　市場入口交差点～ 都城市志比田町　都城市公設地方卸売市場	都城市
救助活動拠点	奈多ヘリポート	福岡高速 6 号線アイランドシティ出入口		福岡北九州高速道路公社
		（臨港道路）アイランドシティ 1 号線	福岡市　福岡高速 6 号線　アイランドシティ出入口～福岡市東区みなと香椎　ベジフルスタジアム前	福岡市
		（市）奈多香椎浜線	福岡市東区みなと香椎　ベジフルスタジアム前～ 福岡市東区雁の巣　雁ノ巣レクリエーションセンター前交差点	福岡市
		~~福岡県道~~（主）59 号志賀島和白線	福岡市東区雁の巣　雁ノ巣レクリエーションセンター前交差点～ 福岡市東区奈多　（市）奈多 4832 号交差	福岡市

防災拠点分類	施設名称	路線名（その他の緊急輸送ルート）	区間	道路啓開調査・作業主体
		（市）奈多 4832 号交差	福岡市東区奈多　~~福岡県道~~（主）59 号志賀島和白線交差～ 福岡市東区奈多　奈多ヘリポート	福岡市
	北九州空港	東九州自動車道　苅田北九州空港 IC（※5）		NEXCO 西日本
		（一）245 号新北九州空港線（※5）	京都郡苅田町　苅田北九州空港 IC～北九州市小倉南区空港北町　（市）空港北町 1 号線交差	福岡県
		（市）空港北町 1 号線（※5）	北九州市小倉南区空港北町（一）245 号交差～北九州市小倉南区空港北町　北九州空港	北九州市
	熊本空港（陸上自衛隊高遊原分屯地を含む）	九州自動車道　益城熊本空港 IC（※5）		NEXCO 西日本
		（主）36 号熊本益城大津線（※5）	上益城郡益城町　益城熊本空港 IC～ 上益城郡益城町　熊本空港	熊本県
	大分空港	大分自動車道　速見 IC（※5）		NEXCO 西日本
		（高）日出バイパス（※1、※5）	速見郡日出町　速見 IC～ 速見郡日出町　日出 IC	NEXCO 西日本
		国道 213 号大分空港道路（※1、※5）	速見郡日出町　日出 IC～ 杵築市　杵築 IC	大分県
		（一）404 号大分空港道路（※1、※5）	杵築市　杵築 IC～ 国東市安岐町　塩屋交差点	大分県
		国道 213 号（※5）	国東市安岐町　塩屋交差点～ 国東市武蔵町　大分空港	大分県
	佐伯市総合運動公園	東九州自動車道　佐伯堅田 IC		九州地整
		（市）パークウェイ線	佐伯市　佐伯堅田 IC～ 佐伯市長谷 佐伯市総合運動公園	佐伯市
	大分スポーツ公園	大分自動車道　大分米良 IC		NEXCO 西日本
		国道 10 号（※5）	大分市　大分米良 IC～ 大分市片島　国道 197 号交差	九州地整
		国道 197 号（※5）	大分市片島　国道 10 号交差～ 大分市松岡　公園東インター入口交差点	大分県
		（一）610 号松岡日岡線（※5）	大分市松岡　公園東インター入口交差点～ 大分市横尾　大分スポーツ公園	大分県
	大分県央飛行場	国道 57 号（中九州横断道）大野 IC（※1）		九州地整
		国道 57 号（中九州横断道）（※1）	豊後大野市大野町　（一）210 号交差	九州地整
		（一）210 号緒方大野線	豊後大野市大野町　国道 57 号交差～ 豊後大野市　大分県央飛行場	大分県
	日向市牧水公園交流施設	東九州自動車道　日向 IC		NEXCO 西日本

防災拠点分類	施設名称	路線名（その他の緊急輸送ルート）	区間	道路啓開調査・作業主体
		国道 327 号（※2、※4、※5）	日向市　日向 IC～ 日向市財光寺　お倉ヶ浜交差点	宮崎県
		国道 10 号（※3、※5）	日向市財光寺　お倉ヶ浜交差点～ 日向市新生町　新生町交差点	九州地整
		国道 327 号（※2）	日向市新生町　新生町交差点～ 日向市東郷町　鶴野内交差点	宮崎県
		国道 446 号	日向市東郷町　鶴野内交差点～ 日向市東郷町　日向市牧水公園交流施設	宮崎県
	航空自衛隊新田原基地	東九州自動車道　西都 IC		NEXCO 西日本
		国道 219 号（※2、※5）	西都市　西都 IC～ 西都市岡富　四日市交差点	宮崎県 (九州地整)
		（主）18 号荒武新富線（※4、※5）	西都市岡富　四日市交差点～ 児湯郡新富町新田　新田新町交差点	宮崎県
		（主）44 号宮崎高鍋線（※5）	児湯郡新富町新田　新田新町交差点～ 児湯郡新富町新田　新田原基地	宮崎県
	清水台総合公園	東九州自動車道　西都 IC		NEXCO 西日本
		国道 219 号（※2）	西都市　西都 IC～ 西都市　中妻交差点	宮崎県
		（主）24 号高鍋高岡線	西都市　中妻交差点～ 西都市清水　清水交差点	宮崎県
		（市）648 号三納線	西都市清水　清水交差点～ 西都市清水　（市）1314 号交差	西都市
		（市）1314 号西都原清水台線	西都市清水　（市）648 号交差～ 西都市三宅　清水台総合公園	西都市
	宮崎空港	宮崎自動車道　宮崎 IC		NEXCO 西日本
		国道 220 号（※3、※5）	宮崎市　宮崎 IC ～ 宮崎市本郷南方　空港ランプ交差点	九州地整
		（主）52 号宮崎空港線（※5）	宮崎市本郷南方　空港ランプ交差点～ 宮崎市赤江　宮崎空港	宮崎県
	宮崎市生目の杜運動公園	宮崎自動車道　宮崎西 IC		NEXCO 西日本
		国道 10 号（※5）	宮崎市　宮崎西 IC ～ 宮崎市浮田　浮田ランプ交差点	九州地整
		（主）9 号宮崎西環状線	宮崎市浮田　浮田ランプ交差点～ 宮崎市跡江　跡江交差点	宮崎県
		（主）17 号南俣宮崎線	宮崎市跡江　跡江交差点～ 宮崎市跡江　宮崎市生目の杜運動公園	宮崎県

防災拠点分類	施設名称	路線名（その他の緊急輸送ルート）	区間	道路啓開調査・作業主体
	鹿児島空港	九州自動車道　溝辺鹿児島空港 IC		NEXCO 西日本
		国道 504 号	霧島市　溝辺鹿児島空港 IC～ 霧島市溝辺町麓　鹿児島空港	鹿児島県
広域物資輸送拠点	熊本産業展示場（グランメッセ熊本）	九州自動車道　益城熊本空港 IC		NEXCO 西日本
		（主）36 号熊本益城大津線	上益城郡益城町　益城熊本空港 IC～ 上益城郡益城町福富　（町）215 号交差	熊本県
		（町）215 号産業展示場線	上益城郡益城町福富　（主）36 号交差～ 上益城郡益城町福富　（町）103 号交差	益城町
		（町）103 号高速道東線	上益城郡益城町福富　（町）215 号交差～ 上益城郡益城町古閑　（町）220 号交差	益城町
		（町）220 号広安西小学校線	上益城郡益城町古閑　（町）103 号交差～ 上益城郡益城町福富　県産業展示場（グランメッセ熊本）	益城町
	大分スポーツ公園	大分自動車道　大分米良 IC		NEXCO 西日本
		国道 10 号（※5）	大分市　大分米良 IC～ 大分市片島　国道 197 号交差	九州地整
		国道 197 号（※5）	大分市片島　国道 10 号交差～ 大分市松岡　公園東インター入口交差点	大分県
		（一）610 号松岡日岡線（※5）	大分市松岡　公園東インター入口交差点～ 大分市横尾　大分スポーツ公園	大分県
	都城トラック団地協同組合	宮崎自動車道　都城 IC		NEXCO 西日本
		国道 10 号（※1）	都城市　都城 IC～ 都城市都北町　松之元交差点	九州地整
		国道 221 号	都城市都北町　松之元交差点～ 都城市上水流町　都城トラック団地協同組合	宮崎県
	高千穂家畜市場	東九州自動車道　延岡 IC		九州地整
		国道 218 号（※1） （九州中央自動車道）	延岡市　延岡 IC ～ 延岡市北方町蔵田　蔵田交差点	九州地整
		国道 218 号（※1）	延岡市北方町蔵田　蔵田交差点～ 西臼杵郡高千穂町三田井　警察署前交差点	宮崎県
		（主）50 号諸塚高千穂線	西臼杵郡高千穂町三田井　警察署前交差点～ 西臼杵郡高千穂町三田井　高千穂家畜市場	宮崎県

防災拠点分類	施設名称	路線名（その他の緊急輸送ルート）	区間	道路啓開調査・作業主体
	霧島市公設地方卸売市場	東九州自動車道　国分 IC		NEXCO 西日本
		国道 10 号	霧島市　国分 IC～ 霧島市国分広瀬　広瀬西交差点	九州地整
		（市）小村新田 4 号線	霧島市国分広瀬　広瀬西交差点～ 霧島市国分広瀬　霧島市公設地方卸売市場	霧島市
	鹿児島市中央卸売市場青果市場	（主）17 号指宿鹿児島インター線　谷山 IC		鹿児島県
		（主）20 号鹿児島加世田線	鹿児島市　谷山 IC～ 鹿児島市東谷山　希望ヶ団地入口交差点	鹿児島県
		（市）小松原山田線	鹿児島市東谷山　希望ヶ団地入口交差点～ 鹿児島市東開町　南警察署前交差点	鹿児島市
		（市）東開 9 号線	鹿児島市東開町　南警察署前交差点～鹿児島市東開町　鹿児島市中央卸売市場青果市場	鹿児島市
	串良町平和公園内ゲートボール場	東九州自動車道　鹿屋串良 JCT		九州地整
		大隅縦貫道（※1）	鹿屋市串良町細山田　鹿屋串良 JCT～ 鹿屋市串良町東原町　東原 IC	鹿児島県
		国道 269 号	鹿屋市串良町東原町　東原 IC～ 鹿屋市串良町東原町　（市）3021 号交差	鹿児島県
		（市）細山田中央線	鹿屋市串良町東原町　国道 269 号交差～ 鹿屋市串良町有里　下方限共心線交差	鹿屋市
		（市）下方限共心線	鹿屋市串良町有里　（市）細山田中央線交差～ 鹿屋市串良町有里　（市）横堀広段線交差	鹿屋市
		（市）横堀広段線	鹿屋市串良町有里　（市）下方限共心線交差～ 鹿屋市串良町有里　串良町平和公園内ゲートボール場	鹿屋市
海上輸送拠点	別府港	大分自動車道　別府 IC		NEXCO 西日本
		（主）11 号別府一宮線	別府市　別府 IC～ 別府市小倉　坊主地獄先交差点	大分県
		国道 500 号	別府市小倉　坊主地獄先交差点～ 別府市　別府港	大分県
	大分港	大分自動車道　大分 IC		NEXCO 西日本
		（主）21 号大分臼杵線	大分市　大分 IC～ 大分市大道町　椎迫入口交差点	大分県

防災拠点分類	施設名称	路線名（その他の緊急輸送ルート）	区間	道路啓開調査・作業主体
		国道 210 号	大分市大道町　椎迫入口交差点～ 大分市中央町　大道入口交差点	大分県
		国道 10 号	大分市中央町　大道入口交差点～ 大分市　大分港	九州地整
	津久見港	東九州自動車道　津久見 IC		NEXCO 西日本
		国道 217 号	津久見市　津久見 IC～ 津久見市中央町　津久見港	大分県
	内海港	宮崎自動車道　宮崎 IC		NEXCO 西日本
		国道 220 号（※3）	宮崎市　宮崎 IC～ 宮崎市内海　（一）350 号交差	九州地整
		（一）350 号内海港線	宮崎市内海　国道 220 号交差～ 宮崎市内海　内海港	宮崎県
	宮崎港	宮崎自動車道　宮崎 IC		NEXCO 西日本
		国道 220 号（※3）	宮崎市　宮崎 IC～ 宮崎市橘通東　市役所前交差点	九州地整
		（市）104 号旭通線	宮崎市橘通東　市役所前交差点～ 宮崎市旭 1 丁目　旭通り交差点	宮崎市
		（主）11 号宮崎島之内線	宮崎市旭 1 丁目　旭通り交差点～ 宮崎市一の宮町　一の宮交差点	宮崎県
		（主）10 号宮崎インター佐土原線	宮崎市一の宮町　一の宮交差点～ 宮崎市港　宮崎港	宮崎県
	細島港	東九州自動車道　日向 IC		NEXCO 西日本
		国道 327 号 （※2、※4、※5）	日向市　日向 IC～ 日向市財光寺　お倉ヶ浜交差点	宮崎県 (九州地整)
		国道 10 号 （※3、※5）	日向市財光寺　お倉ヶ浜交差点～ 日向市日知屋　仙ヶ崎交差点	九州地整
		（主）15 号日知屋財光寺線	日向市日知屋　仙ヶ崎交差点～ 日向市曽根町　曽根 4 丁目交差点	宮崎県
		（主）23 号細島港線	日向市曽根町　曽根 4 丁目交差点～ 日向市細島　細島港	宮崎県
	油津港	宮崎自動車道　田野 IC		NEXCO 西日本
		（主）28 号日南高岡線 （※2、※5）	宮崎市　田野 IC～ 日南市中央通　一里松交差点	宮崎県 (九州地整)

防災拠点分類	施設名称	路線名（その他の緊急輸送ルート）	区間	道路啓開調査・作業主体
		国道 222 号（※1）	日南市中央通　一里松交差点～ 日南市春日町　春日町交差点	宮崎県
		国道 220 号（※3）	日南市春日町　春日町交差点～ 日南市油津　油津港	九州地整
	八代港	九州自動車道　八代 IC		NEXCO 西日本
		国道 3 号	八代市　八代 IC～ 八代市東片町　八代港線入口交差点	九州地整
		（一）336 号八代港線	八代市東片町　八代港線入口交差点～ 八代市大村町　（一）251 号交差	熊本県
		（一）251 号郡築横手線	八代市大村町　（一）336 号交差～ 八代市横手新町　田中西町交差点	熊本県
		（主）42 号八代鏡線	八代市横手新町　田中西町交差点～ 八代市北の丸町　松前軒前交差点	熊本県
		（一）250 号八代港大手町線	八代市北の丸町　松前軒前交差点～ 八代市新開町　臨港道路東西幹線接続	熊本県
		（臨港道路）東西幹線	八代市新開町　（一）250 号接続～ 八代市港町　八代港	熊本県
	鹿児島港	九州自動車道　鹿児島北 IC		NEXCO 西日本
		国道 3 号	鹿児島市　鹿児島北 IC～ 鹿児島市照国町　照国神社前交差点	九州地整
		国道 225 号	鹿児島市照国町　照国神社前交差点～ 鹿児島市城南町　新港入口交差点	九州地整
		鹿児島臨港道路新港南線	鹿児島市城南町　新港入口交差点～ 鹿児島市城南町　鹿児島港（新港区）	鹿児島県
	志布志港	東九州自動車道　曽於弥五郎 IC		NEXCO 西日本
		（主）71 号垂水南郷線（※1）	曽於市　曽於弥五郎 IC～ 曽於市大隅町岩川　合庁入口交差点	鹿児島県
		（主）63 号志布志福山線（※1）	曽於市大隅町岩川　合庁入口交差点～ 志布志市志布志町志布志　関屋口交差点	鹿児島県
		国道 220 号（※3）	志布志市志布志町志布志　関屋口交差点～ 志布志市志布志町志布志　郵便局前交差点	九州地整

防災拠点分類	施設名称	路線名（その他の緊急輸送ルート）	区間	道路啓開調査・作業主体
		（一）508 号志布志停車場線	志布志市志布志町志布志　郵便局前交差点～志布志市志布志町志布志　志布志駅前交差	鹿児島県
		志布志港臨港道路 5 号線	志布志市志布志町志布志　志布志駅前交差～志布志市志布志町志布志　志布志港（若浜地区）	鹿児島県
	川内港	南九州西回り自動車道薩摩川内水引 IC		九州地整
		国道 3 号	薩摩川内市　薩摩川内水引 IC～ 薩摩川内市水引町　港入口交差点	九州地整
		（一）338 号京泊草道線	薩摩川内市水引町　港入口交差点～ 薩摩川内市港町　川内港臨港道路京泊港町線交差	鹿児島県
		川内港臨港道路京泊港町線	薩摩川内市港町　（一）338 号交差～ 薩摩川内市港町　川内港（京泊地区）	鹿児島県

※は下記ルートとの重複を示す。
（※1 広域移動ルート、※2 サブルート、※3 被災地内ルート、※4 代替ルート、※5 拠点接続ルート）

赤字；九州独自の定義

◆用語の定義

九州道路啓開計画（第２版）の各章を通じて使用される用語は、次の定義に従うものとする。

南海トラフ地震・・・・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第２条第２項に規定する南海トラフ地震をいう。

南海トラフ巨大地震・・モデル検討会で想定された南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものをいう。

中央防災会議・・・・・災害対策基本法に基づいて設置された重要政策に関する会議。内閣総理大臣を長とし、内閣府に事務局を置く会議である。

緊急災害対策本部・・・極めて激甚な災害が発生した場合に、災害応急対策を推進するために、内閣総理大臣が災害対策基本法に基づいて内閣府に設置する組織。内閣総理大臣を本部長とし、すべての国務大臣が参加する。

被災県・・・・・・・・特措法第３条の南海トラフ地震防災対策推進地域をその区域に含む県をいう。

道路啓開・・・・・・・緊急車両等の通行のため、１車線でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けることをいう。

道路啓開活動・・・・・道路啓開に伴う調査及び作業のことをいう。

啓開調査・・・・・・・道路啓開活動において、応急復旧（啓開作業）を実施する前にその程度を図るための走行調査。調査に支障がない程度の軽微な啓開作業を伴う。

啓開作業・・・・・・・道路啓開活動において、啓開調査後に実施する啓開ルートでの作業（最低限の瓦礫処理、簡易な段差修正等による啓開ルートを開ける作業）。

直轄路線・・・・・・・国が管理する自動車専用道路及び一般道路。

緊急輸送ルート・・・・中央防災会議幹事会（平成 27 年 3 月 30 日）「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において整理された広域移動ルート、被災地内ルート、代替ルート、及び拠点接続ルート。

広域移動ルート・・・・部隊等の広域的な移動のためのルート。主に高速道路又は直轄国道　により構成される。高速道路と直轄国道等の幹線道路としての機能が重複している場合には、高速道路を優先している。また、都市部においては、発災時の混雑等による通行困難等も加味し、環状的なネットワークも考慮している。

サブルート・・・・・・広域移動ルートにおいて、機能が確保できない場合における部隊等の移動のためのルート。

被災地内ルート・・・・甚大な地震・津波被害が想定される地域内のルート。

代替ルート・・・・・・被災地内ルートのうち、想定津波浸水域を通過し、津波浸水により　通行できない可能性が高い場合に考慮するルート。

拠点接続ルート・・・・人命の安全確保のために特に重要で代替拠点を確保することが困難　と見込まれる航空搬送拠点及び製油所・油槽所と上記のルートの間を接続するルート。

防災拠点・・・・・・・中央防災会議幹事会（平成 27 年 3 月 30 日）「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において分類、整理された広域進出拠点、進出拠点、救助活動拠点、航空搬送拠点、広域物資輸送拠点及び海上輸送拠点をいう。

広域防災拠点・・・・・救助、医療、物資の機能を全て有する拠点のうち主要なもの。

広域進出拠点・・・・・災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの。

進出拠点・・・・・・・広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標　となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの。

救助活動拠点・・・・・各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給　等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの。

航空搬送拠点・・・・・広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点　であり、ＳＣＵが設置可能なもの。

広域物資輸送拠点・・・国が調整して調達する物資を都道府県が受け入れ、これを各市町村　が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって、都道府県が設置するもの。

海上輸送拠点・・・・・人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾で　あって、耐震性及び機能性が高いもの。

集結拠点・・・・・・・道路啓開活動において、啓開作業班が集結し、被災地に向けて出発する拠点。（非被災地域の県庁、市役所、国道事務所他、備蓄資機材が整う事務所を想定）

活動拠点・・・・・・・被災地域内の道路啓開活動の指揮を行う現地の拠点。（被災地内の市町村役場を想定）

現地進出拠点・・・・・TEC-FORCE 隊員及び災害対策用機械・機器等の中継拠点として、TEC-FORCE 各班の後方支援を行う拠点

アクセスルート・・・・広域移動ルートから活動拠点を結ぶルート。

（巻末資料）

参考 1　規約、協議会・幹事会メンバー 99
参考 2　南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（九州関係のみ抜粋版）
..... 102

参考１　規約、協議会・幹事会メンバー

改正

九州道路啓開等協議会規約

（名称）

第１条　本会は、「九州道路啓開等協議会」（以下「協議会」という）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、南海トラフ地震などの大規模災害における道路啓開について関係機関の連携・協力により強力かつ着実に推進していくことを目的とする。

（協議事項）

第３条　協議会は、第２条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

（１）九州内の道路啓開の優先順位や方策に関すること。

（２）九州内の道路啓開に関する情報共有及び情報提供に関すること。

（３）九州内の広域的な道路啓開の実施に関すること。

（４）九州内の道路啓開に関する海上、航空からの支援に関すること。

（５）その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

（組織）

第４条　協議会は、第２条の目的を達成するために各行政機関、各種関係団体等をもって組織する。

２　協議会には会長及び副会長を置くものとし、会長は国土交通省九州地方整備局道路部長を、副会長は国土交通省九州地方整備局統括防災官及び国土交通省九州地方整備局道路情報管理官をもって充てる。

３　会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

４　協議会の構成は、別表のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。

５　協議会には、幹事会及び実務的な検討を行うための部会を設けることができる。

（事務局）

第５条　協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

２　協議会の事務局は国土交通省九州地方整備局道路部に置くものとする。

（規約の改正）

第６条　本規約の改正等は、協議会の協議により行うものとする。

（その他）

第７条　協議会は、道路法第２８条の２の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（附則）

第８条　　本規約は、平成２７年１０月２０日から施行する。
本規約は、令和６年１２月２４日から施行する。

九州道路啓開等協議会（改正案）

協議会メンバー

所属	役職	備考
【道路管理者】		
九州地方整備局	道路部長	会長
九州地方整備局	道路部 道路情報管理官	副会長
九州地方整備局	統括防災官	副会長
福岡県	県土整備部長	
佐賀県	県土整備部長	
長崎県	土木部長	
熊本県	土木部長	
大分県	土木建築部長	
宮崎県	県土整備部長	
鹿児島県	土木部長	
北九州市	都市整備局長	
福岡市	道路下水道局 理事	
熊本市	都市建設局長	
西日本高速道路㈱九州支社	保全サービス事業部長	
福岡北九州高速道路公社	企画部長	
【関係機関】		
警察庁　九州管区警察局	総務監察・広域調整部長	
福岡県警察	交通部長	
佐賀県警察	交通部長	
長崎県警察	交通部長	
熊本県警察	交通部長	
大分県警察	交通部長	
宮崎県警察	交通部長	
鹿児島県警察	交通部長	
防衛省　九州防衛局	企画部長	
陸上自衛隊　西部方面総監部	防衛部　防衛部長	
海上自衛隊　呉地方総監部	防衛部　防衛部長	
海上自衛隊　佐世保地方総監部	防衛部　防衛部長	
航空自衛隊　西部航空方面隊司令部	防衛部　防衛部長	
九州電力㈱　業務本部	資材調達部長	
西日本電信電話㈱　九州支店	設備部長	
㈱NTTドコモ　九州支社	ネットワーク部　災害対策室長	
ソフトバンク㈱	九州ネットワーク技術部 部長	
KDDI㈱	九州総支社 管理部長	
楽天モバイル㈱	エリア企画本部　基地局運用管理部　副部長	
㈱QTnet	技術統括部長	
（一社）日本自動車連盟九州本部	ロードサービス部長	
（一社）福岡県建設業協会	会長	
（一社）佐賀県建設業協会	会長	
（一社）長崎県建設業協会	会長	
（一社）熊本県建設業協会	会長	
（一社）大分県建設業協会	会長	
（一社）宮崎県建設業協会	会長	
（一社）鹿児島県建設業協会	会長	

オブザーバー		
九州地方整備局　建政部住宅整備課		
大分県　生活環境部防災局		
宮崎県　総務部危機管理局		
鹿児島県　危機管理防災局		
九州・沖縄「道の駅」連絡会		

事務局		
九州地方整備局　道路部道路管理課		
九州地方整備局　道路部地域道路課		

九州道路啓開等協議会幹事会（改正案）

幹事会メンバー

所属	役職	備考
【道路管理者】		
九州地方整備局	道路部　道路情報管理官	幹事長
九州地方整備局	総括防災調整官	副幹事長
九州地方整備局	道路部　道路管理課長	副幹事長
九州地方整備局	北九州国道事務所長	
九州地方整備局	福岡国道事務所長	
九州地方整備局	有明海沿岸国道事務所長	
九州地方整備局	佐賀国道事務所長	
九州地方整備局	長崎河川国道事務所長	
九州地方整備局	熊本河川国道事務所長	
九州地方整備局	八代河川国道事務所長	
九州地方整備局	大分河川国道事務所長	
九州地方整備局	佐伯河川国道事務所長	
九州地方整備局	宮崎河川国道事務所長	
九州地方整備局	延岡河川国道事務所長	
九州地方整備局	大隅河川国道事務所長	
九州地方整備局	鹿児島国道事務所長	
福岡県	県土整備部　道路維持課長	
佐賀県	県土整備部　道路課　道路安全推進室長	
長崎県	土木部　道路維持課長	
熊本県	土木部　道路保全課長	
大分県	土木建築部　道路保全課長	
宮崎県	道路保全課　課長	
鹿児島県	土木部　道路維持課長	
北九州市	都市整備局　道路維持課長	
福岡市	道路下水道局　道路維持課長	
熊本市	都市建設局 土木部 道路保全課長	
西日本高速道路㈱九州支社	保全サービス事業部保全サービス統括課長	
福岡北九州高速道路公社	企画部　保全管理課長	
【関係機関】		
警察庁　九州管区警察局	総務監察・広域調整部　広域調整第二課長	
警察庁　九州管区警察局	総務監察・広域調整部　高速道路管理官	
福岡県警察	交通部　交通規制課長	
佐賀県警察	交通部　交通規制課長	
長崎県警察	交通部　交通規制課長	
熊本県警察	交通部　交通規制課長	
大分県警察	交通部　交通規制課長	
宮崎県警察	交通部　交通規制課長	
鹿児島県警察	交通部　交通規制課長	
防衛省　九州防衛局	企画部地方調整課地方協力確保室長	
陸上自衛隊　西部方面総監部	防衛部　防衛課長	
海上自衛隊　呉地方総監部	防衛部　第３幕僚室長	
海上自衛隊　佐世保地方総監部	防衛部　第３幕僚室長	
航空自衛隊　西部航空方面隊司令部	防衛部　防衛課長	
九州電力㈱　業務本部	資材調達センターロジスティクスグループグループ長	
西日本電信電話㈱　九州支店	設備部 災害対策室 室長	
㈱NTTドコモ　九州支社	ネットワーク部　災害対策室　担当課長	
ソフトバンク㈱	九州ネットワーク技術部　技術推進課　課長	
KDDI㈱	西日本運用センター　西日本エリア担当　エンジニアリングリーダー	
楽天モバイル㈱	BCP管理本部　BCP運用部　災害対応支援課　九州/沖縄BCPリエゾングループリーダー	
㈱QTnet	技術統括部　計画グループ長	
（一社）日本自動車連盟九州本部	業務推進課長	
（一社）福岡県建設業協会	専務理事	
（一社）佐賀県建設業協会	専務理事	
（一社）長崎県建設業協会	専務理事	
（一社）熊本県建設業協会	専務理事	
（一社）大分県建設業協会	専務理事	
（一社）宮崎県建設業協会	専務理事	
（一社）鹿児島県建設業協会	専務理事	

オブザーバー		
九州地方整備局　建政部住宅整備課		
大分県　生活環境部防災局		
宮崎県　総務部危機管理局		
鹿児島県　危機管理防災局		
九州・沖縄「道の駅」連絡会		

事務局		
九州地方整備局　道路部道路管理課		
九州地方整備局　道路部地域道路課		

参考２　南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画
（九州関係のみ抜粋版）

南海トラフ地震における
具体的な応急対策活動に関する計画

令和５年５月23日

中央防災会議幹事会

目次

第１章　具体計画の適用について 1
　１．具体計画の位置づけ 1
　２．具体計画に基づく初動対応と活動体制の確立 2
　　（１）具体計画に基づく初動対応を行う判断基準 2
　　（２）災害緊急事態の布告と緊急災害対策本部の設置 3
　　（３）緊急災害現地対策本部の設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携 4
　　（４）被災者生活・生業再建支援チームの開催 4
　　（５）感染症への対策 4
　３．タイムラインに応じた目標行動 5
　４．用語の定義 5
第２章　緊急輸送ルート計画 7
　１．趣旨 7
　２．緊急輸送ルートに対する発災時の措置 7
　　（１）緊急輸送ルート計画 7
　　（２）緊急輸送ルートの点検、啓開・応急復旧 8
　　（３）必要な交通規制の実施 9
　　（４）港湾及び河川等の活用 10
第３章　救助・救急、消火活動等に係る計画 11
　１．趣旨 11
　２．救助・救急、消火等に必要な部隊の動員の考え方 11
　３．広域応援部隊の派遣先 12
　　（１）被害想定を踏まえた派遣 12
　　（２）発災後の情報収集に基づく計画の修正 13
　　（３）広域応援部隊の派遣手順 14
　　（４）発災時の情報共有 15
　４．広域応援部隊の活動に必要な拠点 15
　　（１）部隊の進出のための拠点 15
　　（２）部隊の活動のための拠点 18
　５．警察、消防、自衛隊及び国土交通省 TEC-FORCE の部隊間の活動調整と活動支援 18
　　（１）部隊間の活動調整 18
　　（２）部隊の活動支援 18
　６．災害応急対策に活用する航空機及び艦船・船舶並びに災害対策用機械 19
　　（１）従事する活動及び規模 19
　　（２）航空機の運用の考え方 19
　　（３）艦船・船舶の運用の考え方 20
　　（４）災害対策用機械の運用の考え方 21
　７．警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省 TEC-FORCE の部隊派遣の方針 21
　　（１）警察庁 21
　　（２）消防庁 24

（３）防衛省 26
（４）国土交通省 27
８．　後発地震発生時の対応 28
第４章　医療活動に係る計画 30
１．趣旨 30
２．国、都道府県の役割 30
（１）被災都府県の役割 30
（２）国の役割 31
３．発災直後のＤＭＡＴ派遣 32
（１）ＤＭＡＴの派遣要請 32
（２）ＤＭＡＴの参集 32
（３）ＤＭＡＴへの任務付与及び指揮 34
４．被災した災害拠点病院等の医療機能の継続・回復 34
５．重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送） 35
（１）広域医療搬送・地域医療搬送の定義 35
（２）患者搬送の考え方 35
（３）航空搬送拠点 36
（４）広域医療搬送 38
（５）地域医療搬送 38
６．ＤＭＡＴ以外の医療チームの活動 39
７．避難所等における保健・医療・福祉サービスの提供等 39
第５章　物資調達に係る計画 42
１．趣旨 42
２．対象となる被災府県 42
３．プッシュ型支援による物資調達 42
（１）対象品目 42
（２）実施手順 42
（３）基本８品目の必要量 43
４．プル型支援による物資支援 45
５．飲料水の調達 46
６．物資の輸送手段の確保 47
７．物資輸送における役割分担 47
８．広域物資輸送拠点等の確保 48
（１）広域物資輸送拠点等の定義 48
（２）広域物資輸送拠点等の施設基準及び代替拠点の確保 48
９．全国的な物資不足等への対応 49
１０．平時の生産・流通体制への早期回復 49
第６章　燃料供給、電力・ガスの臨時供給及び通信の臨時確保に係る計画 50
Ⅰ　燃料供給 50
１．趣旨 50
２．石油業界における基本的な燃料供給体制 50
（１）「系列ＢＣＰ」に基づく石油供給の早期構築 50
（２）「災害時石油供給連携計画」及び「災害時石油ガス供給連携計画」に基づく相互連携 .. 50

３．防災拠点等に存する給油施設への「重点継続供給」 50
（１）重点継続供給 50
（２）重点継続供給を行う給油施設に関する情報収集・共有 51
４．業務継続が必要な重要施設への「優先供給」 51
（１）重要施設への優先供給体制 51
（２）優先供給要請の手順 52
（３）費用の負担 52
５．臨時の給油施設に対する供給手順 52
６．燃料輸送・供給体制の確保 52
（１）陸上輸送路の通行確保・輸送手段の確保 52
（２）海上輸送路の航行確保・海上輸送手段の確保 53
７．全国的な燃料不足への対応 54
Ⅱ　電力・ガスの臨時供給 55
１．趣旨 55
２．電力業界における広域での需給調整体制 55
３．電力業界、ガス業界における広域での支援体制 55
（１）電力業界 55
（２）ガス業界 56
４．重要施設への臨時供給 56
（１）電力業界 56
（２）ガス業界 57
５．緊急通行車両等の通行体制の確保 57
Ⅲ　通信の確保 58
１．趣旨 58
２．被災地方公共団体等に対する支援体制 58
３．総務省・電気通信事業者間の協力体制 58
４．重要施設及び通信の空白地域における通信の臨時確保 59
５．緊急通行車両等の通行体制の確保 60
第７章　防災拠点 61
１．防災拠点の種類及び機能 61
２．海上輸送拠点 62
３．大規模な広域防災拠点とその役割 63

別表２－１　緊急輸送ルートの路線及び区間.....66
別表３－１　都道府県別の被害規模と警察及び消防機関の体制.....90
別表３－２　「広域進出拠点（◎）」、重点受援県内の「進出拠点（○）」、
　　「ＤＭＡＴ陸路参集拠点（○）」（候補地）の一覧.....91
別表３－３　航空機用救助活動拠点（候補地）.....94
別表４－１　被災地内の航空搬送拠点候補地.....96
別表４－２　被災地外の航空搬送拠点候補地.....98
別表５－１　プッシュ型支援における必要量.....100
別表５－２　飲料水の必要量.....105
別表５－３　広域物資輸送拠点.....106
別表５－４　プッシュ型物資支援の標準対象品目.....110
別表６－１　製油所・油槽所.....111
別表７－１　海上輸送拠点（受入港）.....114

別図２－１　緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図.....116
別図２－２　緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図（詳細版）.....125
別図４－１　ＤＭＡＴの陸路参集のイメージ.....168
別図４－２　各航空搬送拠点と災害拠点病院等の位置関係.....172

平成 27 年３月 30 日中央防災会議幹事会決定
平成 29 年６月 23 日第１回改定
令和元年５月 27 日第２回改定
令和２年５月 29 日第３回改定
令和３年５月 21 日第４回改定
令和４年６月 10 日第５回改定
令和５年５月 23 日第６回改定

第１章　具体計画の適用について

１．具体計画の位置づけ

（１）　この南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（以下「具体計画」という。）は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「特措法」という。）第４条に規定する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年３月中央防災会議。以下「推進基本計画」という。）」第４章において作成するとされた災害応急対策活動の具体的な内容を定める計画であり、南海トラフ地震発生時に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）及びこれに基づく防災計画等と相まって、主に緊急災害対策本部並びに指定行政機関及び指定地方行政機関が行うべき地方公共団体に対する応援に関する事項を中心に、当該事項に関連して地方公共団体等が実施すべき役割等も含めて定めるものである。

（２）　具体計画は、内閣府に平成 23 年８月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会（座長：阿部勝征東京大学名誉教授。以下「モデル検討会」という。）」において最新の科学的知見に基づき想定した最大クラスの地震・津波の震度分布及び津波高の推計結果並びに中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成 24 年４月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（主査：河田惠昭関西大学教授。以下「対策検討ＷＧ」という。）」が報告した被害想定（以下「被害想定」という。）に基づき、国が実施する災害応急対策に係る緊急輸送ルート、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資調達、燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保及び防災拠点に関する活動内容を具体的に定めるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある先発地震発生時の対応について定めている。

（３）　具体計画は、南海トラフ地震がいつ発災しても対処できるよう、現時点において保有している部隊、利用可能な資機材、施設、防災拠点等を前提に活動内容を定めている。したがって、南海トラフ地震を想定した各種訓練を通じて、具体計画の内容を評価し、定期的に改善していくことで、実効性を高めていくこととする。また、インフラ、施設、資機材等の整備の進捗に応じて随時必要な見直しを行う。

２．具体計画に基づく初動対応と活動体制の確立

（１）具体計画に基づく初動対応を行う判断基準

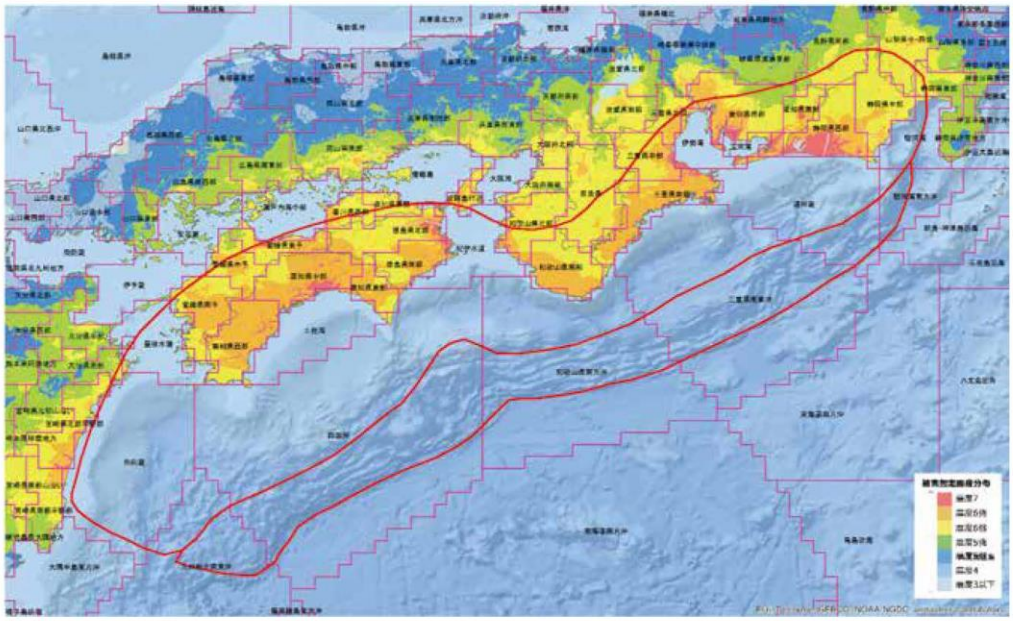
① 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下これらを総称して「防災関係機関」という。）は、次のいずれかの場合には、被害全容の把握を待つことなく、具体計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始する。

ア 地震発生時の震央地名の区域が、モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度６強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合

イ モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域でＭ８．０以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合（以下「先発地震が発生した場合」という。）

② 上記①の基準に相当する地震が発生後、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について（平成 15 年 11 月 21 日閣議決定）」に基づき内閣危機管理監が参集させる緊急参集チームにおいて、防災関係機関が具体計画に基づく行動を開始していることを確認する。

南海トラフ巨大地震の想定震源断層域[1)]と震央地名図[2)]



1）南海トラフ巨大地震に関する津波高・震度分布等（平成 24 年 8 月 29 日公表資料 1-1）

2）気象庁「地震情報で用いる震央地名」https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/joho/region/

３．タイムラインに応じた目標行動

（１） 具体計画では、発災時からの経過時間に応じた６頁に示すタイムラインを目安に、防災関係機関は緊急災害対策本部の総合調整の下、相互に連携して迅速な行動を行う。

（２） このタイムラインに定めた内容は、国及び地方公共団体の複数の防災関係機関が人命救助のために重要な 72 時間を意識しつつ、緊急輸送ルートの通行確保、救助・救急活動、消火活動、医療活動、物資供給、燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保等の活動を整合的かつ調和的に行うための目安である。実際には地震の発生時間や被災状況、各防災関係機関の実情に応じて相違があることに留意が必要である。

４．用語の定義

具体計画の各章を通じて使用される次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

ア 南海トラフ地震：特措法第２条第２項に規定する南海トラフ地震をいう。

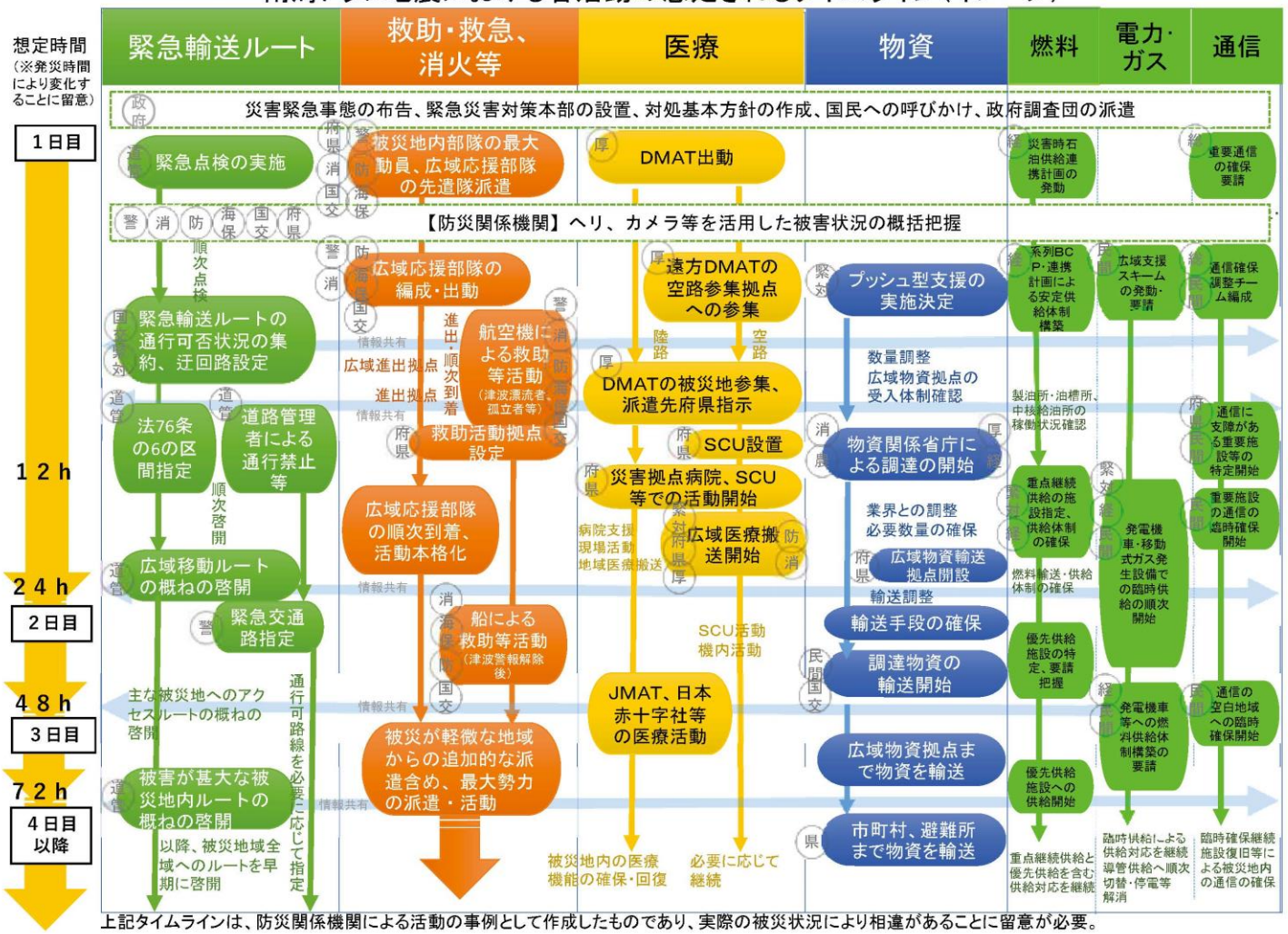
イ 南海トラフ巨大地震：モデル検討会で想定された南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものをいう。

ウ 被災都府県：推進地域をその区域に含む都府県をいう。

エ 被災府県：被災都府県から東京都を除いた府県のうち、各章の個別の記載内容に対応する関係地方公共団体をいう。

オ 防災拠点：第７章　１．（３）の表に従い分類、整理された広域進出拠点、進出拠点、救助活動拠点、航空搬送拠点、広域物資輸送拠点及び海上輸送拠点をいい、それぞれの防災拠点の定義は、章ごとにその詳細を定める。

南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン（イメージ）



上記タイムラインは、防災関係機関による活動の事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

第２章　緊急輸送ルート計画

１．趣旨

（１）　緊急輸送ルート計画は、被災府県の被害が甚大な地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、発災直後から、部隊等の広域的な移動など人命の安全確保を主眼とした全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ通行を確保すべき道路を定めるものである。

（２）　緊急輸送ルートは、全国からの応援部隊や緊急物資輸送車両等の広域的な移動を確保するとともに、甚大な地震・津波被害が見込まれる地域及び防災拠点に到達し、活動を確保するために、都道府県地域防災計画で定める緊急輸送道路を踏まえ、国土の骨格をなす幹線道路である高速道路、主要国道を中心に必要に応じて都道府県等が管理する道路も含め、選定したネットワークである。

（３）　発災時には、被害の全容把握に時間を要することが予想される中にあっても、あらかじめ選定した緊急輸送ルートについて、他の道路に優先して通行可否情報（通行不可の場合における迂回ルート情報を含む。）を遅滞なく集約し、防災関係機関間で情報共有を速やかに行うとともに、早期に通行確保を行うことが重要である。このための備えとして、あらかじめ地図情報も含めて防災関係機関間で広く情報共有を図るとともに、発災時の情報共有や緊急通行車両等の通行の確保のための具体的な手順を明らかにする。

（４）　防災関係機関は、発災後、第１章　３．に掲げるタイムラインを目安に、緊急輸送ルートの確保に関する活動を連携して実施する。

２．緊急輸送ルートに対する発災時の措置

（１）緊急輸送ルート計画

①　緊急輸送ルート計画に緊急輸送ルートとして定める道路は、全国から被害が甚大な地域及び防災拠点に到達し、活動するための必要最低限のルートとして選定[2]したものである。（別表２－１　緊急輸送ルートの路線及び区間、別図２－１　緊急輸送ルート、各種防災拠点一覧図）

②　防災関係機関は、発災後、緊急輸送ルート計画に定められた道路に対して、通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧、交通規制等の通行の確保の

---

[2] 緊急輸送ルートは、この計画において以下の４種類の考え方で整理している。

- 広域移動ルート：部隊等の広域的な移動のためのルート。主に高速道路又は直轄国道により構成される。高速道路と直轄国道等の幹線道路としての機能が重複している場合には、高速道路を優先している。また、都市部においては、発災時の混雑等による通行困難等も加味し、環状的なネットワークも考慮している。
- 被災地内ルート：甚大な地震・津波被害が想定される地域内のルート。
- 代替ルート：被災地内ルートのうち、想定津波浸水域を通過し、津波浸水により通行できない可能性が高い場合に考慮するルート。
- 拠点接続ルート：人命の安全確保のために特に重要で代替拠点を確保することが困難と見込まれる航空搬送拠点及び製油所・油槽所と上記のルートの間を接続するルート。

ための活動を最優先で実施する。

③ 緊急輸送ルートから各防災拠点、災害拠点病院など重要な拠点へのアクセスについては、各道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）が、被災状況等を踏まえ、必要な啓開を速やかに行う。

④ なお、発災時に実際に活動を展開するにあたっては、刻々と変化する、道路管理者や各施設管理者からの被災情報・通行可否情報等を踏まえ、ルートの見直しなど、柔軟に対応することが必要となる。

（２）緊急輸送ルートの点検、啓開・応急復旧

① 国土交通省は、緊急輸送ルート等について、通行可否情報の共有、必要に応じた点検、啓開活動・応急復旧を行う。

② 国土交通省は、このタイムラインに応じて、緊急輸送ルート等について、他の道路管理者が管理するものも含め、

ア 通行可能区間（緊急通行車両のみか否かを含む）

イ 通行止め区間（通行止めの要因及び解除の見通し並びにその間の迂回ルート情報を含む）

ウ 点検中区間（点検完了の見通しを含む）

エ 未点検区間（未点検の要因を含む）

を明らかにして、緊急災害対策本部に対して定期的に報告するものとする。

③ 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、国土交通省と連携し、緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を防災関係機関に共有する。

④ 現地対策本部は、その所管区域内の国土交通省地方整備局及び被災府県と協力して上記の情報収集を行うとともに、必要に応じて、通行の早期確保に関する調整を行い、その結果を速やかに緊急災害対策本部に報告するものとする。

⑤ 警察庁は広域交通管制システム、国土交通省は災害通行実績データシステムによって官民ビッグデータを活用し、相互に連携を図りつつ、緊急輸送ルート等の通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を緊急災害対策本部に提供する。

⑥ 道路管理者は、早期の道路啓開のため、バイク・自転車隊、カメラやＵＡＶ（無人航空機）等の活用のほか民間が保有する情報の活用による迅速な情報収集力の向上に努めるとともに、啓開用資機材を融通できるよう、民間も含めた資機材保有者間の情報共有及び資機材共有の仕組みを事前に構築しておく。

⑦ 道路管理者等は、その管理する道路について、効果的な障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を行い、道路機能の確保を行う。

⑧ 国土交通省は、迅速な救急救命活動や救急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

⑨ 道路管理者等は、必要に応じて、自らの管理する道路について、法第76条の６の規定に基づき、区間の指定を行い、車両の移動など緊急通行車両等の通行を確保するために必要な措置を行う。また、道路啓開の実施と併せ、啓開の支障とならないよう立ち往生車両を誘導し、滞留車両を円滑に移動させ、緊急通行車両等の通行を確保する。

⑩ 国土交通省は、津波による浸水が緊急輸送のための交通の確保の支障となる場合

には、排水ポンプ車の派遣、湛水の排除を迅速に行う。

⑪ 路上の障害物の除去、除去した障害物の仮置場への運搬等複数の機関が協力して措置する必要がある事項については、現地対策本部で必要に応じ協議をするなど防災関係機関が協力して必要な措置をとる。

⑫ 道路管理者は、被災地域内の交通負荷を可能な限り軽減するために、発災時に高速道路上を走っている車両を遠方の出口へ誘導することがある旨等について、あらかじめ利用者に理解と協力を求める。また、発災後は適切にこれらの誘導等を促すなど、被災地全体の交通制御を見据えた現地体制、迂回路の設定や情報収集・提供装置の確保など、誘導方策等についてあらかじめ検討する。

⑬ 国土交通省は、被災状況や復旧状況に応じて関係機関と連携し、交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策などを統括的に実施し、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保に努めるものとする。

（３）必要な交通規制の実施

① 被災都府県警察は、緊急通行車両等の通行を確保するため、直ちに被害が甚大な地域への車両の流入禁止規制や一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制を行い、緊急交通路指定予定路線からの一般車両の排除等を行う。

② 都府県公安委員会は、緊急交通路を指定するために必要があると認めるときは、法第76条の４第１項の規定に基づき、道路管理者等に対し、法第76条の６の規定に基づく車両の移動等の措置をとるべきことを要請する。

③ 警察庁は、緊急輸送ルートについて、道路管理者による道路啓開状況を踏まえ、都府県公安委員会が必要な緊急交通路を迅速かつ的確に指定するよう指導・調整を行い、緊急通行車両等の円滑な通行を確保する。

④ 緊急災害対策本部は、警察庁及び都道府県に対して、緊急自動車以外の災害応急対策に従事する車両や緊急物資輸送車両等の緊急交通路の通行のため、都道府県公安委員会及び都道府県知事が緊急通行車両確認標章の交付を円滑に行うことができるよう必要な情報提供を行う[3]。

⑤ 南海トラフ地震発生時には、都市部において深刻な道路交通麻痺が想定されることから、被害が大きい地域の都市部における緊急輸送ルートの確保に際しては、自動車利用の制限、放置車両の移動など国民の理解・協力が必要不可欠である。そのため、政府、被災都府県は、一般車両の通行禁止等について、広く国民に協力を要請する。

[3] 災害対策基本法施行令等の改正により、令和５年９月１日からは、災害応急対策に従事する車両や緊急物資輸送車両等の緊急交通路の円滑な運行ができるよう、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けることが可能となる。

（国民への協力要請の例）

・通行禁止等の交通規制が行われた区域又は道路の区間を通行中の車両の運転者は、速やかに他の場所へ移動してください。
・通行禁止等の交通規制が行われている道路以外の場所への移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車し、緊急通行車両の通行や災害応急対策の実施の妨げとならないよう駐車してください。
・道路上に駐車する際には、道路啓開作業時に車両の移動を行えるようエンジンキーは付けたまま又は分かりやすい場所に置き、ドアはロックしないようにしてください。
・渋滞の発生を防ぐため、避難や家族の迎えなどに自動車は使用しないでください。

（４）港湾及び河川等の活用

① 緊急災害対策本部及び国土交通省並びに被災都府県は、地震被害により道路が寸断されるなど、陸路による移動や輸送が困難な場合、海上輸送拠点に指定された港湾や地域防災計画に位置づけられた漁港、緊急用河川敷道路、緊急用船着場[4]など河川の活用を検討する。

② 上記①の活用に備えて、発災後、港湾管理者や漁港管理者、河川管理者は、津波の状況等を踏まえ、必要に応じて、海上輸送拠点に指定された港湾や地域防災計画に位置づけられた漁港、緊急用河川敷道路、緊急用船着場の点検を行う。

[4] 国土交通省は、防災業務計画において、災害時の緊急復旧活動等のための緊急用河川敷道路、緊急用船着場の整備を推進しており、例えば、淀川では緊急用河川敷道路を 65.5㎞、緊急用船着場を 9 箇所整備するなど、災害が発生した場合の河川の活用に備えている。

第３章　救助・救急、消火活動等に係る計画

１．趣旨

（１）　南海トラフ地震による甚大な被害に対して、人命救助のために重要な 72 時間を考慮しつつ、被災都府県内の警察・消防機関は、発災直後から救助・救急、消火活動等に必要な部隊を最大限動員するとともに、これらの活動の支援等のため、国土交通省は被災管内の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を最大限動員するものとする。さらに、国は、被害が甚大と見込まれる地域に対して、全国から最大勢力の応援部隊を可能な限り早く的確に投入する必要がある。

（２）　このため、被災都府県内で動員する警察・消防・国土交通省 TEC-FORCE の部隊（以下「域内部隊」という。）に加えて、全国からの「警察災害派遣隊」、「緊急消防援助隊」、「自衛隊の災害派遣部隊」及び「国土交通省 TEC-FORCE」（以下「広域応援部隊」という。）の初動期における派遣の方針と具体的な手順等を定める。

２．救助・救急、消火等に必要な部隊の動員の考え方

（１）　域内部隊と広域応援部隊は、次に掲げる事項に関し、緊急災害対策本部による総合調整の下、緊密な連携を図りながら、救助・救急、消火活動等のほか、緊急輸送ルート確保のための活動（啓開・排水等）、医療活動、交通規制、避難生活支援等、国民の生命に直結する多岐にわたる災害応急対策活動に従事する。

① 被害情報
② 広域応援部隊の迅速な進出のための緊急輸送ルートの確保と必要に応じた交通規制の実施及びその情報共有
③ 交通途絶を想定した部隊投入方法の多重化、特に航空機を活用した投入
④ 部隊に対する優先的な燃料供給体制の確保、必要に応じた部隊間での相互協力
⑤ その後の地震活動や降雨による二次災害防止対策

（２）　被災地域内の救助・救急、消火等要員の最大限の動員

① 被災地域に所在する警察・消防機関は、発災直後から、管内の被災地域に対して域内部隊を最大限動員して救助・救急、消火活動等に従事する（各都道府県の職員数は別表３－１のとおり）。また、これらの活動の支援等のため国土交通省 TEC-FORCE は管内部隊を最大限動員して、災害応急対策活動に従事する。

（３）　広域応援部隊の派遣

① 一方、被災地域内の警察・消防機関の勢力に比して甚大な被害が想定される県（以下「重点受援県」という。）に対しては、全国からの広域応援部隊を迅速に投入する必要がある[5]。
② このため、具体計画では、被害想定（死者及び自力脱出困難者数）を踏まえ、南海トラフ巨大地震が発生した場合においては、重点受援県として静岡県、愛知県、

[5] 国土交通省 TEC-FORCE は、各地方ブロックの津波浸水面積、全壊棟数を踏まえ、重点受援県以外の地域にも投入する。

三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の 10 県（以下「重点受援県 10 県」という。）を計画する。上記（２）記載の警察・消防機関のうち、重点受援県 10 県における勢力（別表３－１に掲げる当該 10 県の職員数の合計）及び受援地方整備局等[6]（以下「受援地整等」という。）管内の国土交通省 TEC-FORCE の活動規模は以下のとおりであるが、これらに加え、全国からの広域応援部隊を派遣する。

警察：　約 36,700 人
消防機関：消防職員　約 25,700 人
　　消防団員　約 135,100 人
国土交通省 TEC-FORCE：　約 890 人[7]

③ また、先発地震が発生した場合においては、ＤＩＳ[8]被害推計結果を基に都府県毎の被害量を推計し、実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、全国からの応援部隊を派遣する。

④ この際、重点受援県 10 県のうち、３.（２）②に規定する先発地震重点受援県を除く推進地域を管轄する自衛隊の災害派遣部隊は当該管轄する推進地域における災害応急対策活動の状況に応じて応援を行う一方、先発地震重点受援県以外の重点受援県に所在する警察、消防の陸上部隊は、当該県における災害応急対策活動の状況の如何にかかわらず後発地震に備えるための業務が多く見込まれるため応援は行わないなど、各機関の特性を考慮する。

⑤ ２.（３）③により、全国からの応援部隊を派遣した後であっても、実際の被害状況や後発地震警戒措置の状況等を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、撤退を含め柔軟な対応を行う。

（４） 活動のための体制確保

① 警察、消防及び自衛隊は、各々の特性、能力及び知見に応じて救助・救急、消火活動等を行う。この際、被災状況調査、道路啓開、湛水排除などを行う国土交通省 TEC-FORCE をはじめとする防災関係機関と積極的に連携・協力するものとする。

② 救助・救急、消火活動等に必要な資機材、燃料、食料等については、当該活動を実施する機関が調達し携行する自己完結型を原則とするほか、感染症が流行している状況下においては、各部隊において感染症拡大防止のため、隊員の健康管理の徹底等必要な対策を講ずるものとする。

③ 防災関係機関は、河川水、海水、下水処理水、農・工業用水等その他大都市地域に存在する水利を災害時に消火活動に利用できるよう、あらかじめ、施設管理者等と調整しておくものとする。

④ 救助・救急、消火活動等を行う機関は、高齢者、障害者等の要配慮者の迅速かつ円滑な救助等を行うため、地方公共団体等と連携した対応に努めるものとする。

３．広域応援部隊の派遣先

（１）被害想定を踏まえた派遣

① 警察庁、消防庁及び防衛省は、被害想定（死者数及び自力脱出困難者数）を踏ま

[6] 中部・近畿・四国・九州の各地方整備局及び各運輸局、神戸運輸監理部、大阪航空局をいう。
[7] 国土交通省 TEC-FORCE の日最大派遣規模。
[8] ＤＩＳ（Disaster Information Systems）：地震防災情報システム。

え、各地域ブロックの被害規模[9]に応じて広域応援部隊を派遣することを想定する。

② この際、それぞれの省庁において、部隊の役割や被災地域内に所在する勢力も考慮して、部隊の所在する地域ブロックを越えて派遣することも含め、広域応援部隊の派遣先、派遣規模等を計画する。

地方	対象府県		被害規模の目安
中部地方	重点受援県	静岡県、愛知県、三重県	概ね４割
	それ以外	山梨県、長野県、岐阜県	
近畿地方	重点受援県	和歌山県	概ね２割
	それ以外	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県	
四国地方	重点受援県	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	概ね３割
九州地方	重点受援県	大分県、宮崎県	概ね１割
	それ以外	福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	

③ 国土交通省は、被害想定（津波浸水面積、全壊棟数）を踏まえ、各地域ブロックの被害規模に応じて国土交通省 TEC-FORCE を派遣することを想定し、深刻な被害が想定されるケースについて、国土交通省 TEC-FORCE 等の広域派遣先、派遣規模を計画する。

地方	被害規模の目安	
	中部地方の被害想定が最大となるケース[注1]	四国地方の被害想定が最大となるケース[注2]
中部地方	概ね４割	概ね３割
近畿地方	概ね２割	概ね２割
四国地方	概ね３割	概ね４割
九州地方	概ね１割	概ね１割

（注 1）中部地方の被害想定が最大となるケースは、揺れによる被害が最大となると想定される強震動生成域が最も陸域側の場所で発生するとともに、駿河湾から紀伊半島沖で大きなすべり（大すべり域・超大すべり域）が発生し、中部地方の津波高が他の地域に比べ高くなり、大きな被害が想定されるケース。

（注 2）四国地方の被害想定が最大となるケースは、揺れによる被害が最大となると想定される強震動生成域が最も陸域側の場所で発生するとともに、四国沖で大きなすべり（大すべり域・超大すべり域）が発生し、四国地方の津波高が他の地域に比べ高くなり、大きな被害が想定されるケース。

（２）発災後の情報収集に基づく計画の修正

① 南海トラフ巨大地震の場合、重点受援県 10 県が甚大な被害を受ける可能性が高いと見込まれているが、発災時には、具体計画を基礎としつつ、警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、柔軟に対応する。

② 先発地震が発生した場合においては、被害想定を基礎としつつ、ＤＩＳ被害推計

[9] 被害規模は、平成 24 年８月 29 日の対策検討 WG による南海トラフ巨大地震の被害想定（第一次報告）の死者数及び自力脱出困難者数について、都道府県毎に各ケースの中央値を抽出して合算し、地方毎に割合を算出したもの。

結果を基に、都府県毎の被害量（死者数及び自力脱出困難者数）を推計の上、重点受援県を特定（以下「先発地震重点受援県」という。）し、先発地震重点受援県を含む地域ブロック毎の被害規模及び実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、柔軟に対応する。

（３）広域応援部隊の派遣手順

① 迅速な出動決定

ア 南海トラフ巨大地震によって被害が想定されない地域に所在する警察災害派遣隊、緊急消防援助隊及び国土交通省 TEC-FORCE 並びに北海道・東北地方等に所在する自衛隊の災害派遣部隊は、直ちに出動する。

イ 南海トラフ巨大地震によって被害が想定されている地域の広域応援部隊については、発災後、被害が軽微である場合には早期に出動するものとし、一定の被害が生じている場合には災害応急対策の状況に応じて出動するものとする。

② 進出の手順

ア 出動する広域応援部隊は、被災地域に向かう一次的な進出目標である広域進出拠点に向けて進出を開始し、被災状況に応じて、重点受援県に進出するための進出拠点にできる限り速やかに進出する。

イ 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、できる限り速やかに広域応援部隊を被災地に到達させるため、緊急災害対策本部の調整の下、進出経路や距離等を考慮して派遣先を決定する。

ウ 緊急災害対策本部は、発災後、広域応援部隊が進出するために使用する広域進出拠点及び進出拠点の情報を警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省から速やかに収集し、これらの拠点の所管省庁を通じて、使用に関する管理者の承諾を包括的に得るものとする。

③ 広域応援部隊の派遣規模

ア 重点受援県 10 県以外の警察、消防の広域応援部隊がすべて出動可能な場合における派遣規模[10]は以下のとおりである。

警察災害派遣隊：約 16,000 人[11]

緊急消防援助隊：約 21,100 人／5,500 隊[12,13]

イ 自衛隊の災害派遣部隊（重点受援県に所在する部隊も含む。）の最大限の派遣規模は以下のとおりである。

自衛隊の災害派遣部隊：約 110,000 人

ウ 応援地方整備局等[14]（以下「応援地整等」という。）管内の国土交通省 TEC-FORCE の最大限の派遣規模は以下のとおりである。

国土交通省 TEC-FORCE：約 1,360 人

---

[10] 派遣規模とは、被災地である重点受援県への派遣を予定している部隊の総数であり、ある特定の時点における活動規模を示すものではない。

[11] 域内の警察も含め、約 52,000 人態勢。

[12] 域内の消防職員も含め、約 46,700 人態勢。このほか、域内では消防団員約 135,000 人も対応。

[13] 緊急消防援助隊の数値は重点受援県を除く 37 都道府県の緊急消防援助隊登録隊数（令和４年４月時点）の合計。

[14] 北海道開発局、東北・関東・北陸・中国の各地方整備局、北海道・東北・関東・北陸信越・中国の各運輸局、東京航空局をいう。

（４）発災時の情報共有

① 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、発災後、第１章　３．に掲げるタイムラインに応じた目標行動を踏まえ、次の項目について、派遣部隊等の進出・活動状況をとりまとめ、緊急災害対策本部に報告する。

ア 出動部隊名、所在地

イ 人員数

ウ 出動時間

エ 派遣先

オ 進出・活動状況（広域進出拠点、進出拠点、救助活動拠点への到達状況）

② 緊急災害対策本部は、発災後その時点で判明している被害状況に基づき、警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省に対して、緊急輸送ルートの通行可否情報、燃料補給に関する情報その他広域応援部隊の派遣に必要な情報の提供を定期的に行い、必要に応じてそれぞれの派遣方針を集約・調整する。

③ 現地対策本部は、緊急災害対策本部が集約した所管区域への広域応援部隊の進出・活動状況を踏まえ、所管区域の都府県災害対策本部と連携しつつ、警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省に対して、部隊活動に必要な情報（被害状況、緊急輸送ルートの確保状況、航空機用救助活動拠点（４．（２）参照）及び海上輸送拠点の利用可否情報等）の提供を行い、必要に応じてそれぞれの派遣方針を集約・調整する。

４．広域応援部隊の活動に必要な拠点

（１）部隊の進出のための拠点

① 広域進出拠点・進出拠点

ア 発災後、各部隊が、３．に掲げる手順により重点受援県が属する被災地域に向かう一次的な進出目標を「広域進出拠点」、各部隊が受援都府県に向かって移動する際の目標となる場所を「進出拠点」という。

イ 具体計画では、「広域進出拠点」及び重点受援県内の「進出拠点」を別表３－２のとおり定める。

ウ 広域進出拠点及び進出拠点の管理者は、被災都府県と連携し、広域応援部隊による車両の駐車及び給油、隊員の休憩等の支援に特段の配慮を行う。

エ 広域応援部隊は、発災時には、進出する広域進出拠点及び進出拠点について、その被災状況、利用状況に応じて柔軟に決定する。

② 陸路での進出が難航すると見込まれる地域へのアクセス

ア 南海トラフ巨大地震による津波により、発災後しばらくの間は、陸路による到達が難航すると見込まれる以下の市町村については、空路、海路によるアクセスも想定する。

イ なお、発災後しばらくの間は大津波警報・津波警報が解除されないこと、港湾や漁港内の漂流物・障害物の処理に時間を要することが想定されることから、ヘリ・航空機を活用した空からの救出救助・消火活動（部隊投入を含む。）を想定する。

ウ 下表は、モデル検討会が想定した津波浸水地域をもとに、陸路到達が難航すると見込まれる市町村を抽出したものであるが、落橋、液状化、土砂災害等による陸路到達難航地域については、地方公共団体において、そのアクセス方法を具体的に検討しておくべきである。

④ 民間航空機を活用した隊員の輸送

ア 広域応援部隊は、隊員の迅速な派遣のため、必要に応じて民間航空機を利用する可能性を想定する。

イ 緊急災害対策本部は、警察庁、消防庁又は防衛省からの要請があった場合、必要に応じ、国土交通省を通じて、民間航空会社への協力要請を行う。

（２）部隊の活動のための拠点

① 域内部隊及び広域応援部隊が、被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点を「救助活動拠点」という。被災地方公共団体は、「救助活動拠点」をあらかじめ想定し、発災後には速やかに確保するものとする。

② 救助活動拠点のうち、

ア 災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点

イ 甚大な津波被害が想定される地域にて、大規模な空からの救助活動のために活用することが想定される拠点

については、航空機用救助活動拠点として、発災後速やかに利用できるよう別表３－３のとおり候補地を明確化する。

（中 略）

第４章 医療活動に係る計画

（中 略）

５．重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）

（１）広域医療搬送・地域医療搬送の定義

① 広域医療搬送

ア 国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。

② 地域医療搬送

ア 被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。

（２）患者搬送の考え方

① 膨大な搬送ニーズが発生することに鑑み、国、都道府県等は、相互に連携して、被災都府県の調整の下で行う地域医療搬送、国が各機関の協力の下で行う広域医療搬送を適切に組み合わせて行う。

② 搬送先については、より迅速かつ効率的な搬送が実施されるよう、できるだけ近傍の地域に搬送することとし、原則、同一都府県内、同一地方圏内、隣接地方圏、全国の順に搬送先を検討する。

③ 搬送手段については、防災関係機関の航空機（消防防災ヘリ、海上保安庁や自衛隊の航空機等）、ドクターヘリ、救急車などの車両を可能な範囲内で最大限活用する。

（３）航空搬送拠点

① 被災府県による航空搬送拠点の確保・ＳＣＵの設置

被災府県は、発災後、当該府県内の航空搬送拠点を速やかに確保し、ＳＣＵを設置する。（別表４－１　被災地内の航空搬送拠点候補地）

② 被災地内の航空搬送拠点・ＳＣＵの機能

ア 被災地内の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者をＳＣＵにて受入れ、広域医療搬送するための拠点である。被災府県はこのために必要なＤＭＡＴその他の人材の配置、資器材・物資の配備を行う。

イ このうち、被災地内でも比較的被害が軽微な地域に存在する以下に掲げるような航空搬送拠点は、発災時にも周辺の医療機関が機能している可能性が高いことから、より被害が甚大な地域の負担を軽減するため、上記の機能に加え、いわゆる「花巻型ＳＣＵ」[35]として、災害現場、被害が甚大な地域の病院からの患者を直接、受入れることを想定する。

このため、こうした航空搬送拠点・ＳＣＵには、患者の一時収容機能に加えて、患者の状態に応じて、広域医療搬送、地域医療搬送を臨機応変に選択できるよう、緊急度判定の機能を確保する。

例：静岡空港（静岡県）、名古屋飛行場（愛知県）、高松空港（香川県）、松山空港（愛媛県）、熊本空港（熊本県）、鹿児島空港（鹿児島県）

③ 被災地外の航空搬送拠点・ＳＣＵの確保及び広域後方医療活動

ア 非被災道県及び東京都等[36]は、緊急災害対策本部との調整に基づき、被災地外の航空搬送拠点を速やかに確保し、ＳＣＵを設置する。（別表４－２　被災地外の航空搬送拠点候補地）

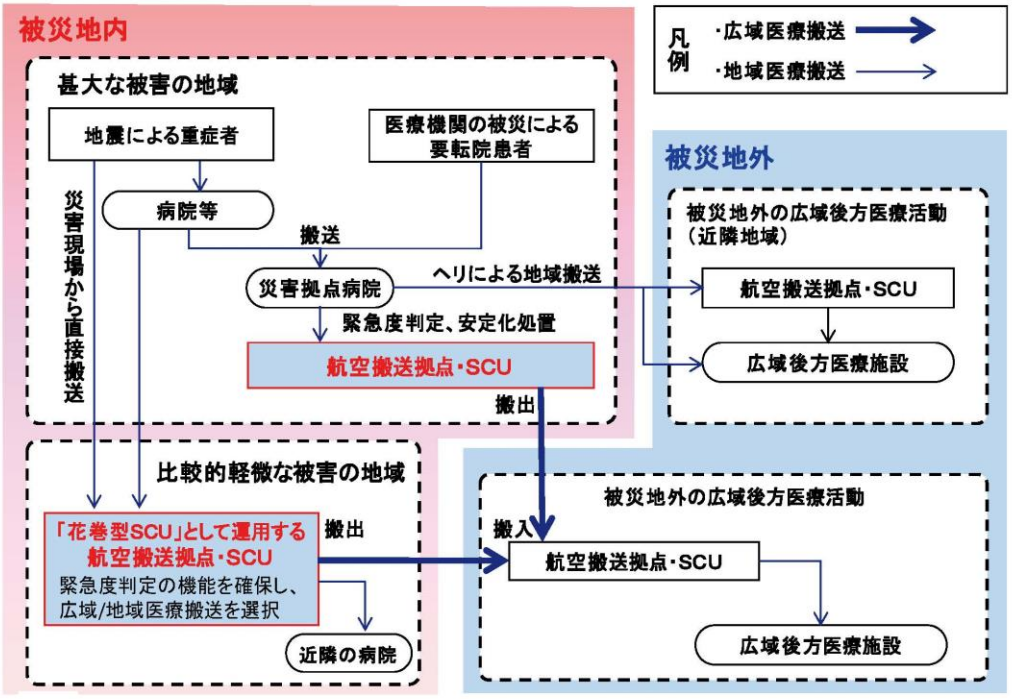
イ 非被災道県及び東京都等は、航空搬送拠点・ＳＣＵから広域後方医療施設への地域医療搬送を行う。

---

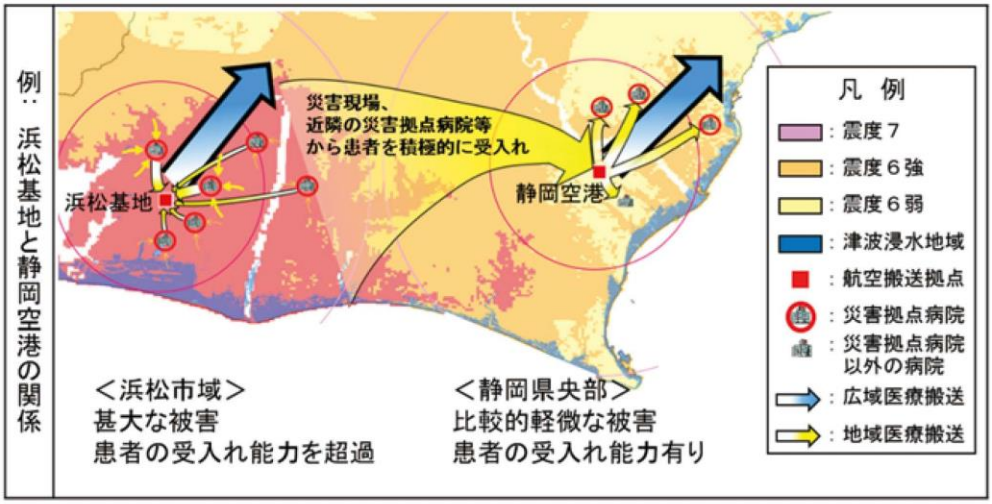
[35] 「花巻型ＳＣＵ」：東日本大震災では、３月 12 日～16 日に被害が比較的軽微であった花巻空港にＳＣＵが設置され、災害拠点病院や災害現場、被害が甚大な地域の病院等から患者を受入れ、患者の状態に応じ、広域医療搬送のみならず、周辺地域への地域医療搬送を行った。

[36] 東京都、茨城県、千葉県及び神奈川県の航空搬送拠点候補地は、いずれも南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村以外にある。

＜南海トラフ地震における重症患者の医療搬送の流れ（概念図）＞



＜例：南海トラフ地震における患者搬送イメージ[37]＞



[37] 図に表示されている震度は、中央防災会議防災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成 25 年 5 月）の【別添資料１】南海トラフ巨大地震の地震像「図 5（下）陸側ケースの震度分布」に基づく。（陸側ケース：基本ケースの強震動生成域を、可能性がある範囲で最も陸域側（プレート境界面の深い側）の場所に設定したもの）

第5章　物資調達に係る計画

（中　略）

８．広域物資輸送拠点等の確保

（１）広域物資輸送拠点等の定義

① 広域物資輸送拠点[53]とは、国等から供給される物資を被災府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて当該府県が物資を送り出すために設置する拠点である。

② 地域内輸送拠点とは、広域物資輸送拠点等から供給される物資を被災市町村が受け入れ、避難所に向けて、当該市町村が物資を送り出すために設置する拠点である。

③ 被災府県が設置する広域物資輸送拠点は、別表５－３（１）のとおりである。

（２）広域物資輸送拠点等の施設基準及び代替拠点の確保

① 広域物資輸送拠点の選定に際しては、被災によっても機能することを前提に、原則として次に掲げる考え方に当てはまるものとする。

ア　新耐震基準に適合した施設であること（昭和 56 年６月１日以降に耐震補強工事を行った施設を含む。）

イ　屋根があること（エアテント等の代替措置によることも含む。）

ウ　フォークリフトを利用できるよう床の強度が十分であること

エ　12ｍトラック（大型）が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること

オ　非常用電源が備えられていること

カ　原則として津波浸水地域外にある施設であること

キ　避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと

② 民間事業者の物流施設を広域物資輸送拠点として活用することは有用である。この場合、使用状況により利用できないことも想定し、必要に応じて国土交通省の助言も得つつ、あらかじめ代替拠点を選定するものとする。

③ 別表５－３（１）に掲げる広域物資輸送拠点のうち、①の基準を満たしていない施設については、備考欄にその旨を記載している。今後、これらの施設が当該基準を満たすか、当該基準を満たした代替拠点を確保することが求められる。また、

---

[53] 国土交通省では、都道府県レベルでの物資拠点の開設・運営を円滑に行うための標準的な手順や考え方を示した「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」を別途作成している。

①の基準を満たす施設であっても、非構造部材の落下等により、使用できない場合も想定されるため、あらかじめ代替拠点を選定しておくことが望ましい。

④ 広域物資輸送拠点の代替拠点は、別表５－３（２）のとおりである。

⑤ 施設の運営にあたっては、発災当初から物流業務に精通した民間事業者の協力を得られるよう、必要に応じて国土交通省の助言も得つつ、事前に協定を締結するなど、円滑な運営が図られるよう努めるものとする。

⑥ 地域内輸送拠点については、各市町村において、上記①、②を参考とし、対象となる避難所避難者数等を考慮のうえ、適切な施設を選定するものとする。

（中　略）

第6章　燃料供給、電力・ガスの臨時供給及び通信の臨時確保に係る計画

（中　略）

第７章　防災拠点

１．防災拠点の種類及び機能

（１）　防災拠点については、第６章までの各分野の活動に係る計画に示したとおりであるが、改めて具体計画で用いる防災拠点の分類及びその機能を整理すると、以下のとおりである。

（２）　緊急災害対策本部、現地対策本部及び防災関係機関は、国が運用し広域的な緊急物資や復旧資機材の輸送に当たり中心的役割を果たす基幹的広域防災拠点（堺泉北港堺２区）と地方公共団体が運用するこれらの防災拠点と密接に連携を図りつつ、効果的な災害応急対策を実施する。

（３）　防災拠点は、いつ発災するか分からない南海トラフ地震に対して、発災時点で実際に利活用できる施設とする必要があることから、既存の施設のうちから選定している。ただし、地方公共団体において、防災拠点の整備が具体的に進捗している場合には、その進捗に応じ、当該防災拠点の活用を検討する。

分類	機能
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一次的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの（別表３－２）
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける被災都府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの（別表３－２に重点受援県に係るもののみ掲載）
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、被災地方公共団体があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの （別表３－３に航空機用救助活動拠点のみ掲載）
航空搬送拠点	広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、ＳＣＵが設置可能なもの （別表４－１、４－２）
広域物資輸送拠点	国等から供給される物資を被災府県が受入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって当該府県が設置するもの （別表５－３）
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの （別表７－１）

２．海上輸送拠点

（１） 陸路での到達が困難な場合、一度に大量の輸送を行う必要がある場合、輸送が長距離となる場合等、海路による輸送が効率的と見込まれる場合において、人員、物資、燃料、資機材等の輸送の受入れに活用することを想定する海上輸送拠点を別表７－１のとおり定める。

（２） 海上輸送拠点として活用する港湾は、発災時も有効に機能するよう、次に掲げる考え方に当てはまるものから選定した。

① 利用する岸壁は、当該地点において考えられる最大級の強さを持つ地震動によっても機能を損なわずに船舶の利用、人の乗降及び物資等の荷役を速やかに行うことができること。

② 効率的な輸送が可能となるよう一定規模以上のフェリー、ＲＯＲＯ船、油槽船が着岸できる規模の係留施設を有すること。

③ 緊急輸送ルート、製油所、油槽所の近傍に位置すること。

④ 航路啓開と道路啓開の双方について、関係者との災害時における協定により、迅速な啓開作業の体制確保が図られていること。

（３） 発災時において利用する海上輸送拠点の確保

① 国土交通省は、緊急災害対策本部、現地対策本部等が把握している被災地における人員、物資、燃料、資機材等の輸送ニーズや港湾の被害状況を踏まえ、別表７－１に掲げる海上輸送拠点の中から基幹的広域防災拠点（堺泉北港堺２区）の活用も念頭に置きつつ、優先的に航路啓開を行う拠点を選定し、港湾施設の使用に関する調整を港湾管理者と行う。

② 国土交通省及び港湾管理者は、港湾施設の応急復旧等を行う。また、国土交通省は、港湾管理者から要請があり、かつ、地域の実情等を勘案して必要があると認めるときは、港湾施設の利用調整等の管理業務を行う。

③ 国土交通省地方整備局、海上保安庁及び港湾管理者は、自ら又は災害時における協定に基づき関係者へ要請を行い、海上輸送拠点へアクセスする航路の障害物の確認、除去及び水路の測量を早期に行う。

（４） 海上輸送に関する調整

国土交通省は、海路による輸送が効率的と見込まれる場合には、（３）により確保した拠点を活用した海上輸送を行う体制を構築する。

この場合において、国土交通省は、定期航路の利用だけでなく、臨時の航路の確保も含め、関係機関と海上輸送に関する調整を行う。

３．大規模な広域防災拠点とその役割

（１） 南海トラフ地震が発生した場合に、被災都府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、以下の表に掲げるような拠点は、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点である。

（２） 設置主体となる府県は、いつ発災しても有効に機能するよう、施設管理者、近隣府県その他関係機関と連携して、拠点の設置・運営訓練、人材、物資・資機材の配置等の備えを十分に行っておく必要がある。

＜大規模な広域防災拠点＞

拠点名	南海トラフ地震において想定される役割
熊本空港 （熊本県）	・ 災害応急対策に活用する航空機等が駐機、給油等を想定する救助活動拠点である。 ・ ＤＭＡＴの空路参集拠点として、ロジスティックチームを配置して参集したＤＭＡＴの活動を後方支援するための拠点である。 ・ 広域医療搬送を行う航空搬送拠点として、特に緊急度判定の機能を確保して、広域的に患者を積極的に受入れ、被害が甚大な大分県及び宮崎県の医療機関の負担を軽減することを想定する拠点である。 ・ 空路による物資の受入れ、仕分け、搬送に係る広域的な役割を担う拠点である。
大分スポーツ公園 （大分県）	・ 空からの救助活動のための大型回転翼機等が離発着でき、かつ、部隊の指揮、宿営、資機材集積等を行うことを想定する拠点である。 ・ ＤＭＡＴの陸路参集拠点として、ロジスティックチームを配置して参集したＤＭＡＴの活動を後方支援するための拠点である。 ・ 広域医療搬送を行う航空搬送拠点である。 ・ 大分県の広域物資輸送拠点である。

別表２－１　緊急輸送ルートの路線及び区間

①　高速道路等

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
高速自動車国道	九州自動車道	福岡県北九州市　門司IC	鹿児島県鹿児島市　鹿児島IC	NEXCO西日本	
	東九州自動車道	福岡県北九州市　北九州JCT	宮崎市日南市　日南東郷IC	北九州JCT～佐伯IC：NEXCO西日本 佐伯IC～延岡南IC：国土交通省 延岡南IC～清武南IC：NEXCO西日本 清武南IC～日南東郷IC：国土交通省	
		鹿児島県志布志市　志布志IC	鹿児島県霧島市　隼人東IC	志布志IC～末吉財部IC：国土交通省 末吉財部IC～隼人東IC：NEXCO西日本	
	大分自動車道	佐賀県鳥栖市　鳥栖JCT	大分県大分市　大分米良IC	NEXCO西日本	
	長崎自動車道	長崎県長崎市　長崎IC	佐賀県鳥栖市　鳥栖JCT	NEXCO西日本	
	宮崎自動車道	宮崎県えびの市　えびのJCT	宮崎県宮崎市　宮崎IC	NEXCO西日本	
自動車専用道路	西九州自動車道	長崎県佐世保市　佐世保大塔IC	佐賀県武雄市　武雄JCT	NEXCO西日本	
	国道57号北側復旧道路	熊本県大津町大津　大津IC入口交差点	熊本県阿蘇市　阿蘇西IC入口	国土交通省	国道57号
	日出バイパス	大分県日出町　速見IC	大分県日出町　日出IC	NEXCO西日本	
	大分空港道路	大分県日出町　日出IC	大分県国東市　塩屋交差点	大分県	
	北方延岡道路	宮崎県延岡市　延岡IC	宮崎県延岡市　蔵田交差点	国土交通省	国道218号
	高千穂日之影道路	宮崎県高千穂町　雲海橋交差点	宮崎県日之影町　平底交差点	国土交通省	国道218号
	都城志布志道路	鹿児島県志布志市　志布志IC	宮崎県都城市　五十町IC	宮崎県内：宮崎県 鹿児島県内：鹿児島県	
	大隅縦貫道	鹿児島県鹿屋市　鹿屋串良JCT	鹿児島県鹿屋市　笠之原IC	鹿児島県	鹿児島県道552号鹿屋串良インター線
	隼人道路	鹿児島県姶良市　加治木JCT	鹿児島県霧島市　隼人東IC	NEXCO西日本	国道10号バイパス
	南九州西回り自動車道	鹿児島県鹿児島市　鹿児島IC	鹿児島県いちき串木野市　市来IC	NEXCO西日本	鹿児島道路
		鹿児島県いちき串木野市　市来IC	鹿児島県薩摩川内市　薩摩川内水引IC	国土交通省	川内道路、川内隅之城道路
	指宿スカイライン	鹿児島県鹿児島市　鹿児島IC	鹿児島県南九州市　頴娃IC	鹿児島県道路公社	鹿児島県道17号指宿鹿児島インター線
都市高速道路	北九州高速1号線	福岡県北九州市　小倉東IC	福岡県北九州市　愛宕JCT	福岡北九州高速道路公社	
	北九州高速2号線	福岡県北九州市　小倉駅北出入口	福岡県北九州市　日明出入口	福岡北九州高速道路公社	
	北九州高速3号線	福岡県北九州市　愛宕JCT	福岡県北九州市　東港JCT	福岡北九州高速道路公社	
	北九州高速4号線	福岡県北九州市　門司IC	福岡県北九州市　八幡IC	福岡北九州高速道路公社	
	福岡高速1号線	福岡県福岡市　千鳥橋JCT	福岡県福岡市　西公園JCT	福岡北九州高速道路公社	
	福岡高速2号線	福岡県福岡市　千鳥橋JCT	福岡県太宰府市　太宰府IC	福岡北九州高速道路公社	
	福岡高速3号線	福岡県福岡市　豊JCT	福岡県福岡市　空港通出入口	福岡北九州高速道路公社	

② 一般国道

路線名	区間		管理者	備考
国道3号	福岡県古賀市 古賀IC	福岡県新宮町三代 大森交差点	国土交通省	平和通り
	熊本県八代市 八代IC	熊本県八代市東片町 八代港線入口交差点	国土交通省	
国道10号	大分県大分市 大分米良IC	大分県大分市 国道57号(犬飼バイパス)交差	国土交通省	大分南バイパス
	宮崎県延岡市 北川IC	宮崎県宮崎市橘通東 橘通三交差点	国土交通省	
	宮崎県都城市 都城IC	宮崎県都城市 五十町IC	国土交通省	
国道57号	大分県大分市 国道10号交差	熊本県熊本市 熊本IC	国土交通省	犬飼バイパス、犬飼千歳道路、千歳大野道路、大野竹田道路、肥後街道、豊後街道、北側復旧道路、菊陽バイパス、熊本東バイパス
国道197号	中央公園入り口交差点	大分県大分市中央町 昭和通り交差点	大分県	
	大分県大分市片島 国道10号交差	大分県大分市公園通り西 公園東インター入口交差点	大分県	
国道199号	福岡県北九州市 日明IC	福岡県北九州市小倉北区西港町 北九州市道西港2号交差	北九州市	
国道208号	佐賀県佐賀市本庄町 佐大南交差点	佐賀県佐賀市本庄町 本庄町袋交差点	佐賀県	
国道210号	大分県大分市西大道 椎迫入口交差点	大分県大分市高砂町 大道入口交差点	大分県	大道バイパス
国道213号	大分県国東市 塩屋交差点	大分県国東市武蔵町 大分空港入口交差点	大分県	
国道218号	熊本県宇城市 松橋IC	宮崎県延岡市 延岡IC	熊本県内:熊本県 宮崎県内:宮崎県	蔵田交差点－延岡IC間は北方延岡道路、豊海橋交差点-平底交差点は高千穂日之影道路
国道219号	宮崎県西都市大字黒生野 インター入口交差点	宮崎県西都市大字岡富 四日市交差点	宮崎県	
国道220号	宮崎県宮崎市橘通東 橘通三交差点	鹿児島県鹿屋市 笠之原IC	国土交通省	宮崎南バイパス、青島バイパス、日南海岸ロードパーク
国道222号	宮崎県日南市春日町 国道220号交差	宮崎県都城市中町 中町交差点	宮崎県	
国道324号	長崎県長崎市 田上IC	長崎県長崎市早坂町 国道324号交差	長崎県	
国道327号	宮崎県日向市財光寺 お倉ケ浜交差点	宮崎県日向市 日向IC	宮崎県	
国道444号	長崎県大村市 大村IC	長崎県大村市西大村本町 桜馬場交差点	長崎県	
国道499号	長崎県長崎市 戸町IC	長崎県長崎市小ヶ倉町(東西OT長崎油槽所)	長崎県	
国道504号	鹿児島県霧島市 溝辺鹿児島空港IC	鹿児島県霧島市溝辺町麓 空港入口交差点	鹿児島県	

③ 都道府県道

路線名	区間		管理者	備考
福岡県道45号福岡空港線	福岡県福岡市博多区大字下臼井　空港北交差点	福岡県福岡市博多区大字下臼井　空港正面交差点	福岡市	空港通り
福岡県道59号志賀島和白線	福岡県福岡市東区塩浜　塩浜三苦口交差点	福岡県福岡市東区大字西戸崎　西戸崎交差点	福岡市	
福岡県道245号新北九州空港線	福岡県苅田町　苅田北九州空港IC	福岡県苅田町空港南町（新北九州空港）	福岡県	新北九州空港連結道路
福岡県道537号湊下府線	福岡県新宮町下府　下府交差点	福岡県新宮町大字湊　湊原添交差点	福岡県	
福岡県道538号湊塩浜線	福岡県新宮町大字湊　湊原添交差点	福岡県福岡市東区塩浜　塩浜三苦口交差点	新宮町内：福岡県 福岡市内：福岡市	
福岡県道540号山田新宮線	福岡県新宮町大字三代　大森交差点	福岡県新宮町下府　下府交差点	福岡県	
福岡県道551号別府比恵線	福岡県福岡市博多区大字下臼井　空港北口交差点	福岡県福岡市博多区大字下臼井　稲城交差点	福岡市	空港通り
福岡県道574号水城下臼井線	福岡県福岡市博多区大字下臼井　稲城交差点	福岡県福岡市博多区大字下臼井　空港北交差点	福岡市	空港通り
佐賀県道49号佐賀空港線	佐賀県佐賀市本庄町　本庄町袋交差点	佐賀県佐賀市川副町　九州佐賀国際空港	佐賀県	
佐賀県道54号西与賀佐賀線	佐賀県佐賀市川原町　与賀町交差点	佐賀県佐賀市赤松町　佐賀大学前交差点	佐賀県	
佐賀県道260号東与賀佐賀線	佐賀県佐賀市赤松町　佐賀大学前交差点	佐賀県佐賀市本庄町　佐大南交差点	佐賀県	
長崎県道38号長崎空港線	長崎県大村市西大村本町　桜馬場交差点	長崎県大村市箕島町（長崎空港）	長崎県	
長崎県道51号長崎南環状線	長崎県長崎市　木鉢IC	長崎県長崎市　戸町IC	長崎県道路公社	
	長崎県長崎市　戸町IC	長崎県長崎市　新戸町IC	長崎県	
	長崎県長崎市　新戸町IC	長崎県長崎市　田上IC	長崎県	自動車専用道路
長崎県道119号長崎インター線	長崎県長崎市早坂町　国道324号交差	長崎県長崎市　長崎IC	長崎県	
長崎県道236号神ノ島飽ノ浦線	長崎県長崎市木鉢町　長崎市道大浜町木鉢町線交差	長崎県長崎市木鉢町　長崎市道大浜町木鉢町線交差	長崎県	木鉢トンネル付近
熊本県道36号熊本益城大津線	熊本県益城町　益城熊本空港IC	熊本県益城町大字小谷　益城町小谷交差点	熊本県	
熊本県道251号郡築横手線	熊本県八代市大村町　熊本県道336号交差	熊本県八代市横手新町　田中西町交差点	熊本県	
熊本県道336号八代港線	熊本県八代市東片町　八代港線入口交差点	熊本県八代市大村町　熊本県道251号交差	熊本県	
	熊本県八代市永碇町　熊本県道42号交差	熊本県八代市郡築五番町（東西OT八代油槽所、JONET八代油槽所）	熊本県	
県道339号北外輪山大津線	熊本県大津町引水　ミルクロード入口交差点	熊本県大津町大津　大津IC入口交差点	熊本県	
大分県道21号大分臼杵線	大分県大分市　大分IC	大分県大分市西大道　椎迫入口交差点	大分県	
大分県道22号大在大分港線	大分県大分市新川　新川交差点	大分県大分市大字家島　大野川大橋西交差点	大分県	臨海産業道路
大分県道611号大分港線	大分県大分市中央町　昭和通り交差点	大分県大分市新川　新川交差点	大分県	
大分県道539号鶴崎港線	大分県大分市大字家島　大分市道家島南北1号線の交差	大分県大分市大字一の洲（ENEOS大分製油所進入路入口）	大分県	
大分県道545号大分空港線	大分県国東市武蔵町糸原　大分空港入口交差点	大分県国東市安岐町下原　空港出口交差点	大分県	
大分県道610号松岡日岡線	大分県大分市公園通り西　公園東インター入口交差点	大分県大分市大字横尾　昭和電工ドーム大分東交差点	大分県	
宮崎県道10号宮崎インター佐土原線	宮崎県宮崎市日ノ出町　宮崎港前交差点	宮崎県宮崎市　宮崎IC	宮崎県	
宮崎県道11号宮崎島之内線	宮崎県宮崎市橘通東　県庁前交差点	宮崎県宮崎市一の宮町　一の宮交差点	宮崎県	
宮崎県道15号日知屋財光寺線	宮崎県日向市大字日知屋　仙ケ埼交差点	宮崎県日向市大字財光寺　お倉ケ浜交差点	宮崎県	
宮崎県道18号荒武新富線	宮崎県西都市岡富　四日市交差点	宮崎県新富町富田　下城元交差点	宮崎県	
宮崎県道44号宮崎高鍋線	宮崎県新富町大字新田　宮崎県道18号交差	宮崎県新富町大字新田（新田原基地）	宮崎県	
宮崎県道52号宮崎空港線	宮崎県宮崎市大字赤江（宮崎空港）	宮崎県宮崎市大字本郷南方　空港ランプ交差点	宮崎県	
宮崎県道321号西都インター線	宮崎県西都市　西都IC	宮崎県西都市大字黒生野　インター入口交差点	宮崎県	

路線名	区間		管理者	備考
宮崎県道350号内海港線	宮崎県宮崎市大字内海　国道220号交差	宮崎県宮崎市大字内海（ENEOS宮崎油槽所）	宮崎県	
宮崎県道434号風田星倉線	宮崎県日南市　日南東郷IC	宮崎県日南市星倉　馬越交差点	宮崎県	
鹿児島県道17号指宿鹿児島インター線	鹿児島県南九州市　頴娃IC	鹿児島県指宿市　大迫交差点	鹿児島県	
鹿児島県道63号志布志福山線	鹿児島県志布志市志布志町志布志関屋口交差点	鹿児島県志布志市　志布志IC	鹿児島県	
	鹿児島県志布志市　有明北IC	鹿児島県曽於市大熊町岩川　合庁入口交差点	鹿児島県	
鹿児島県道71号垂水南之郷線	鹿児島県曽於市大熊町岩川　合庁入口交差点	鹿児島県曽於市大熊町岩川　曽於弥五郎IC	鹿児島県	
鹿児島県道219号玉取迫鹿児島港線	鹿児島県鹿児島市　谷山IC	鹿児島県鹿児島市南栄　運輸支局入口交差点	鹿児島県	

④ 市町村道・臨港道路等

路線名	区間		管理者	備考
北九州市道西港町2号線	福岡県北九州市小倉北区西港町　国道199号交差	福岡県北九州市小倉北区西港町　西港郵便局前交差点	北九州市	
北九州市道西港町6号線	福岡県北九州市小倉北区西港町　北九州市道西港町2号線交差	福岡県北九州市小倉北区西港町（JONET小倉油槽所）	北九州市	
北九州市道西港町18号線	福岡県北九州市小倉北区西港町　西港郵便局前交差点	福岡県北九州市小倉北区西港町（東西OT北九州油槽所）	北九州市	
福岡市道下臼井博多駅線	福岡県福岡市　空港通IC	福岡県福岡市博多区大字下臼井　空港北口交差点	福岡市	空港通り
福岡市道荒津1397号線	福岡県福岡市 西公園IC	福岡県福岡市中央区荒津（ENEOS福岡第1油槽所等）	福岡市	
福岡市道西戸崎通り線	福岡県福岡市東区大字西戸崎　西戸崎交差点	福岡県福岡市東区西戸崎　福岡市道西戸崎桟橋線交差	福岡市	
福岡市道西戸崎桟橋線	福岡県福岡市東区西戸崎　福岡市道西戸崎通り線交差	福岡県福岡市東区西戸崎(JONET福岡油槽所）	福岡市	
長崎市道大浜町木鉢町線	長崎県長崎市　木鉢IC	長崎県長崎市木鉢町　長崎県道236号交差	長崎市	
	長崎県長崎市木鉢町　長崎県道236号交差	長崎県長崎市木鉢町（出光長崎油槽所）	長崎市	
佐世保市道大塔側道1号線	長崎県佐世保市大塔町　佐世保大塔IC	長崎県佐世保市大塔町　佐世保市道尼潟循環支線交差	佐世保市	
佐世保市道尼潟循環支線	長崎県佐世保市大塔町　佐世保市道大塔側道1号線交差	長崎県佐世保市卸本町　佐世保市道尼潟循環線交差	佐世保市	
佐世保市道尼潟循環線	長崎県佐世保市卸本町　佐世保市道尼潟循環支線交差	長崎県佐世保市白岳町　佐世保市道大和楠ヶ浦線交差	佐世保市	
佐世保市道大和楠ヶ浦線	長崎県佐世保市白岳町　佐世保市道尼潟循環線交差	長崎県佐世保市大塔町(東西OT佐世保油槽所）	佐世保市	
大分市道家島南北6号線	大分県大分市大字家島　大野川大橋西交差点	大分県大分市大字家島　大分市道家島南北1号線の交差	大分市	
大分市道家島南北1号線	大分県大分市大字家島　大分市道家島南北6号線の交差	大分県大分市大字家島　大分県道539号鶴崎港線の交差	大分市	
鹿児島市道谷山港1号線	鹿児島県鹿児島市南栄　運輸支局入口交差点	鹿児島県鹿児島市谷山港(出光鹿児島油槽所、東西OT鹿児島油槽所）	鹿児島市	
臨港道路白浜線	宮崎県日向市大字日知屋　竹島入口交差点	宮崎県日向市大字日知屋(東西OT日向油槽所）	宮崎県	
臨港道路宮崎港	宮崎県宮崎市日ノ出町　宮崎港前交差点	宮崎県宮崎市港東（東西OT宮崎油槽所）	宮崎県	

別表３－１　都道府県別の被害規模と警察及び消防機関の体制

都道府県	重点受援県	被害想定				警察部隊・消防部隊		
		①死者数（中央値）	②自力脱出困難者数（中央値）	①＋②	被害規模の目安	都道府県警察官の定員	消防職員数	消防団員数
福岡県		0	35	35	概ね1割	11,124	5,066	23,811
佐賀県		0	0	0		1,717	1,124	17,583
長崎県		5	95	100		3,075	1,728	18,123
熊本県		10	0	10		3,107	2,458	29,840
大分県	○	4,250	2,340	6,590		2,092	1,662	13,755
宮崎県	○	15,500	10,800	26,300		2,034	1,248	13,674
鹿児島県		190	120	310		3,035	2,365	14,716
九州計		19,955	13,390	33,345		26,184	15,651	131,502

注）死者数、自力脱出困難者は、「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）」（平成２４年８月）の各ケースの死者数、自力脱出困難者の中央値である。
注）警察官の定員の数は、令和５年４月時点。
注）消防職員、消防団員数は、令和４年４月時点。

別表３－２「広域進出拠点」、重点受援県内の「進出拠点」、「DMAT 陸路参集拠点」（候補地）一覧

都道府県	施設名称	所在地	アクセス	警察庁	消防庁	防衛省	国土交通省	中核給油所	ＤＭＡＴ陸路参集拠点候補地
福岡県	山田ＳＡ　《下り線》	福岡県朝倉市	大分自動車道					●	○
福岡県	古賀ＳＡ　《下り線》	福岡県古賀市	九州自動車道	◎				●	
熊本県	山江ＳＡ　《下り線》	熊本県山江村	九州自動車道					●	○
大分県	大分スポーツ公園	大分県大分市	国道１９７号	○	○				○
大分県	竹田市総合運動公園	大分県竹田市	国道５０２号		○				
大分県	大貞総合運動公園	大分県中津市	国道１０号		○				
大分県	玖珠ＳＡ　《下り線》	大分県玖珠町	大分自動車道	◎					
大分県	大原グランド	大分県日田市	国道２１２号		○				
大分県	別府湾ＳＡ　《下り線》	大分県別府市	大分自動車道	○	◎			●	○
大分県	佐伯市総合運動公園	大分県佐伯市	東九州自動車道	○	○				
宮崎県	西階公園	宮崎県延岡市	宮崎県道２４１号線	○	○				
宮崎県	高千穂町総合公園	宮崎県高千穂町	国道２１８号		○				
宮崎県	都城市公設地方卸売市場	宮崎県都城市	国道１０号		○				
宮崎県	霧島ＳＡ　《下り線》	宮崎県小林市	宮崎自動車道	◎	◎			●	○
宮崎県	川南ＰＡ	宮崎県川南町	東九州自動車道	◎				●	

注）◎：広域進出拠点、○進出拠点・ＤＭＡＴ陸路参集拠点候補地
注）ＤＭＡＴ参集拠点候補地は、上表の他に空路参集拠点候補地として、新千歳空港、航空自衛隊千歳基地、仙台空港、花巻空港、新潟空港、東京国際空港、名古屋飛行場、静岡空港、南紀白浜空港、高松空港、松山空港、福岡空港、熊本空港、鹿児島空港がある。（名古屋飛行場と高松空港は陸路参集拠点を兼ねる。）

別表３－３　航空機用救助活動拠点（候補地）

都道府県	施設名称	所在地	管理者	用途
福岡県	奈多ヘリポート	福岡県福岡市	福岡国際空港㈱	航空機の駐機・給油等
福岡県	北九州空港	福岡県北九州市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
熊本県	熊本空港（陸上自衛隊高遊原分屯地を含む）	熊本県益城町	国土交通省、防衛省	航空機の駐機・給油等
大分県	大分空港	大分県国東市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
大分県	佐伯市総合運動公園	大分県佐伯市	佐伯市	空からの救出救助・消火活動等
大分県	大分スポーツ公園	大分県大分市	株式会社大宜	空からの救出救助・消火活動等
大分県	大分県央飛行場	大分県豊後大野市	大分県	航空機の駐機・給油等
宮崎県	日向市牧水公園交流施設	宮崎県日向市	日向市	空からの救出救助・消火活動等
宮崎県	航空自衛隊新田原基地	宮崎県新富町	防衛省	航空機の駐機等
宮崎県	清水台総合公園	宮崎県西都市	西都市	空からの救出救助・消火活動等
宮崎県	宮崎空港	宮崎県宮崎市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
宮崎県	宮崎市生目の杜運動公園	宮崎県宮崎市	宮崎市	空からの救出救助・消火活動等
鹿児島県	鹿児島空港	鹿児島県霧島市	国土交通省	航空機の駐機・給油等

注１）用途については、第３章４．（２）による分類に基づき、（ア）災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点については、「航空機の駐機・給油等」又は「航空機の駐機等」と、（イ）甚大な津波被害が想定される地域にて、大規模な空からの救助活動のために活用することが想定される拠点については、「空からの救出救助・消火活動等」と表記している。

注２）（イ）に分類される航空機用救助活動拠点は、津波被害が甚大な地域において、都道府県が活動拠点候補地として計画している施設のうちから、大型回転翼機が複数離発着でき、かつ、部隊の宿営、資機材の集積等が十分に行えるよう、概ね 10ha 以上の敷地面積を有するもの（周辺に 10ha 以上のものがない場合には、それ以下のものも含む。）から選定した。

別表４－１　被災地内の航空搬送拠点候補地

・ 被災府県が確保する航空搬送拠点の候補は、以下のとおりである。
・ 被災地内の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者をＳＣＵにて受け入れ、広域医療搬送するための拠点である。被災府県はこのために必要なＤＭＡＴその他の人材の配置、資器材・物資の配備を行う。
・ このうち、被災地内でも比較的被害が軽微な地域に存在する以下に掲げるような航空搬送拠点は、発災時にも周辺の医療機関が機能している可能性が高いことから、より被害が甚大な地域の負担を軽減するため、上記の機能に加え、災害現場、近隣の災害拠点病院等から患者を積極的に受入れることを想定する。

  このため、こうした航空搬送拠点・ＳＣＵには、患者の一時収容機能に加えて、患者の状態に応じて、広域医療搬送、地域医療搬送を臨機応変に選択できるよう、緊急度判定の機能を確保する。

  例：静岡空港（静岡県）、名古屋飛行場（愛知県）、高松空港（香川県）、松山空港（愛媛県）、熊本空港（熊本県）、鹿児島空港（鹿児島県）

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	大型 回転翼機
福岡県	福岡空港	○	○
福岡県	北九州空港	○	○
熊本県	陸上自衛隊高遊原分屯地、崇城大学空港キャンパス及び熊本県防災消防航空センター	○	○
大分県	大分空港	○	○
大分県	大分スポーツ公園		○
宮崎県	宮崎空港	○	○
宮崎県	航空自衛隊新田原基地	○	○
鹿児島県	鹿児島空港	○	○

別表４－２　被災地外の航空搬送拠点候補地

・ 非被災道県及び東京都等が確保する被災地外の航空搬送拠点の候補は、以下の通りである。
・ 被災地外の航空搬送拠点は、被災地からの患者を受入れ、周辺医療機関への搬送の拠点となる。

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	大型 回転翼機
佐賀県	佐賀空港	○	○
長崎県	長崎空港	○	○

別表５－３（１） 広域物資輸送拠点

整理番号	都道府県	施設名称	所在地 住所	敷地面積（㎡）	上屋		駐車(待機)スペース面積(㎡)	物資配分先市町村の避難者数（1日当たりの最大値）	プッシュ型支援における供給の有無								備考
					有無	床面積（㎡）			食料	毛布	乳児用粉ミルク	おむつ（乳児・小児）	おむつ（大人）	携帯トイレ簡易トイレ	トイレットペーパー	生理用品	
69	熊本県	熊本産業展示場（グランメッセ熊本）	益城町福富1010	120,828	有	15,825	53,200	10,825	○	―	○	○	○	○	○	○	現施設内で使用可能なフォークリフトを発災後調達予定
70	大分県	大分スポーツ公園	大分市横尾1351	80,572	有	92,882	28,742	79,279	○	○	○	○	○	○	○	○	
71	宮崎県	都城トラック団地協同組合	都城市上水流町818-1	87,956	有	17,904	63,293	135,833	○	○	○	○	○	○	○	○	
72		高千穂家畜市場	高千穂町大字三田井883-1	12,472	有	3,120	5,500	75,157	○	○	○	○	○	○	○	○	
73	鹿児島県	霧島市公設地方卸売市場	霧島市国分広瀬1629－1	17,435	有	2,200	7,200	5,607	○	○	○	○	○	○	○	○	今後速やかにフォークリフトを調達できる体制を整える。
74		鹿児島市中央卸売市場青果市場	鹿児島市東開町11－1	97,393	有	33,024	24,000	9,728	○	○	○	○	○	○	○	○	今後速やかにフォークリフトを調達できる体制を整える。
75		串良町平和公園内ゲートボール場	鹿屋市串良町有里4915-4	52,000	有	1,795	7,500	3,403	○	○	○	○	○	○	○	○	

備考）・被災や施設の使用状況により広域物資輸送拠点の開設が困難な場合には、被災府県は速やかに代替拠点を選定し、開設するものとする。
・本表の施設は、発災後、被災府県の災害対策本部が指定する施設に変更される場合がある。その場合には、当該府県の災害対策本部は、速やかに緊急災害対策本部に対して変更した施設の情報を報告するものとする。

別表５－３（２） 広域物資搬送拠点（代替拠点）

整理番号	都道府県	施設名称	所在地 住所	敷地面積（㎡）	上屋		駐車(待機)スペース面積(㎡)
					有無	床面積（㎡）	
116	宮崎県	九州西濃運輸㈱宮崎支店	宮崎市清武町船引1013-1	18,400	有	3,500	7,000
117		宮崎県経済連椎茸流通センター	日向市大字塩見11974-1	11,000	有	4,426	2,000
118		南郷くろしおドーム	日南市南郷町中村西町1-1	9,000	有	3,600	5,000

別表６－１ 製油所・油槽所

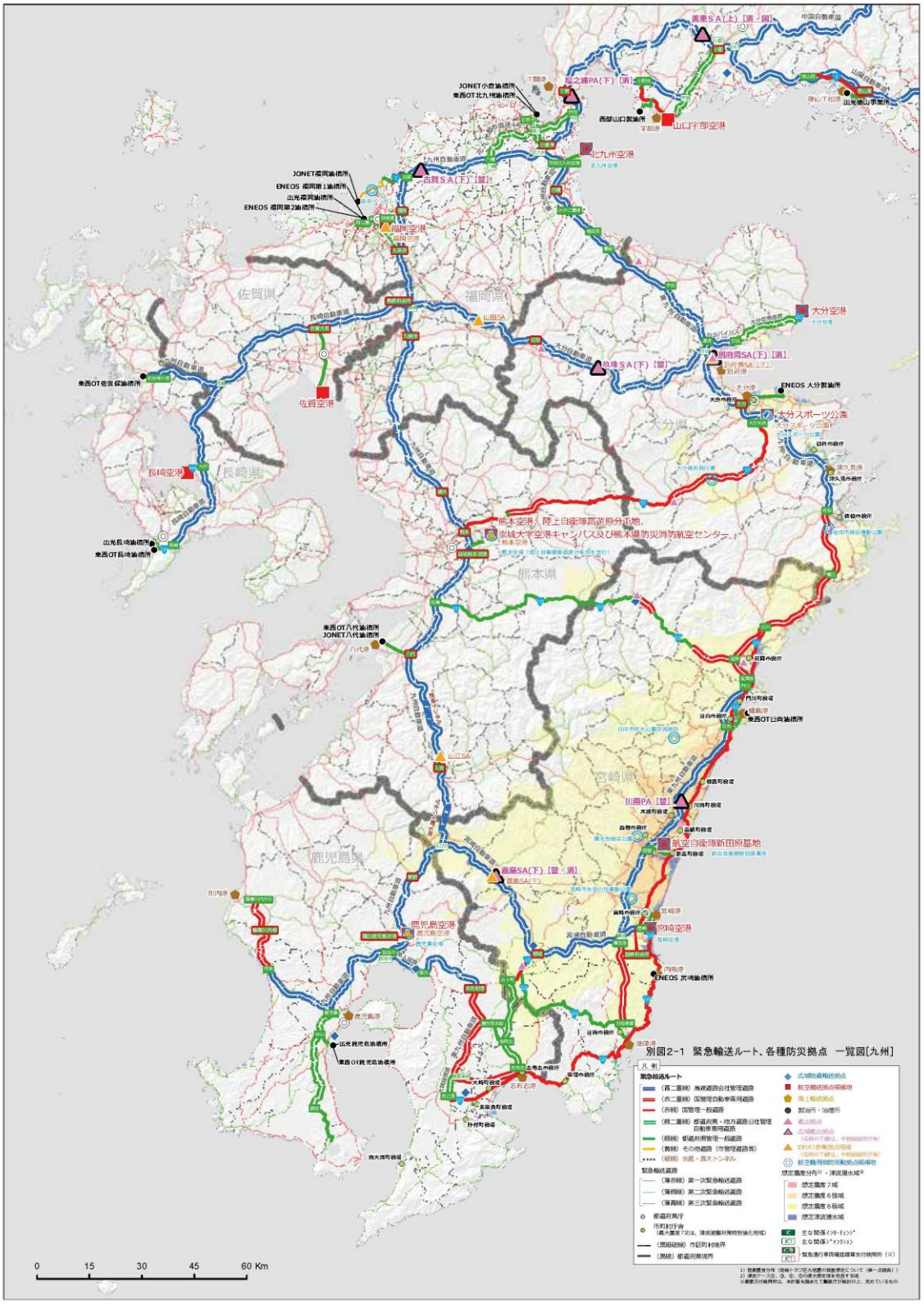
製油所・油槽所名	住所
東西オイルターミナル 北九州油槽所	福岡県北九州市
ジャパンオイルネットワーク 小倉油槽所	福岡県北九州市
ジャパンオイルネットワーク 福岡油槽所	福岡県福岡市
ENEOS 福岡第1油槽所	福岡県福岡市
出光興産 福岡油槽所	福岡県福岡市
ENEOS 福岡第2油槽所	福岡県福岡市
東西オイルターミナル 佐世保油槽所	長崎県佐世保市
出光興産 長崎油槽所	長崎県長崎市
東西オイルターミナル 長崎油槽所	長崎県長崎市
東西オイルターミナル 八代油槽所	熊本県八代市
ジャパンオイルネットワーク 八代油槽所	熊本県八代市
ENEOS 大分製油所	大分県大分市
東西オイルターミナル 日向油槽所	宮崎県日向市
ENEOS 宮崎油槽所	宮崎県宮崎市
出光興産 鹿児島油槽所	鹿児島県鹿児島市
東西オイルターミナル 鹿児島油槽所	鹿児島県鹿児島市

注）本表は、緊急輸送ルートと接続されている製油所・油槽所を示している。

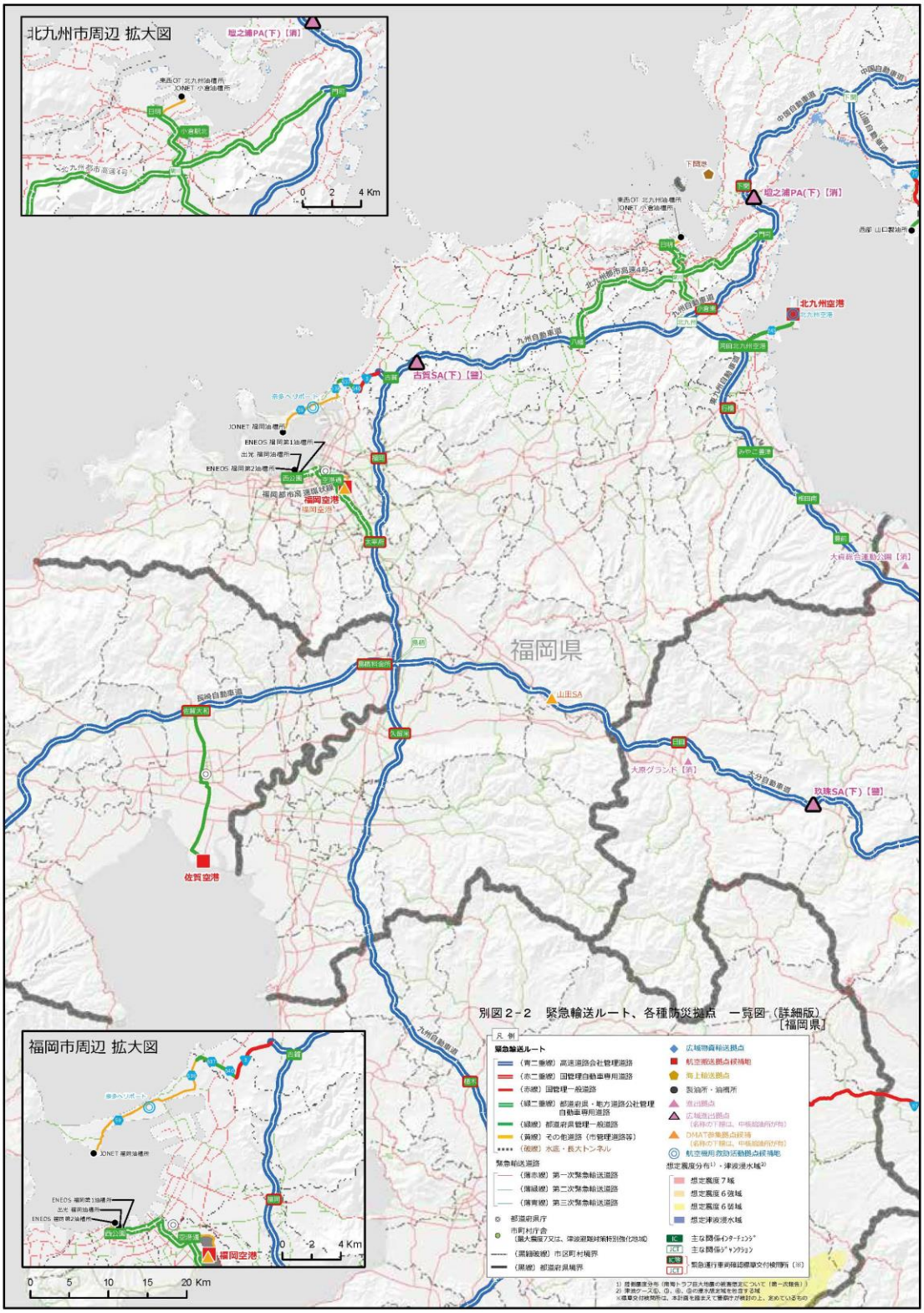
別表７－１ 海上輸送拠点（受入港）

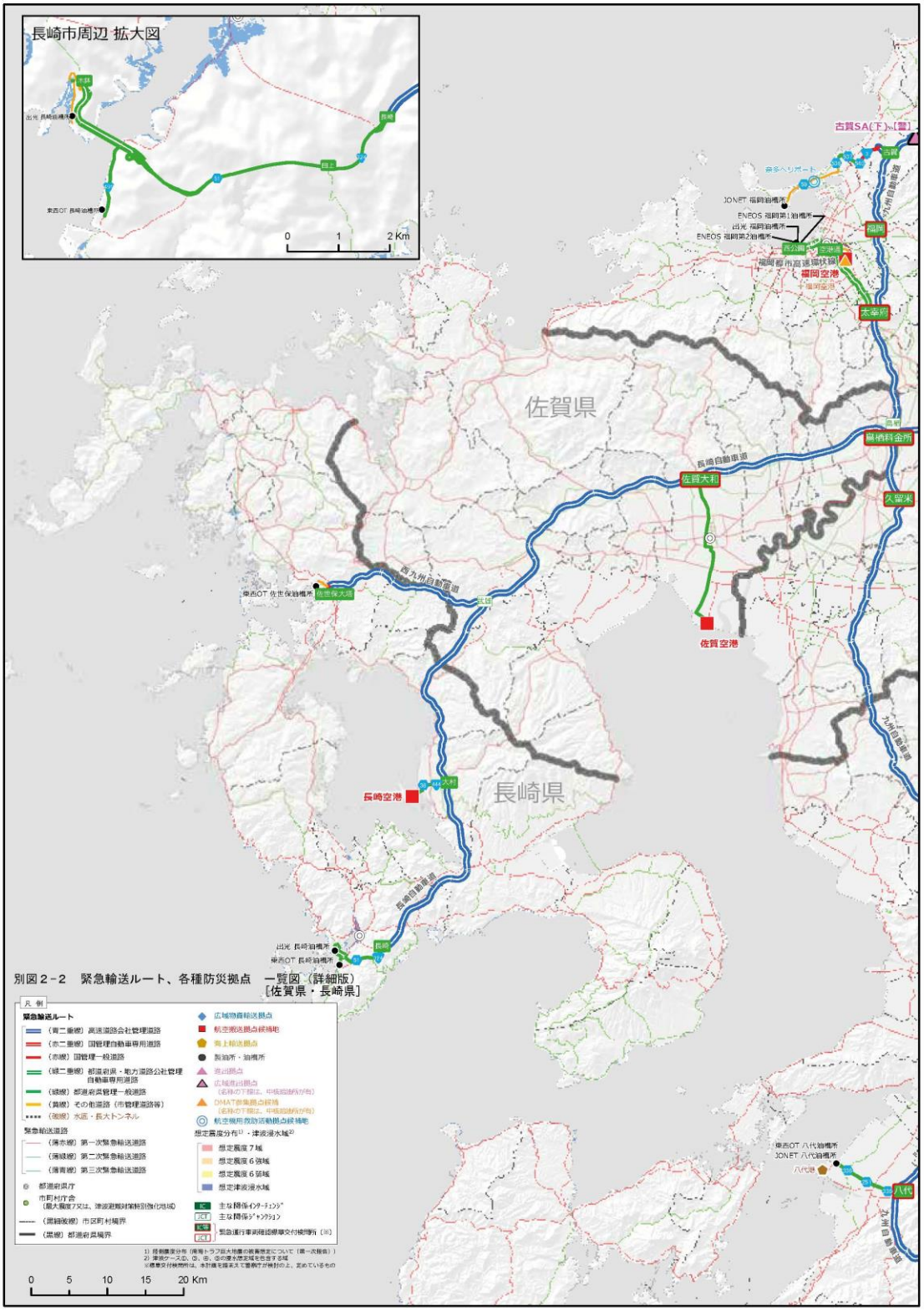
都道府県	港湾名
大分県	別府港
	大分港
	津久見港
宮崎県	内海港
	宮崎港
	細島港
	油津港
熊本県	八代港
鹿児島県	鹿児島港
	志布志港
	川内港

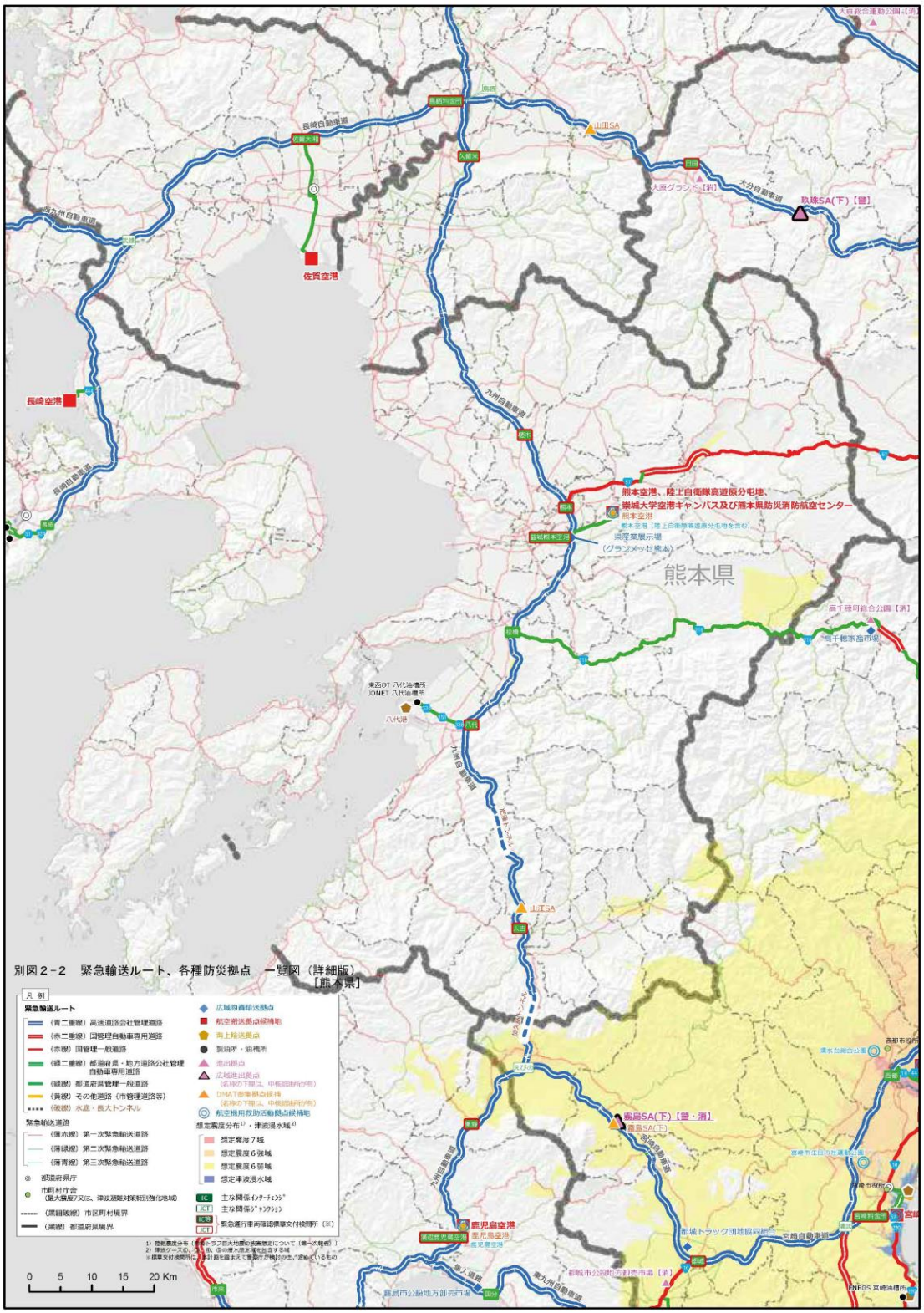
別図２－１　緊急輸送ルート、各種防災拠点　一覧図［九州］



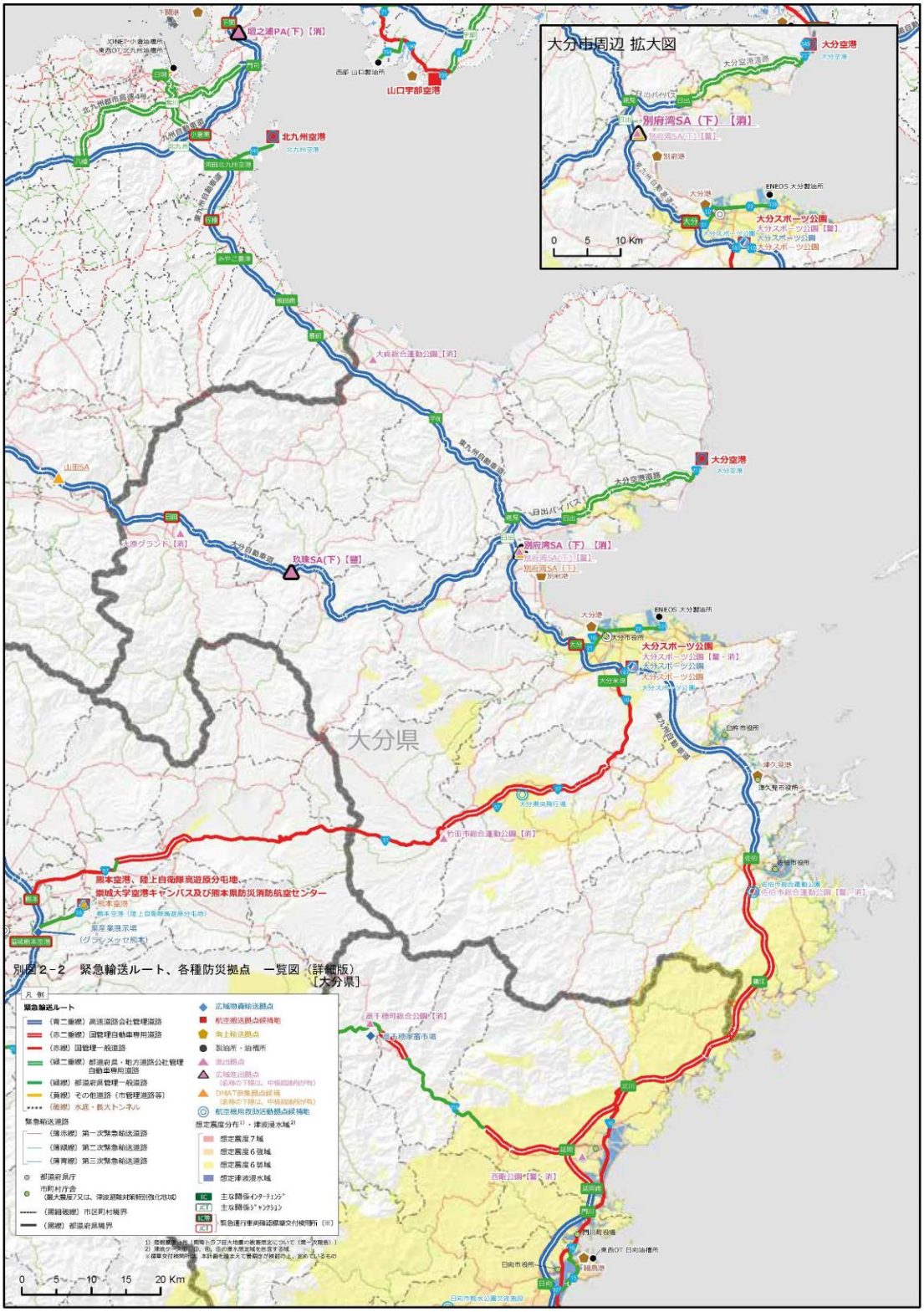
別図２－２　緊急輸送ルート、各種防災拠点　一覧図（詳細版）

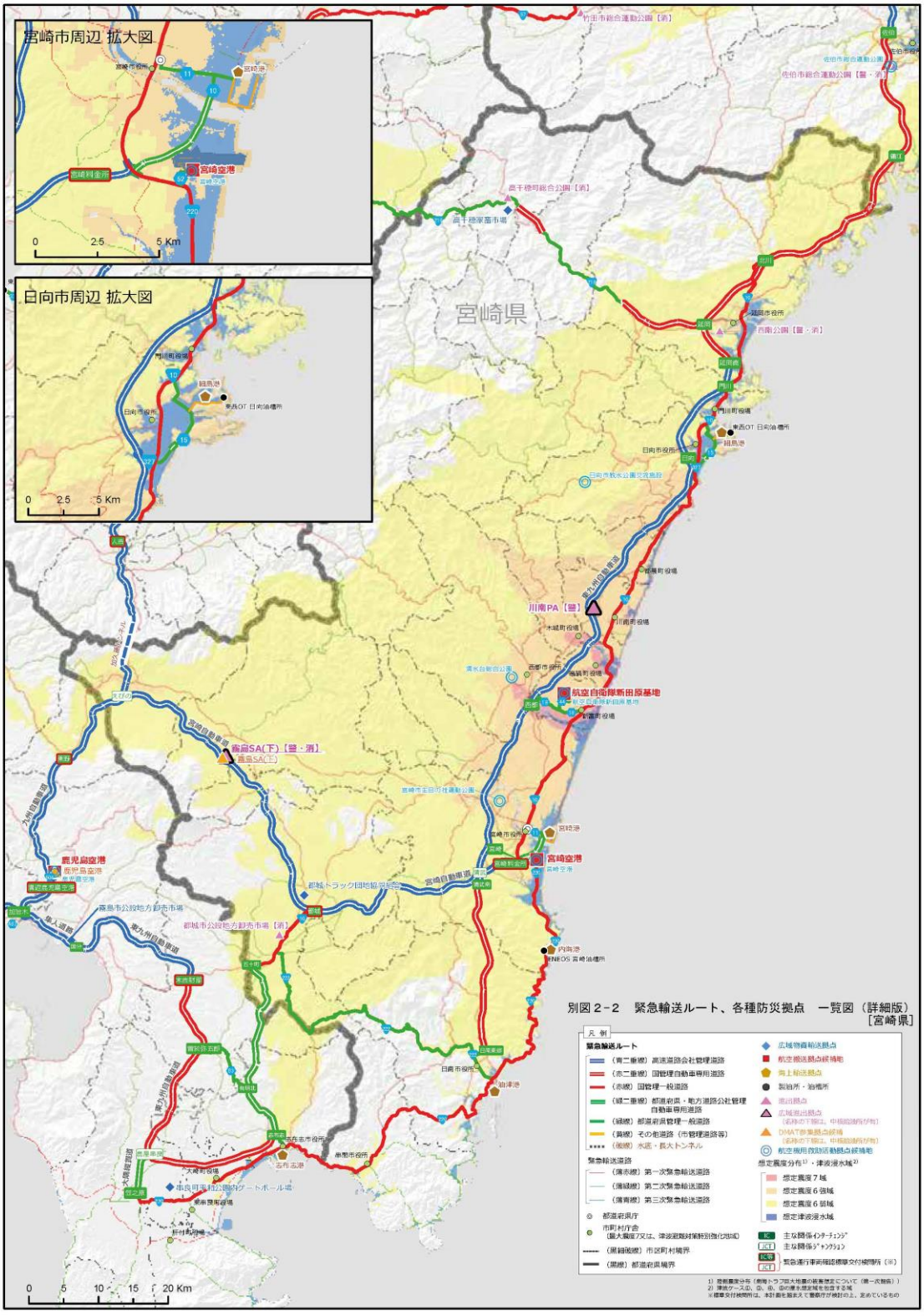


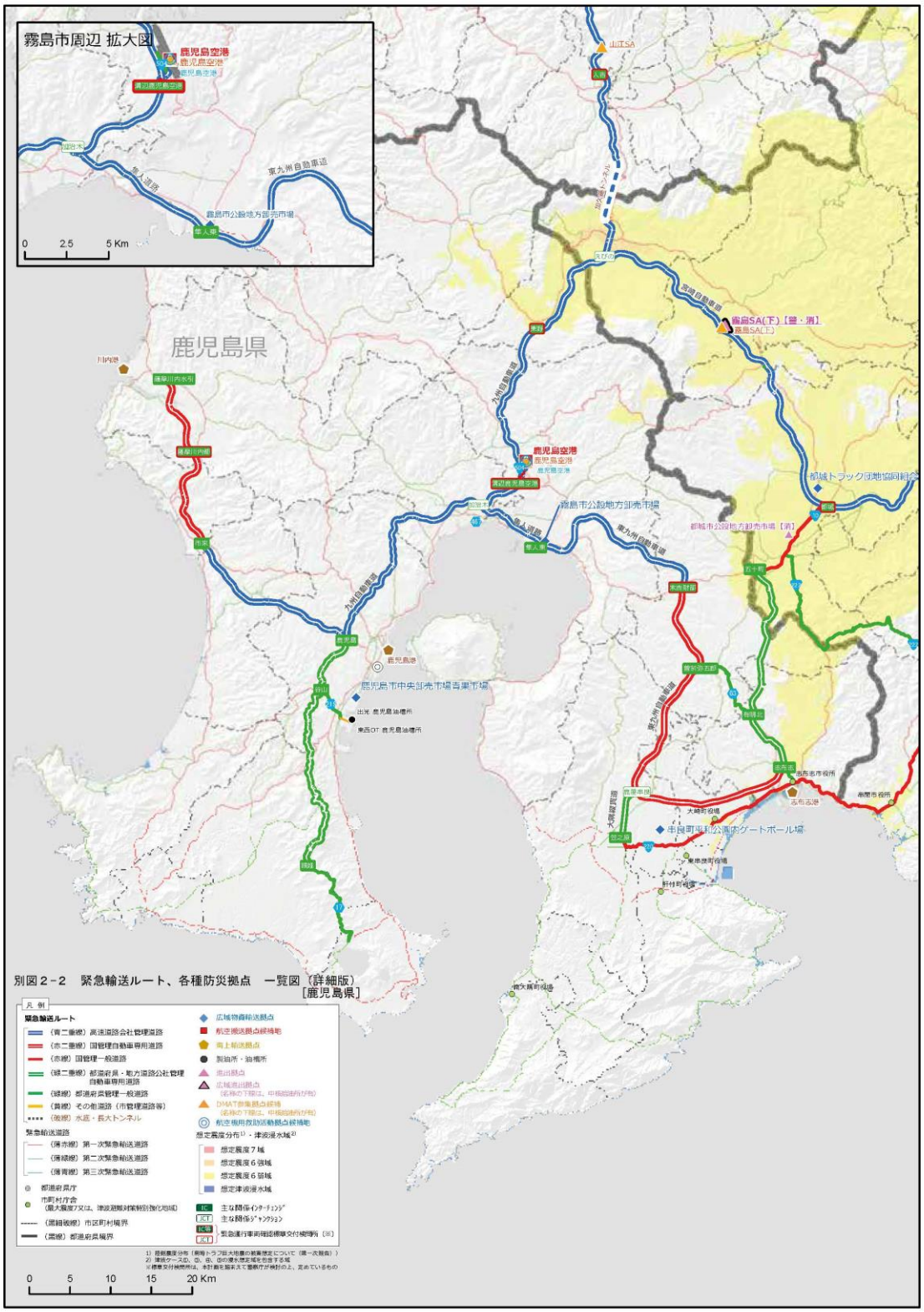

長崎市周辺 拡大図
0
1
2 Km
古賀SA(下)
古賀
福岡
JCNET 福岡油槽所
ENEOS 福岡第1油槽所
出光 福岡油槽所
ENEOS 福岡第2油槽所
福岡空港
太宰府
佐賀県
鳥栖料金所
長崎自動車道
佐賀大和
久留米
東西OT 佐世保油槽所
佐世保大塔
佐賀空港
長崎空港
大村
長崎県
出光 長崎油槽所
東西OT 長崎油槽所
東西OT 八代油槽所
JONET 八代油槽所
八代
別図２－２　緊急輸送ルート、各種防災拠点　一覧図（詳細版）
[佐賀県・長崎県]
凡例
緊急輸送ルート
（青二重線）高速道路会社管理道路
（赤二重線）国管理自動車専用道路
（赤線）国管理一般道路
（緑二重線）都道府県・地方道路公社管理自動車専用道路
（緑線）都道府県管理一般道路
（黄線）その他道路（市管理道路等）
（破線）水底・長大トンネル
緊急輸送道路
（薄赤線）第一次緊急輸送道路
（薄緑線）第二次緊急輸送道路
（薄青線）第三次緊急輸送道路
都道府県庁
市町村庁舎
（最大震度７又は、津波避難対策特別強化地域）
（黒細破線）市区町村境界
（黒線）都道府県境界
広域物資輸送拠点
航空搬送拠点候補地
海上輸送拠点
製油所・油槽所
搬出拠点
広域搬出拠点
（名称の下線は、中核拠点分）
DMAT参集拠点候補地
（名称の下線は、中核拠点分）
航空機用救助活動拠点候補地
想定震度分布1)・津波浸水域2)
想定震度７域
想定震度６強域
想定震度６弱域
想定津波浸水域
主な開保インターチェンジ
主な開保ジャンクション
緊急通行車両確認標章交付検問所（※）
1) 将来震度分布（南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告））
2) 津波ケース①、③、⑤、⑥の浸水想定域を包含する域
※標章交付検問所は、本計画を踏まえて警察庁が検討の上、定めているもの
0
5
10
15
20 Km



別図２－２　緊急輸送ルート、各種防災拠点　一覧図（詳細版）
［熊本県］


大分市周辺 拡大図
大分空港
別府湾SA（下）【消】
大分スポーツ公園
ENEOS 大分製油所
0 5 10 Km
山口宇部空港
北九州空港
福岡空港
大分県
熊本空港、陸上自衛隊高遊原分屯地、
崇城大学空港キャンパス及び熊本県防災消防航空センター
別図２－２　緊急輸送ルート、各種防災拠点　一覧図（詳細版）
［大分県］
凡例
緊急輸送ルート
広域物資輸送拠点
航空搬送拠点候補地
海上輸送拠点
製油所・油槽所
搬出拠点
広域搬出拠点
DMAT参集拠点候補
航空機用救助活動拠点候補地
想定震度分布
主な関係インターチェンジ
主な関係ジャンクション
緊急通行車両確認標章交付機関等
0 5 10 15 20 Km


宮崎市周辺 拡大図
宮崎空港
宮崎料金所
0 2.5 5 Km
日向市周辺 拡大図
細島港
東西OT 日向油槽所
日向市役所
0 2.5 5 Km
宮崎県
川南PA【警】
航空自衛隊新田原基地
高鍋SA(下)【警・消】
高鍋SA(上)
宮崎空港
鹿児島空港
都城トラック団地協同組合
都城市公設地方卸売市場【消】
高鍋市公設地方卸売市場
内海港
ENEOS 宮崎油槽所
日向市役所
細島港
志布志市役所
志布志港
串間市役所
車両用電子制御トールゲート実験場
0 5 10 15 20 Km
別図２-２ 緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図（詳細版）
［宮崎県］
凡例
緊急輸送ルート
（青二重線）高速道路会社管理道路
（赤二重線）国管理自動車専用道路
（赤線）国管理一般道路
（緑二重線）都道府県・地方道路公社管理自動車専用道路
（緑線）都道府県管理一般道路
（黄線）その他道路（市管理道路等）
（破線）水底・長大トンネル
緊急輸送道路
（薄赤線）第一次緊急輸送道路
（薄緑線）第二次緊急輸送道路
（薄青線）第三次緊急輸送道路
都道府県庁
市町村庁舎
（最大震度７又は、津波避難対策特別強化地域）
（黒細破線）市区町村境界
（黒線）都道府県境界
広域物資輸送拠点
航空搬送拠点候補地
海上輸送拠点
製油所・油槽所
搬出拠点
広域進出拠点
（名称の下線は、中核広域拠点）
DMAT参集拠点候補
（名称の下線は、中核広域拠点）
航空機用臨時離着陸場候補地
想定震度分布1)・津波浸水域2)
想定震度７域
想定震度６強域
想定震度６弱域
想定津波浸水域
IC 主な開係インターチェンジ
JCT 主な開係ジャンクション
広域 緊急運行車両用臨時標章交付機関所（※）
JCT
1) 想定震度分布（南海トラフ巨大地震の最新想定について（第一次報告））
2) 津波ケース①、②、③、⑤の最大想定域を包括する領域
※標章交付機関所は、本計画を踏まえて警察庁が検討の上、定めているもの



別図２－２　緊急輸送ルート、各種防災拠点　一覧図（詳細版）
［鹿児島県］